

宮崎縣案内記

97-496



宮崎縣案内記

明治

40 0 23

内交

宮崎宮御造營奉告祭行はるゝに就き、宮崎縣を紹介して、參拜者の便を圖らんが爲、此冊子を編著し、弘く配布すること、なしぬ。

題して宮崎縣案内記といふ、其内容自ら多方面ならざる可らず、随つて、叙述の如きも、簡短を期したり、而して要所大方を擇びて、遺漏なからしむるに就き、多少の苦慮を費したるも、なほ或は補正を要するものあらむ、幸に讀者の清鑑に待つ

上卷の記事中農、工、商、水産、林業、教育、衛生等に關しては、各管掌者に資料を求め、且つ實查を試みて取捨宜しきを得んことを期し、下卷は舊記を博渉し、加味するに口碑傳説を以てし、また深く考證の域に入らざりき、こは此冊子が有する、當然の用意なる可し。寫眞は、いづれも最近の撮映に係り、頗る多數を集めたるも、複寫製版に耐わざるもの少からず、遺憾ながら選擇を施し、僅に八十面に止めぬ。

若し夫れ事業各部の精詳に至りては、宮崎縣各種統計書及び新に上梓せる宮崎縣治要覽竝に宮崎縣實業案内に據らむことを望む。

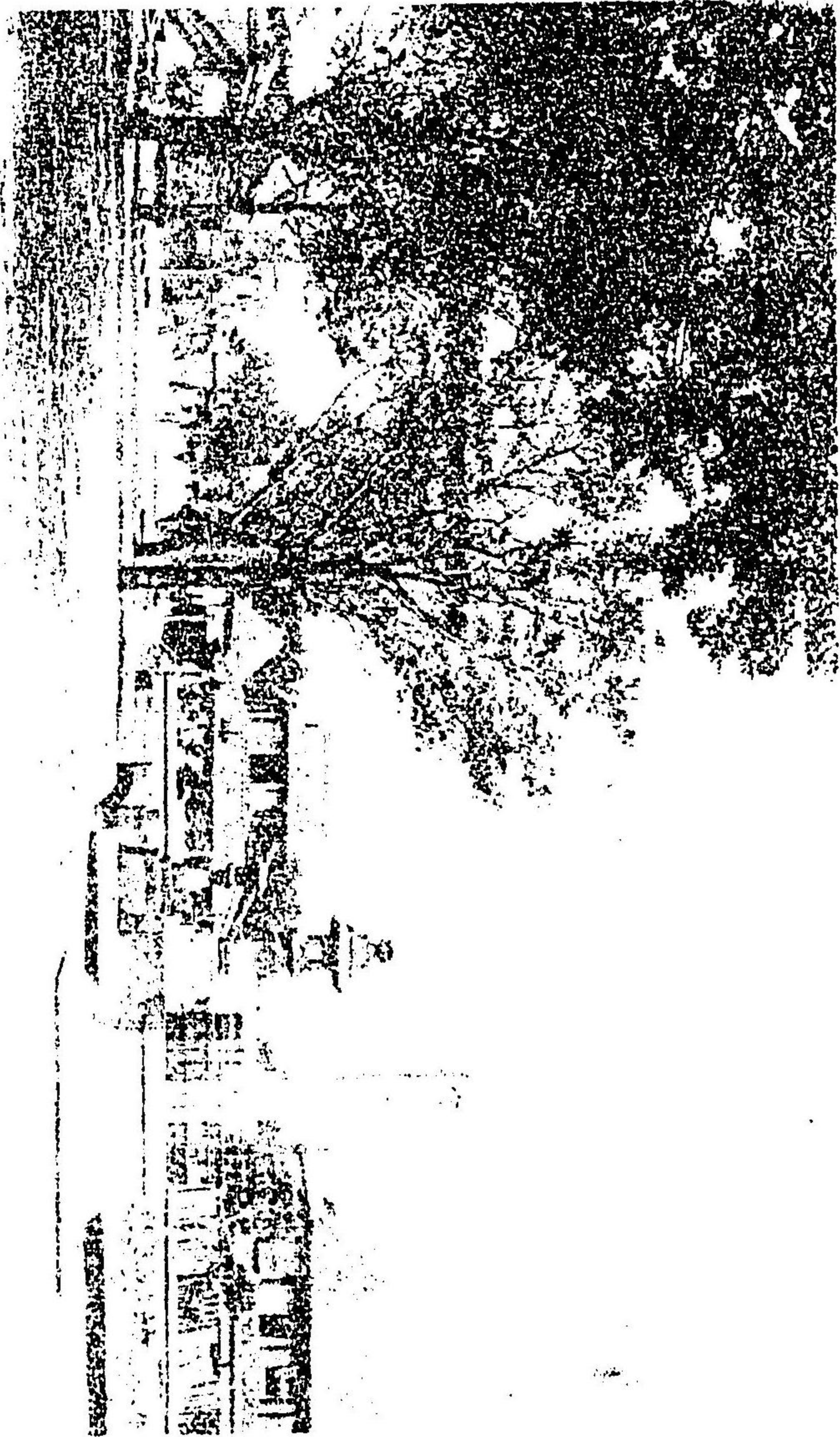
此冊子は岩切、西田、井澤、若山の諸氏に附託し、編纂を成就したり。

明治四十年十月

宮崎宮大祭協賛會

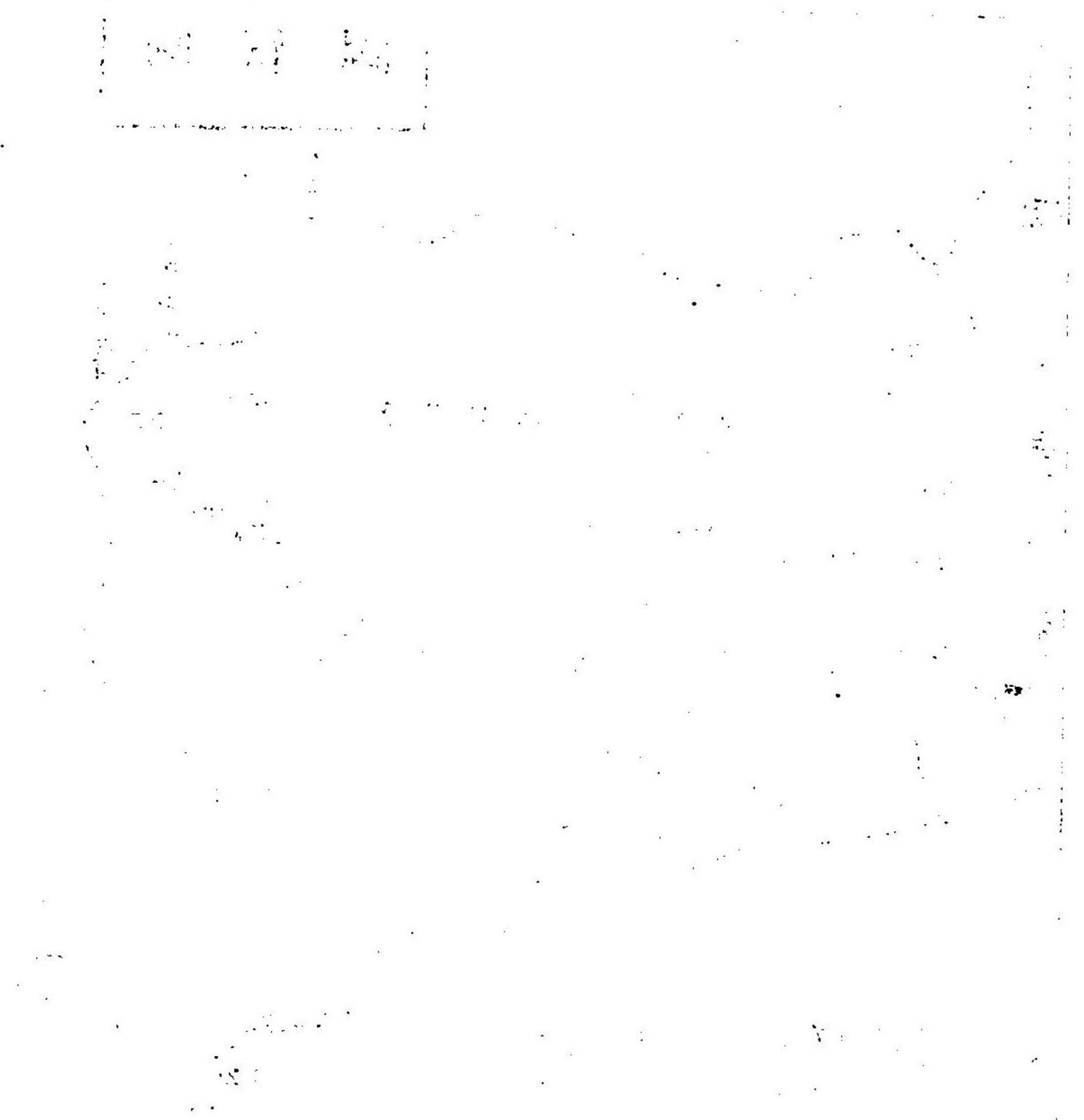
寫眞目次

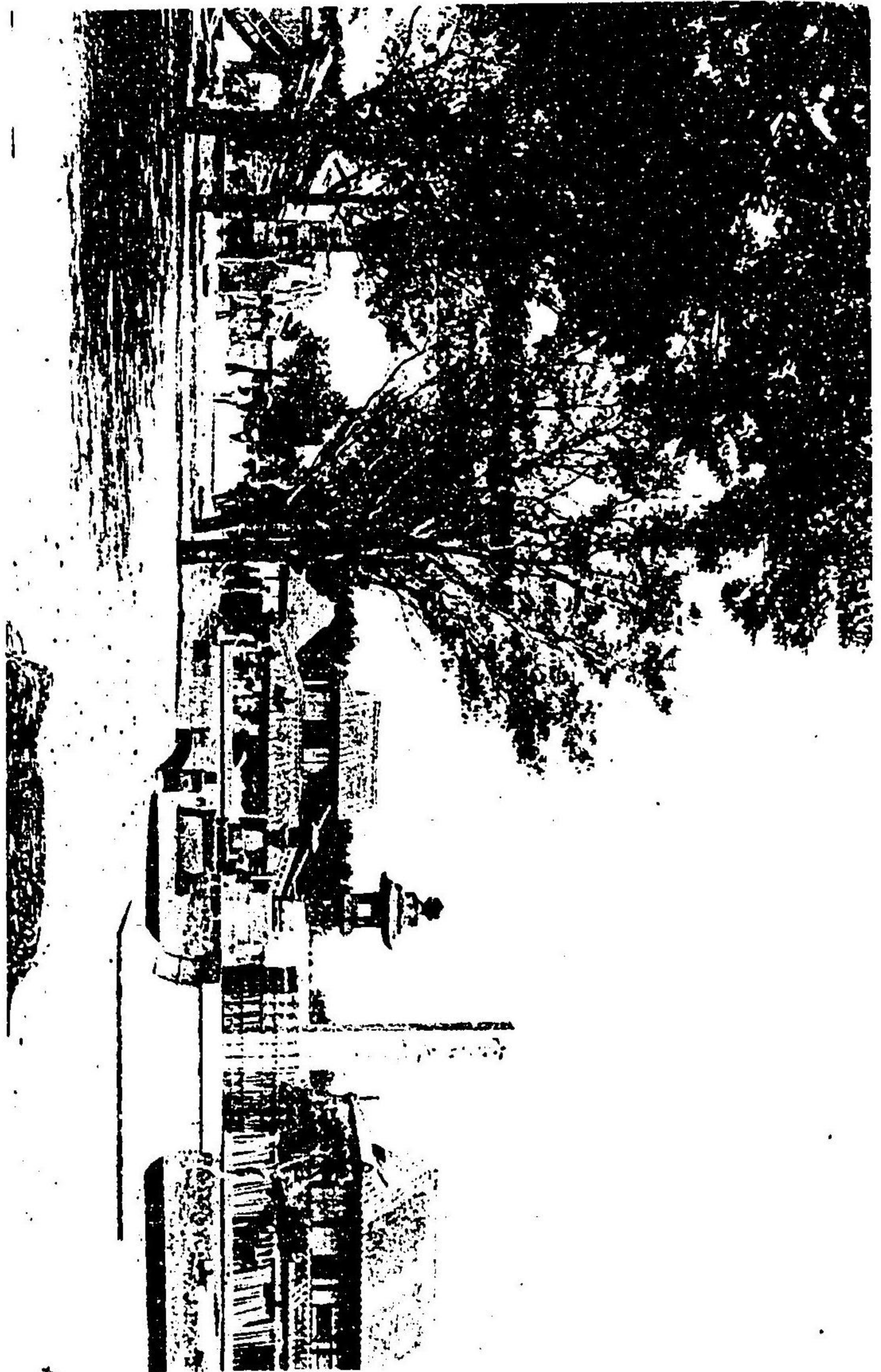
- | | | |
|-------------|--------------|---------------|
| 宮崎宮(其一) | 宮崎宮(其二) | 宮崎宮(其三) |
| 東宮殿下御旅館 | 宮崎市街 | 宮崎縣廳 |
| 宮崎縣立宮崎高等女學校 | 愛宕神社 | 宮崎郡立職業學校 |
| 落合双石 | 一葉濱 | 宮崎縣立宮崎中學校 |
| 宮崎縣重要物産共進會場 | 宮崎縣師範學校 | 安井息軒 |
| 宮崎縣立圖書館 | 島津忠寬 | 佐土原市街 |
| 宮崎縣水産試驗場 | 景清廟所 | 青島 |
| 宮崎競馬會建物 | 折生道港 | 日向水力電氣株式會社發電所 |
| 日向水力電氣株式會社 | 富田通信 | 宮崎製絲合資會社 |
| 共同苗代 | 吾平山速日峯御陵墓傳説地 | 厭肥の森林 |
| 厭肥市街 | 榎原神社 | 官幣大社鶴戸神宮 |
| 油津港 | 開墾地 | 梅嶽 |
| 都城市街 | 北諸縣郡立職業學校 | 宮崎縣立都城中學校 |
| 觀音瀨 | 母智丘神社 | 霧島山 |
| 關之尾瀨 | 景行天皇御腰掛石 | 狹野神社(其一) |
| 狹野神社(其二) | 宮崎種馬場 | 宮崎縣有林 |
| 宮の原國有林 | 國幣社郡農神社(其二) | 月知梅 |
| 國幣社郡農神社(其一) | | 高鍋市街 |



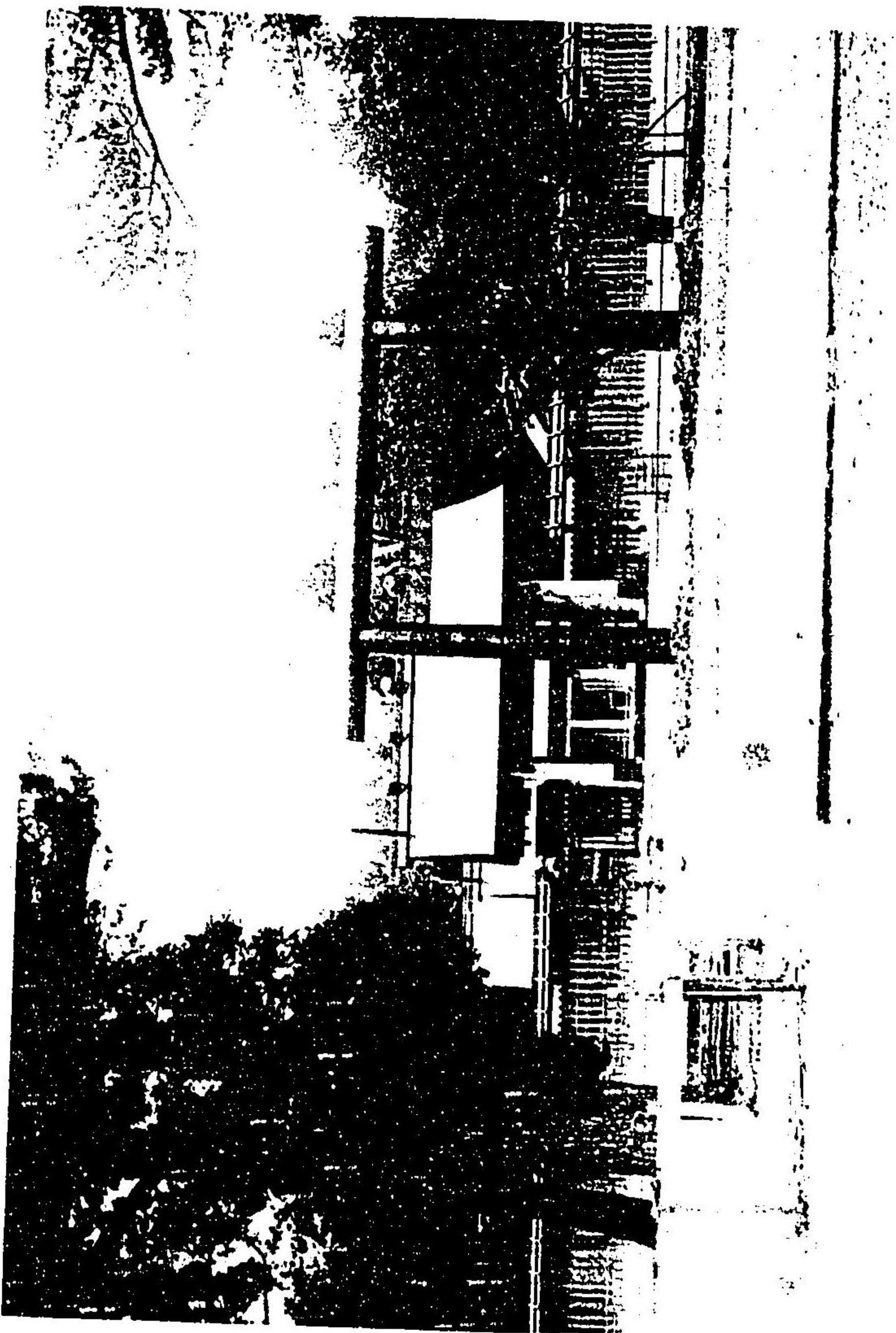
(一三) 殿 宇 之 景

殿 宇 之 景

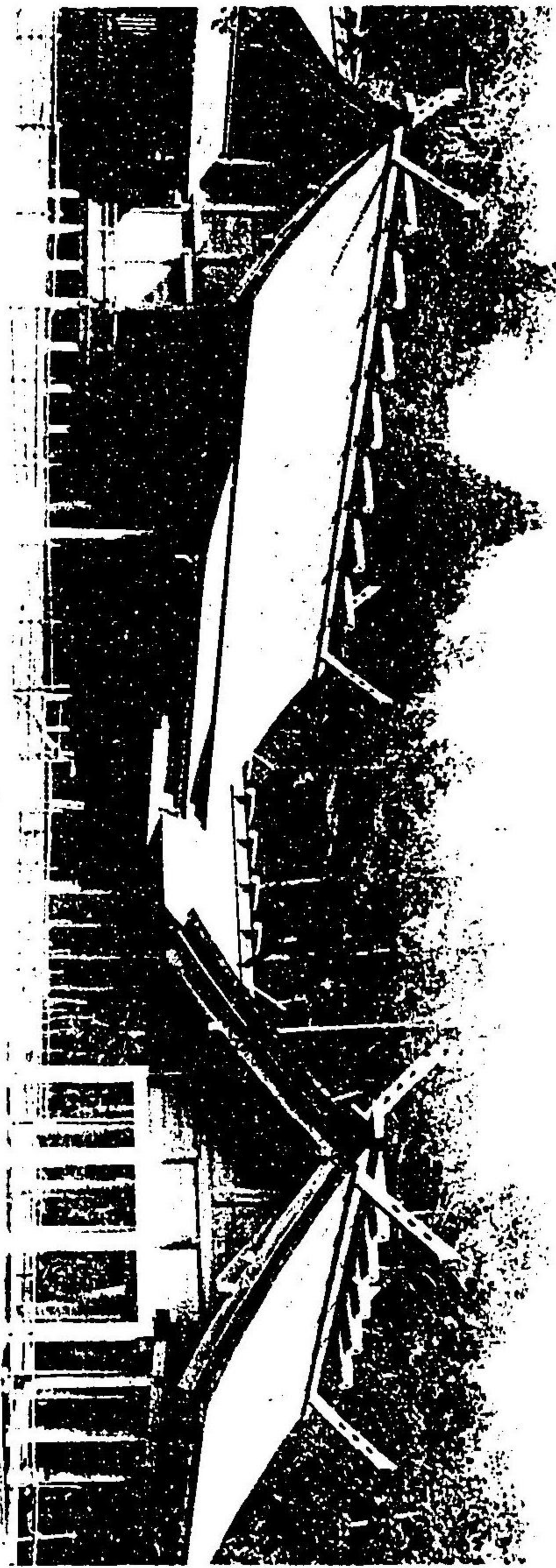




宮崎宮(其一)



宮崎宮 (其二)

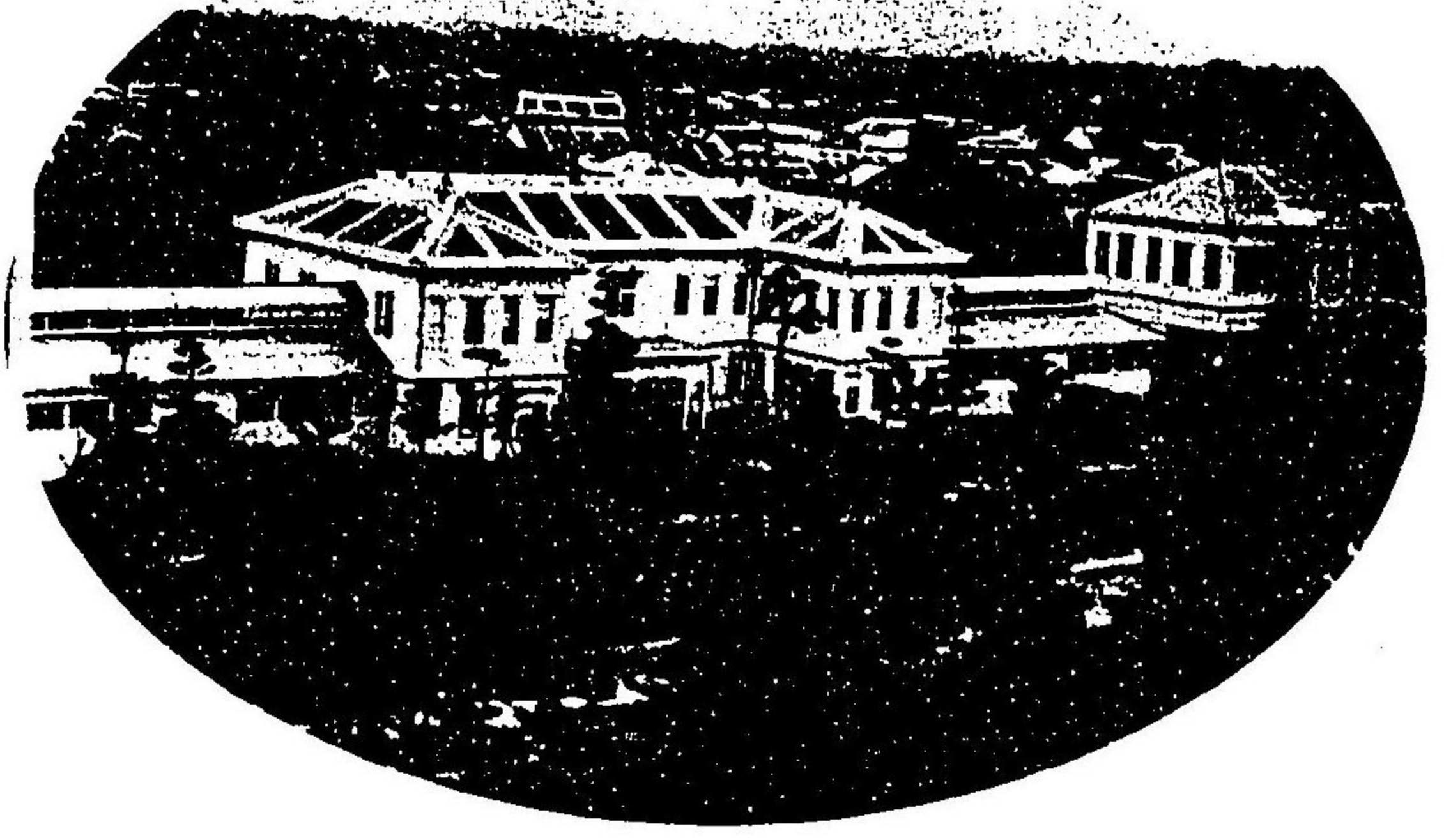


宮崎宮 (其三)

東宮殿下御旅館 (宮崎郡宮崎町にあり)

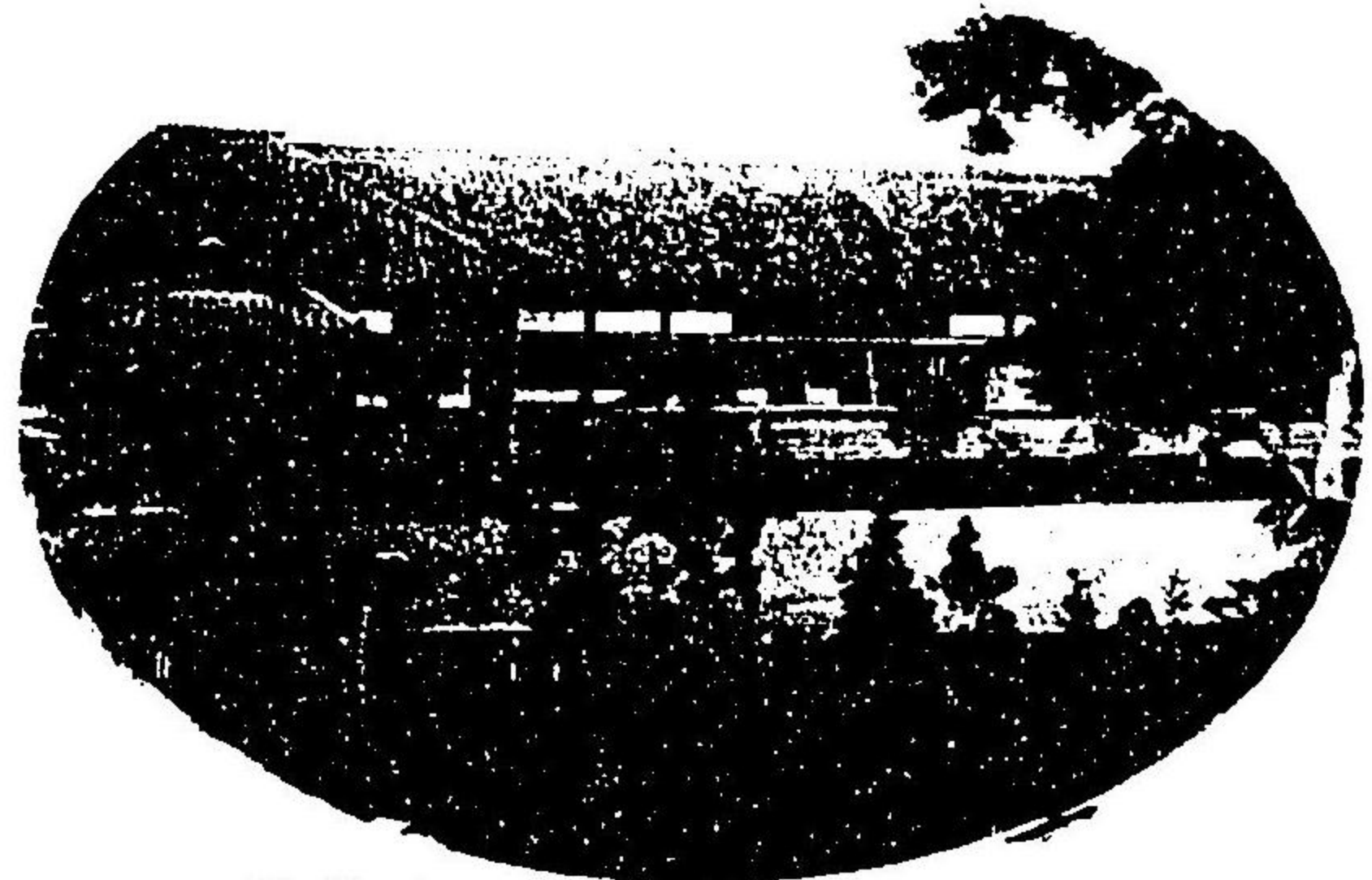


宮崎市街



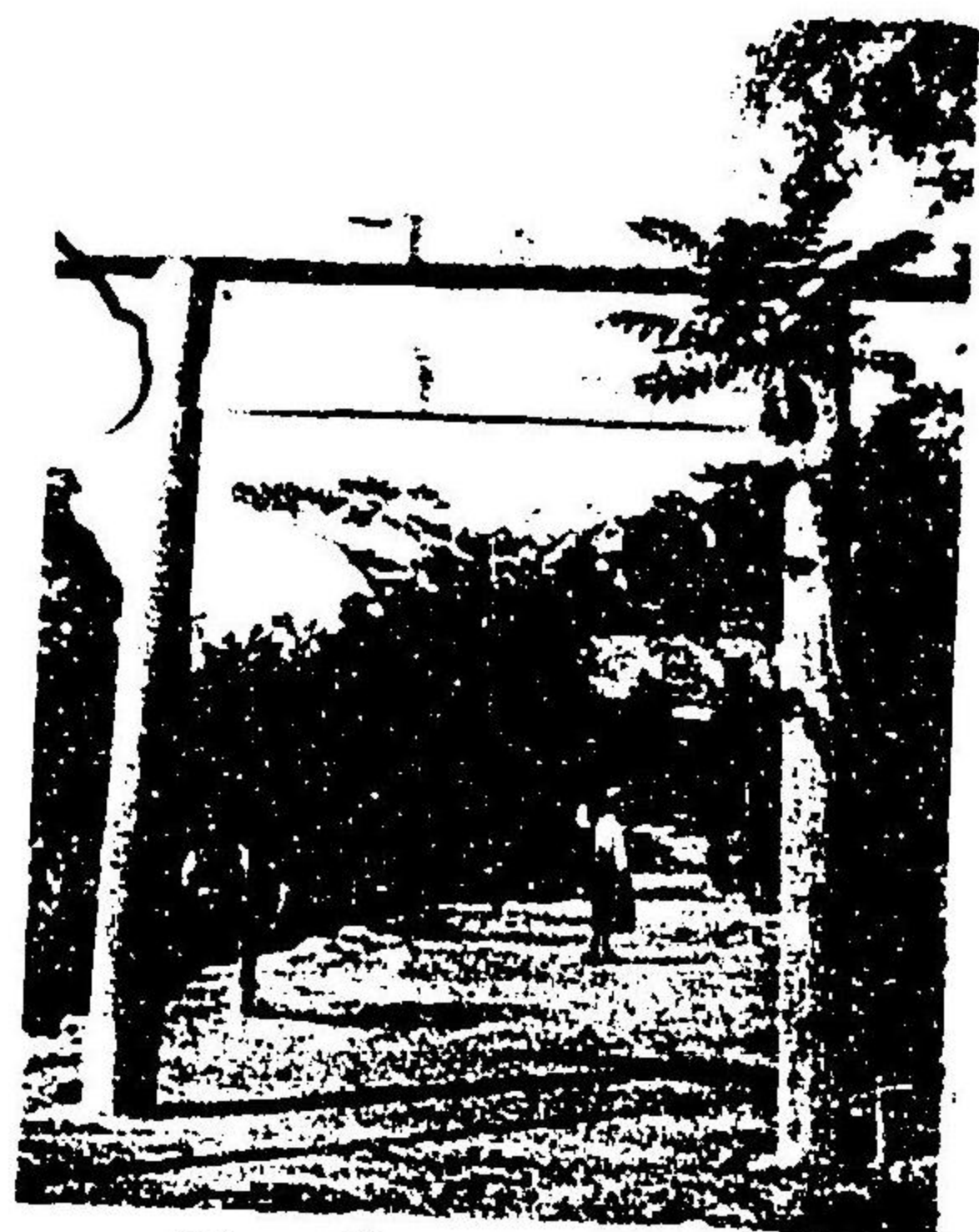
宮崎縣廳





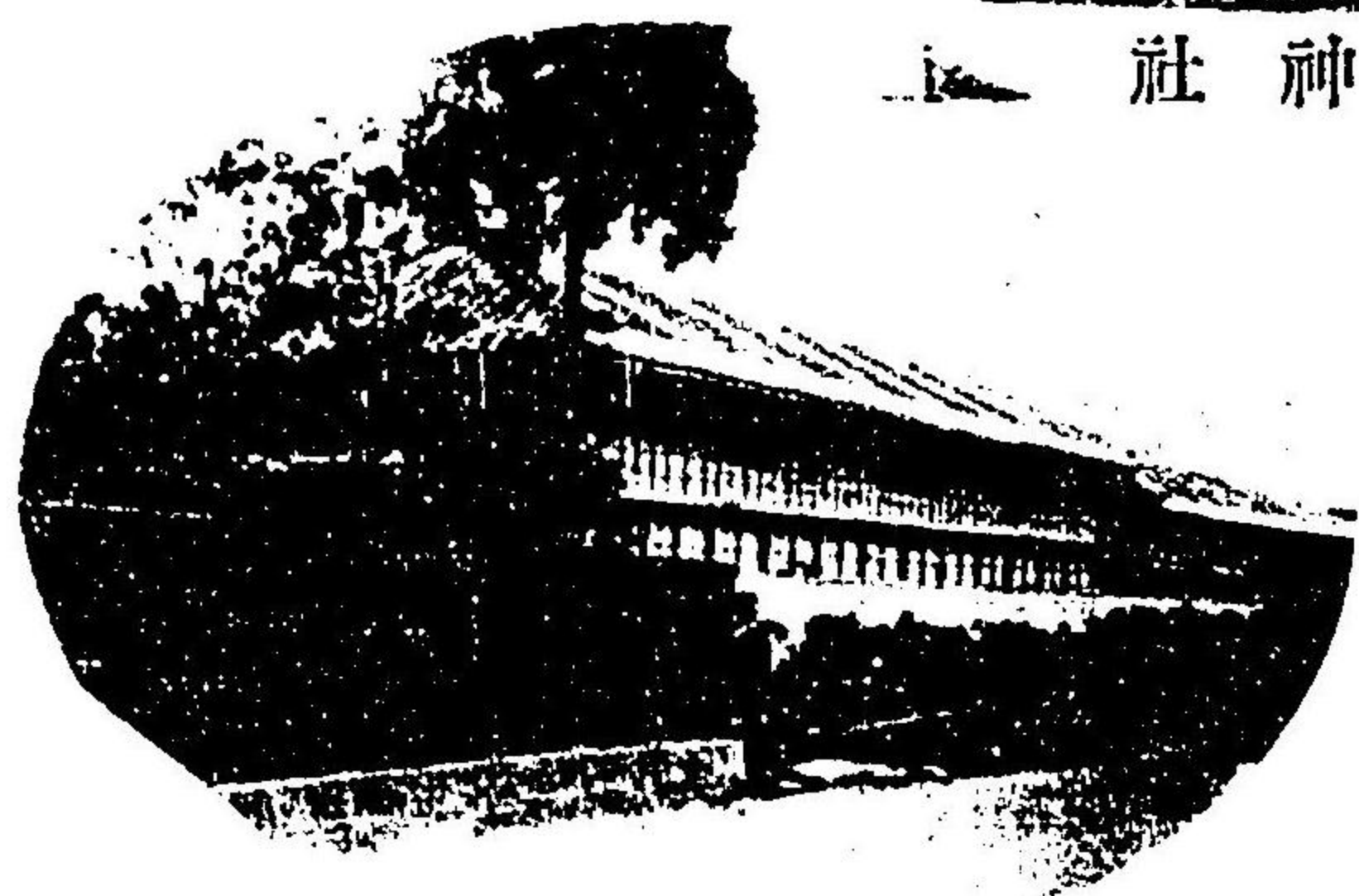
(宮崎郡宮崎町に在り)

宮崎縣立高崎宮高等女學校



(宮崎郡廣瀬村田島に在り)

愛宕神社



宮崎郡立職業學校
(宮崎郡宮崎町八幡馬場に在り)



石雙合落



濱葉一
(宮崎郡檉に在り)



宮崎縣立宮崎中學校

(宮崎縣宮崎町江平に在り)



宮崎競馬會建物

(宮崎宮附近に在り)

内海港
(宮崎郡青島村に在り)



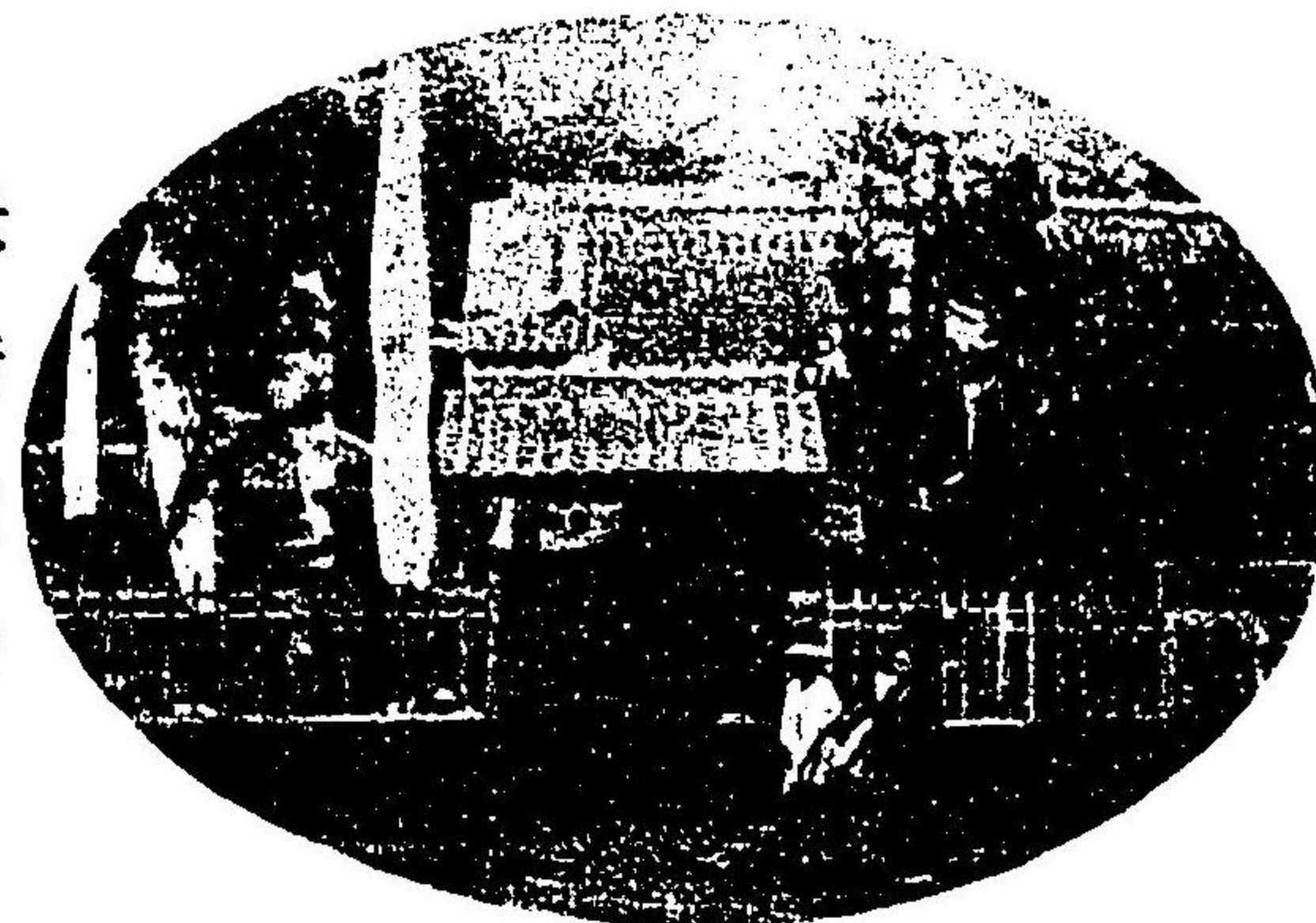
宮崎縣水産試驗場

(宮崎郡青島村折生道に在り)



清景廟所

(宮崎郡大宮村下北方に在り)



青

島 (宮崎郡青島村)



(宮崎郡宮崎町江平に在り)

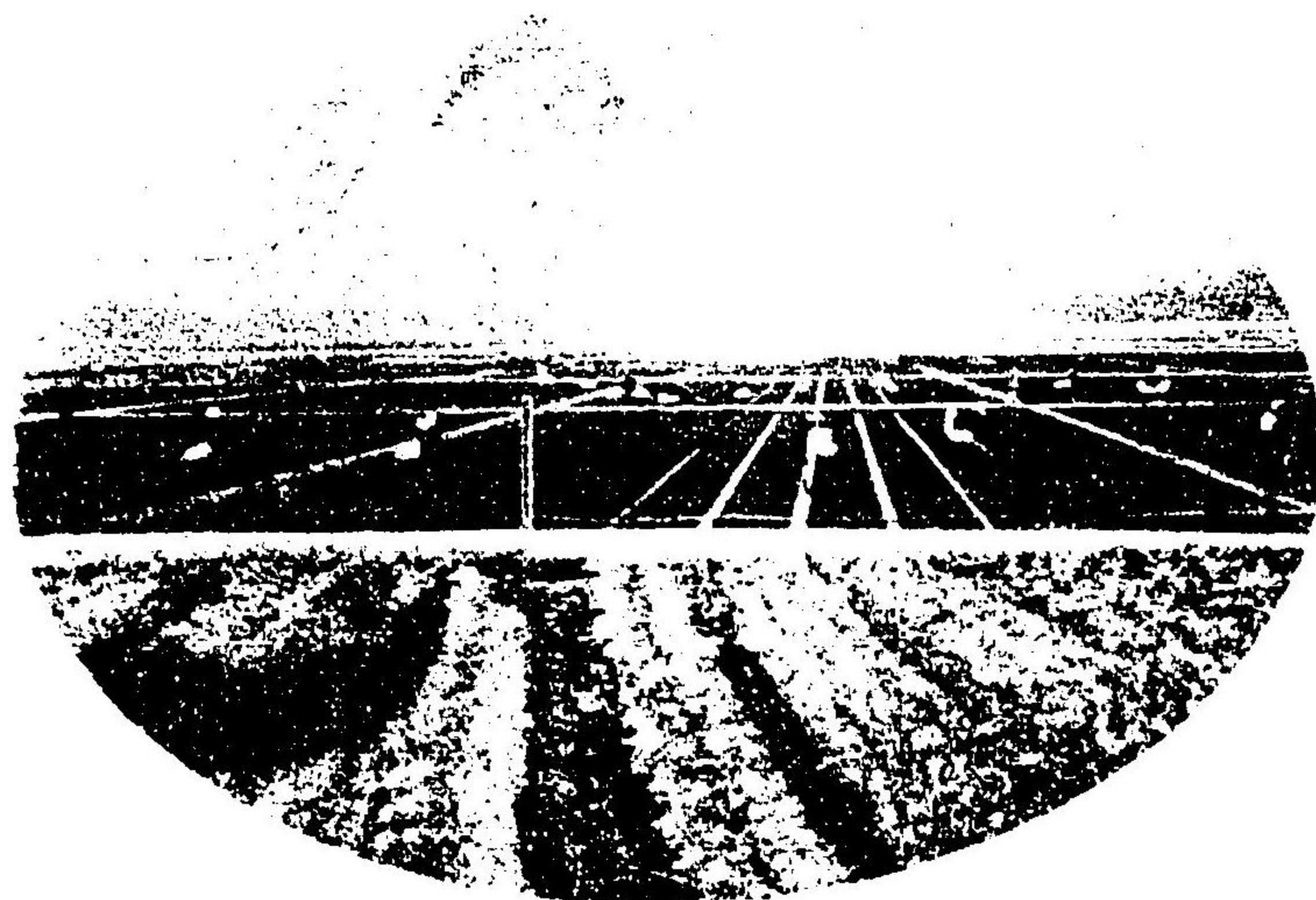


宮崎製絲合資會社

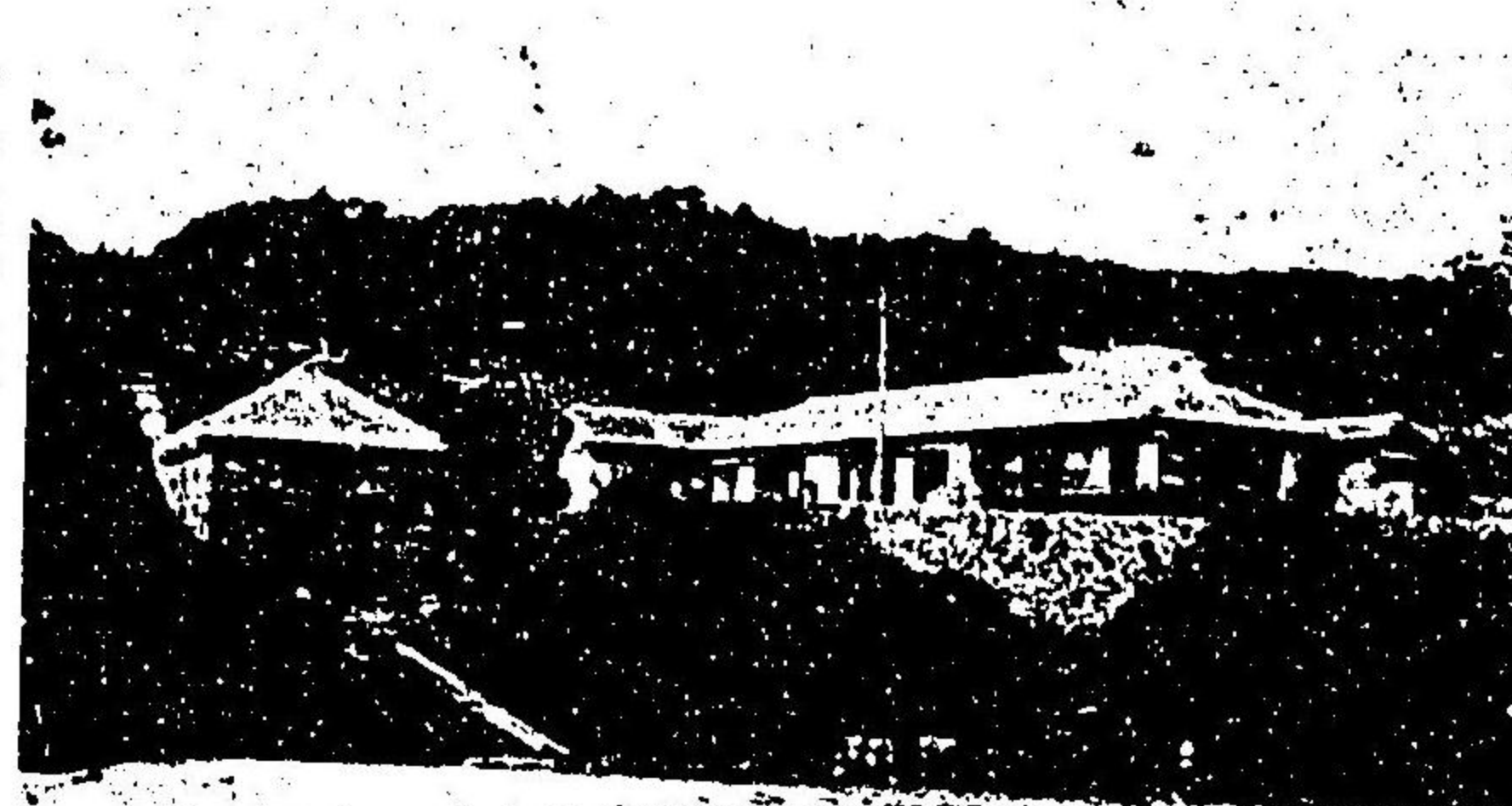
富田通信



共同苗代
(宮崎郡吉住村之内に在り)



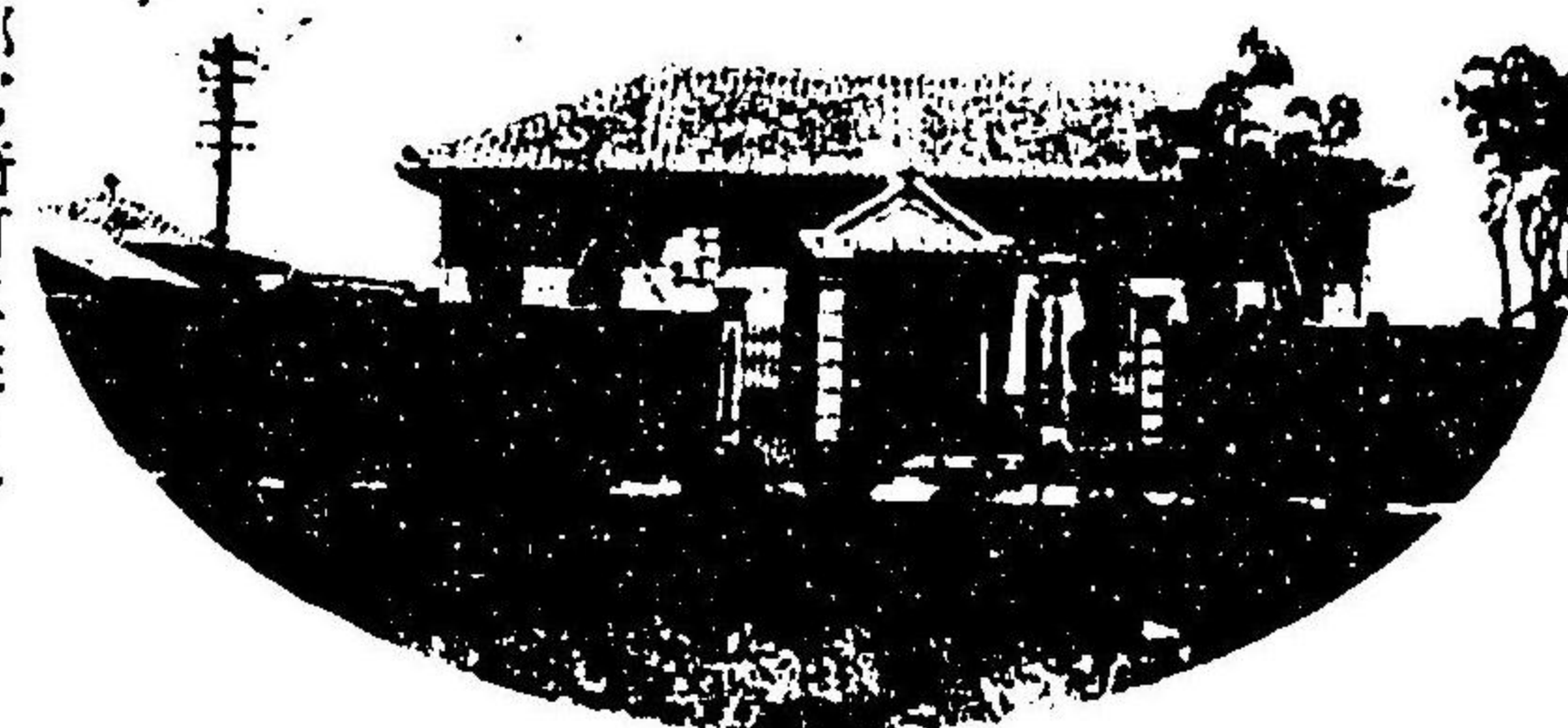
(宮崎郡清武村
黒北に在り)



日向水力電氣株式會社發電所

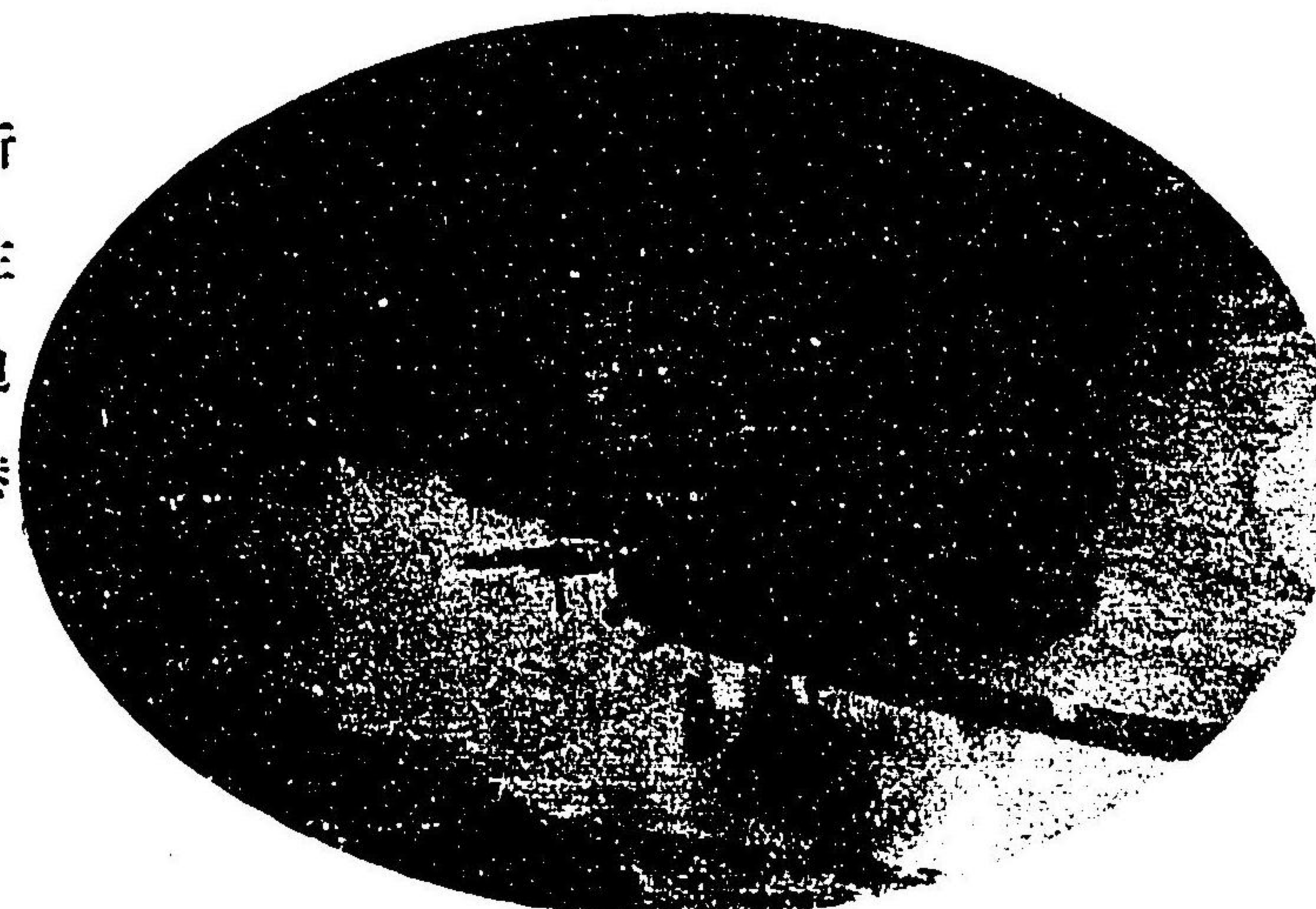
日向水力電氣株式會社

(宮崎郡宮崎町に在り)



折生迫港

(宮崎郡青島村に在り)



飲肥の森林



(南那珂郡に在り、伊東杉は即ち是なり)

(郡珂那南) 街市肥飲



官幣大社鵜戸神宮

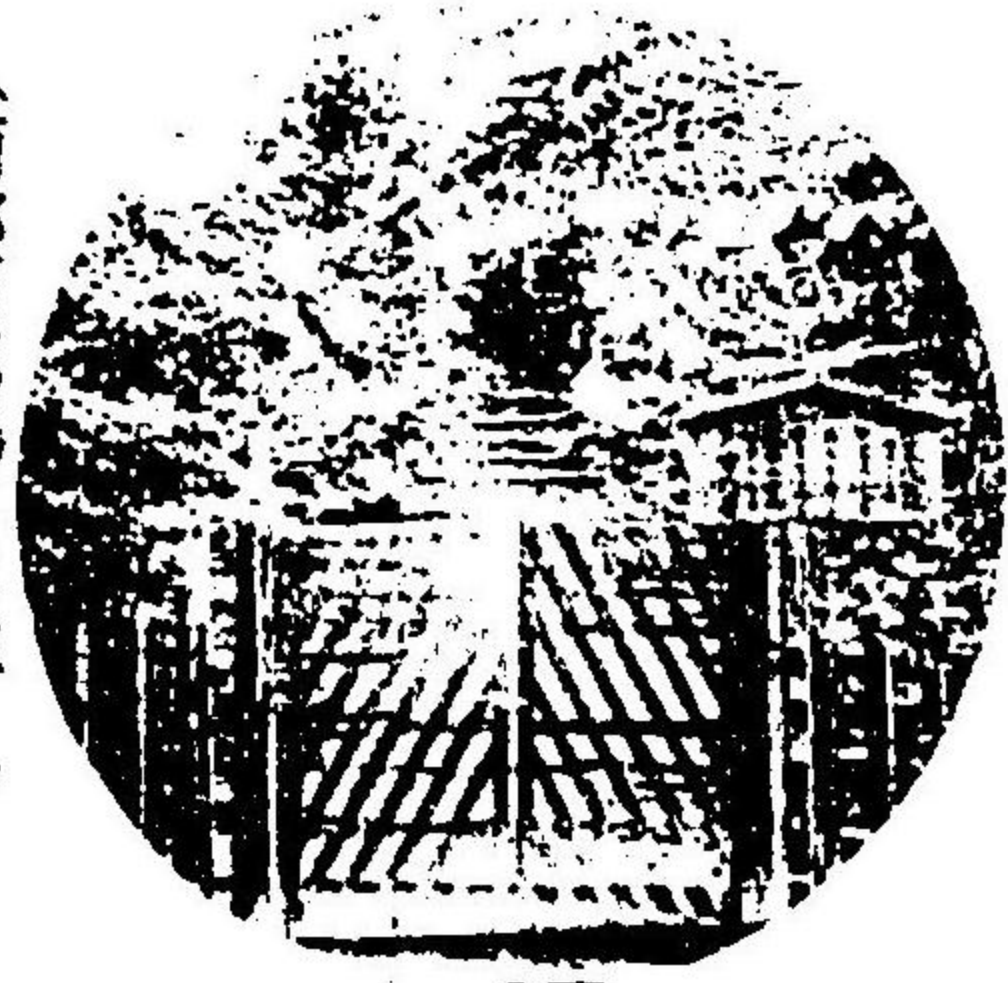


(南那珂郡鵜戸に在り)

油津港 (南那珂郡に在り)



吾平山速日峰
御陵墓傳説地



(南那珂郡鵜戸に在り)

御陵

墓

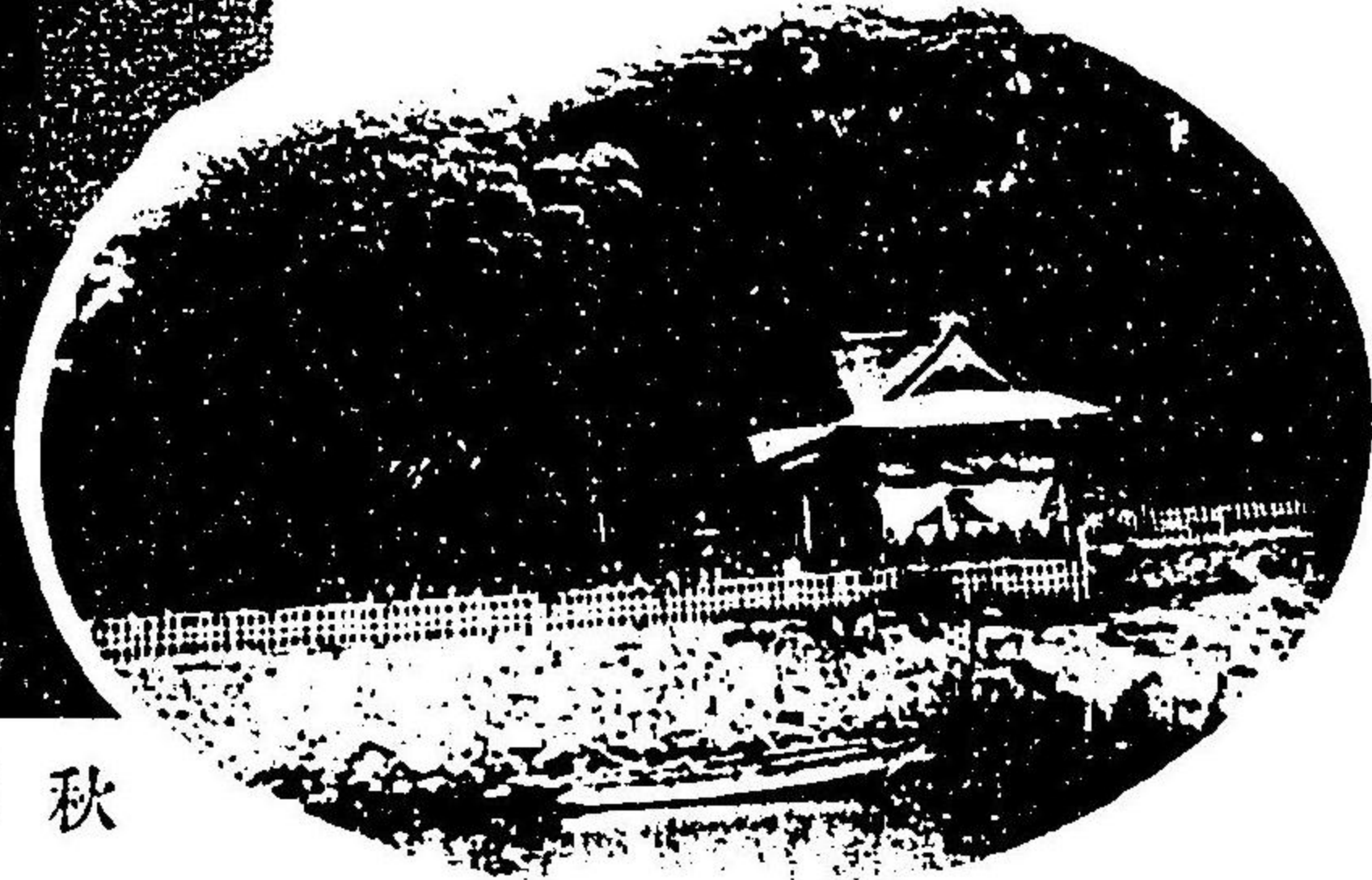
(兒湯郡下穂北村三宅に在り)



殿拜及殿寶社神祭立
(り在に町津々美郡湯兒)



樹種月秋



(南那珂郡南郷村復原に在り)



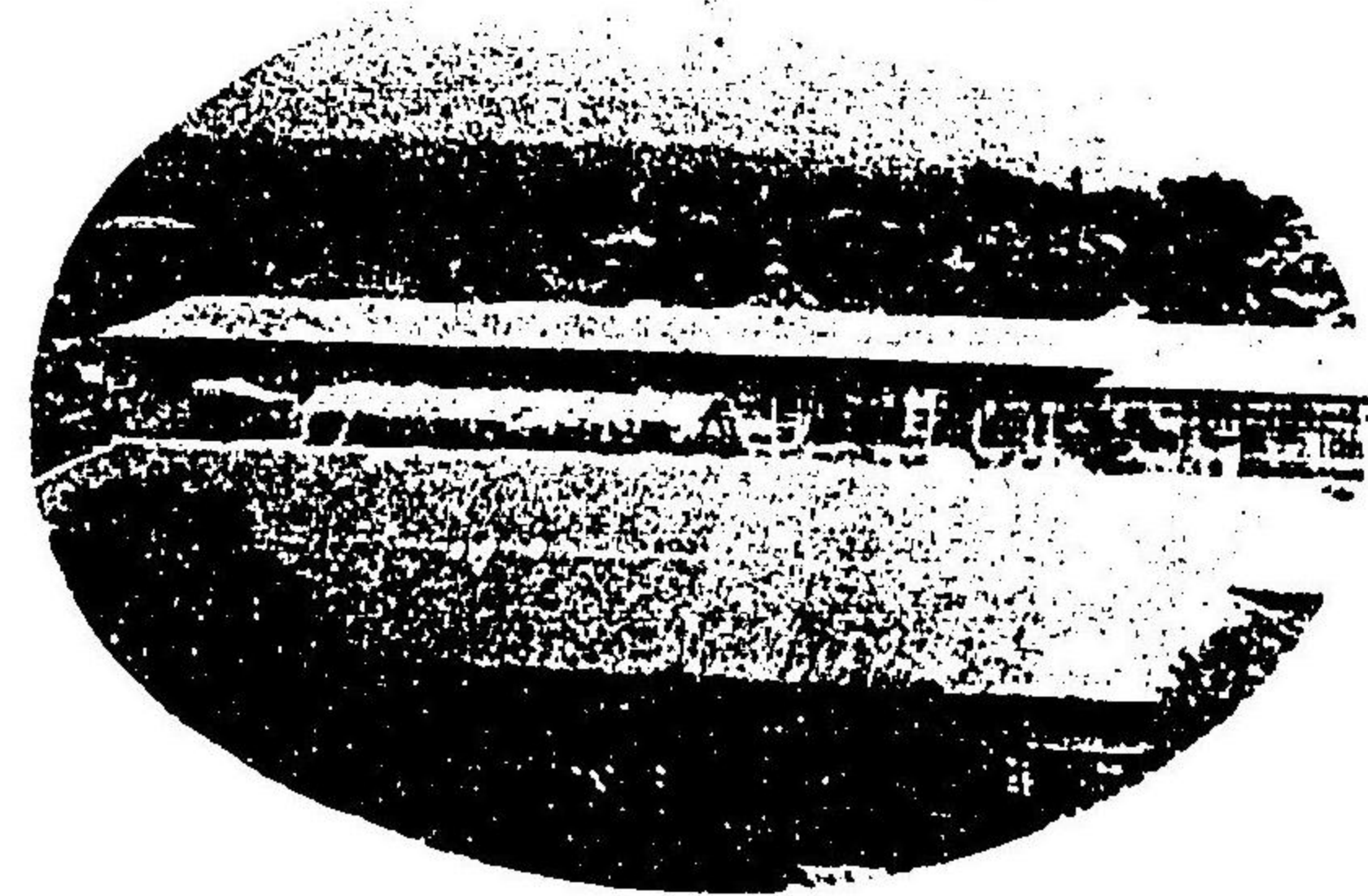
榎原神社

(南那珂郡油津港より
廣瀬川に至る海濱)



濱が梅

都城市街
(北諸縣郡)

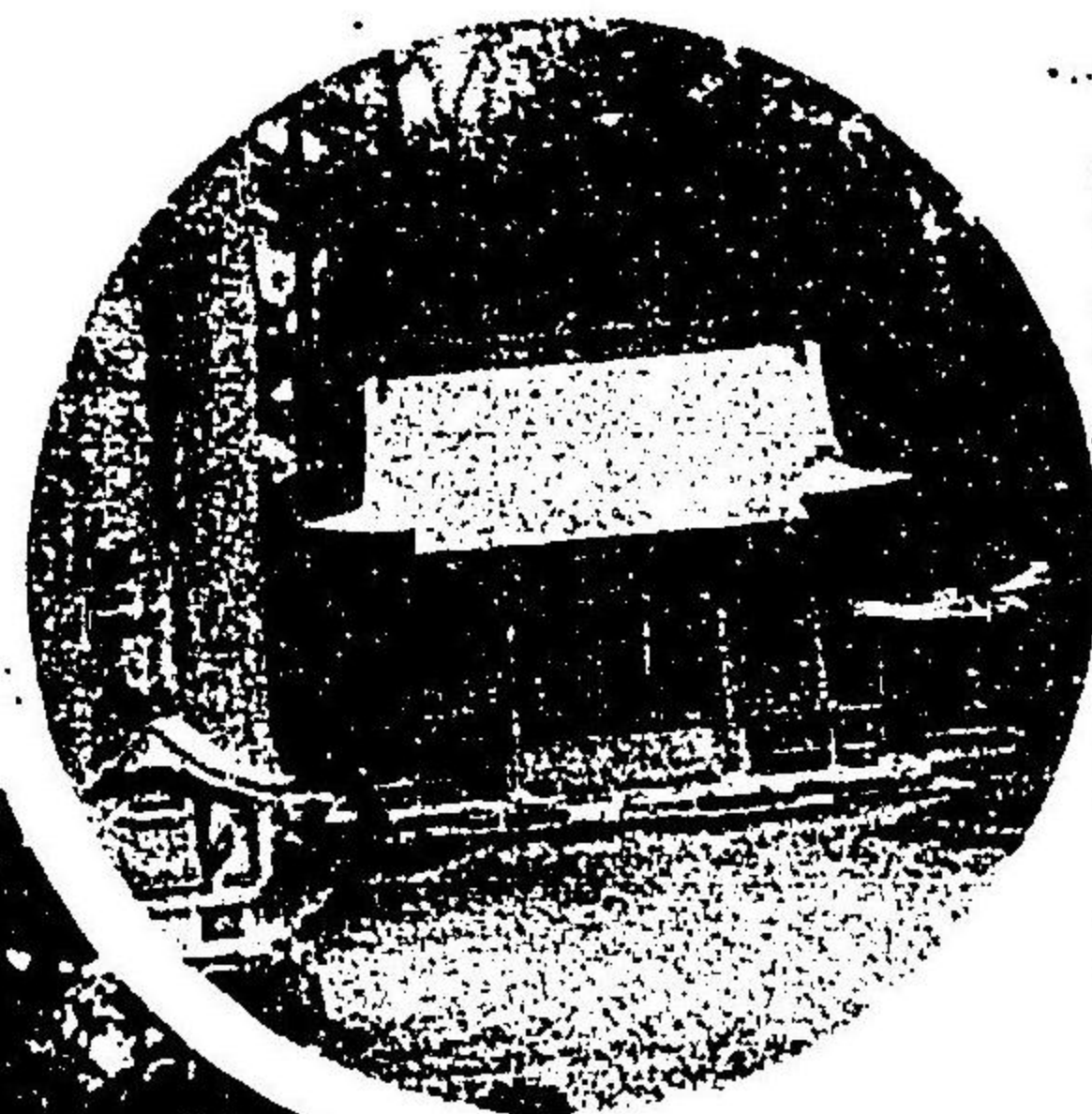


(北諸縣五十市に在り)



母曾丘神社

(二 其) 社 神 野 狹



狹野神社 (其 一)



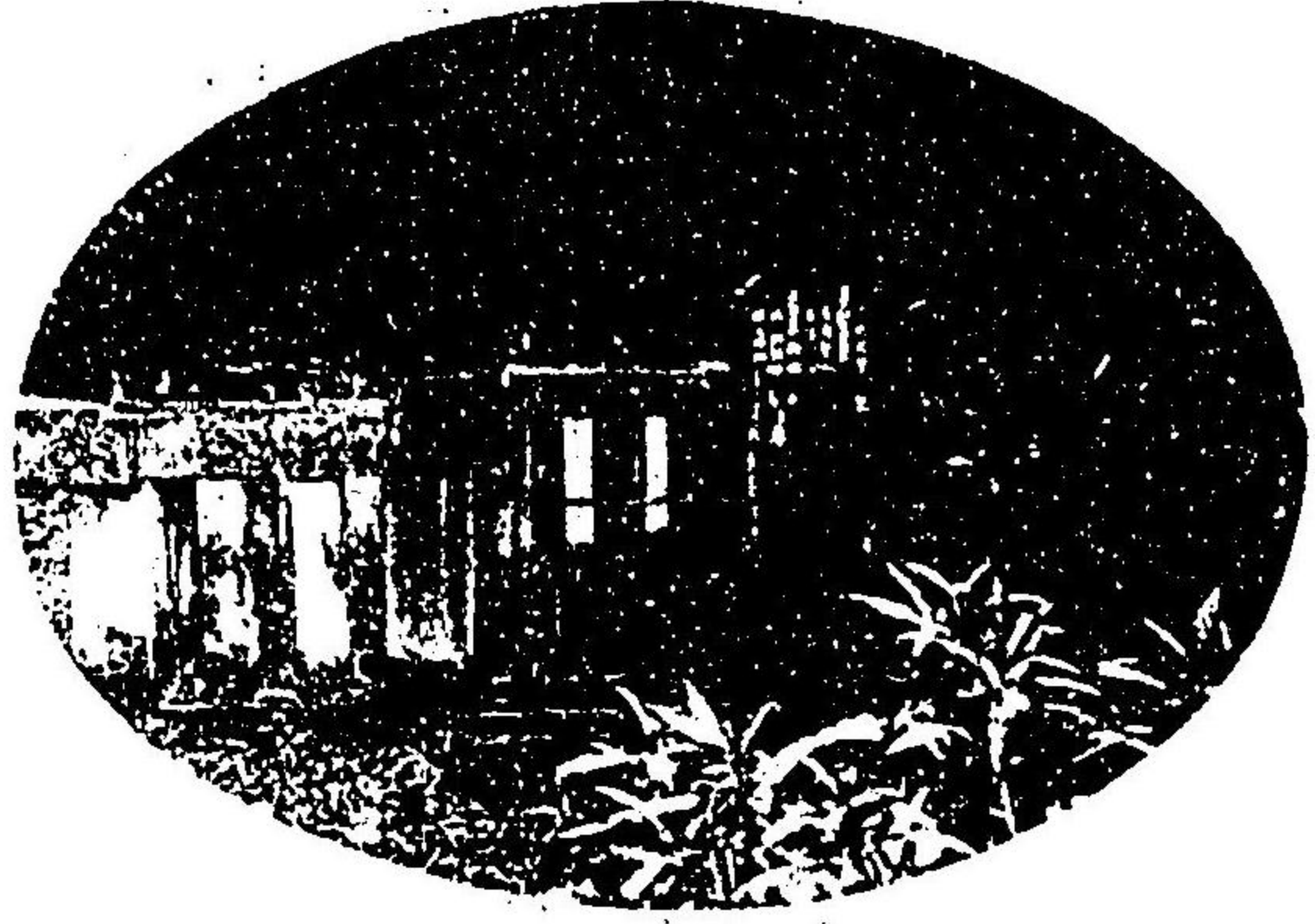
(西諸縣郡高原村蒲牟田に在り)

城竹窓



美々津港

景行天皇御腰掛石



(西諸縣郡小林村細野
離守樹の麓に在り)

宮崎縣有林



(東西諸縣兩郡に跨
り綾野尻に在り)

宮の原國有林



(西諸縣郡小林村
細野に在り)

宮崎種馬所



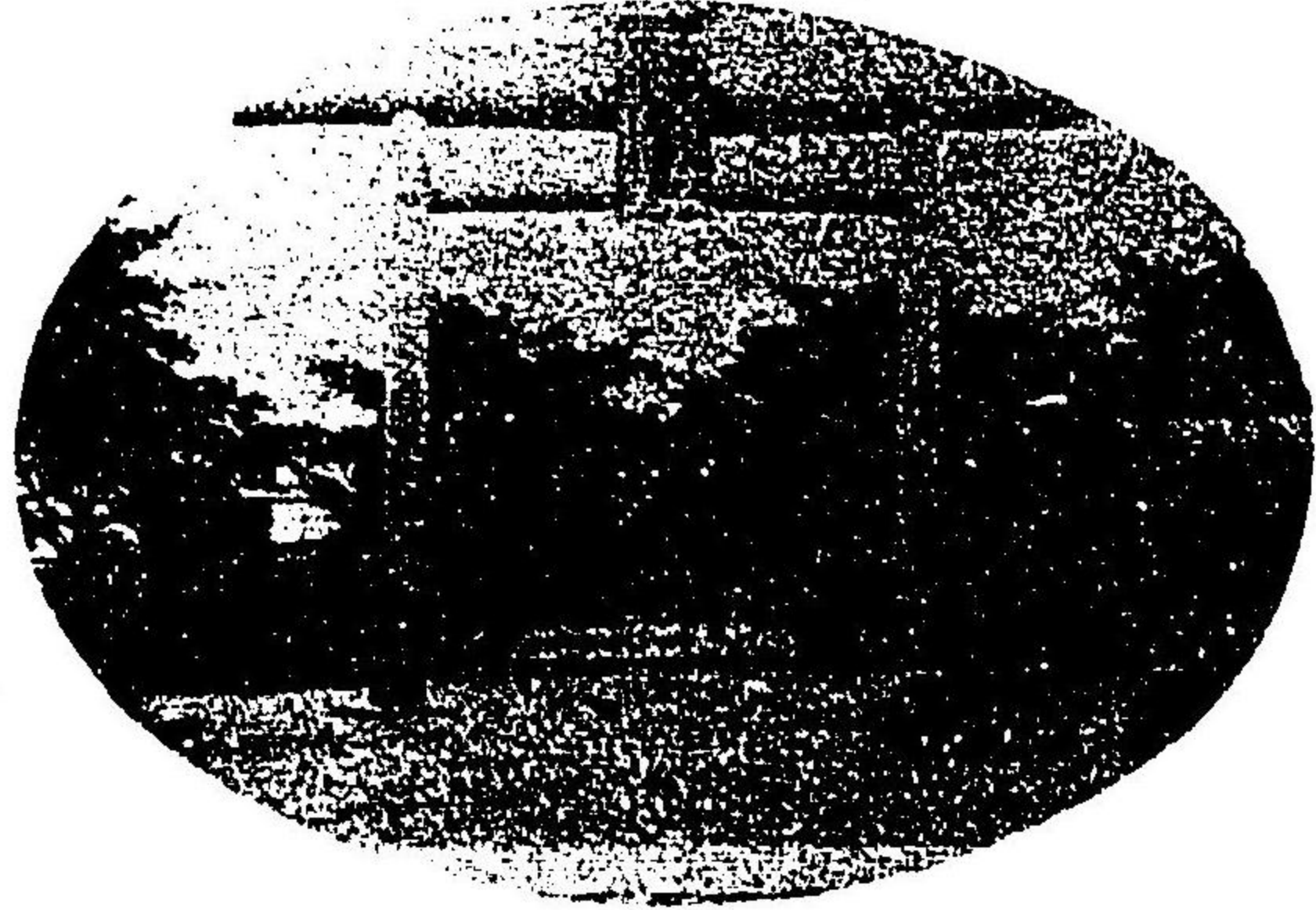
(西諸縣郡小林村細野に在り)

月知梅



(東諸縣郡高岡村高濱に在り)

國幣社都農神社 (其一)



(兒湯郡都農町に在り)

開墾地
(北諸縣郡庄内村に在り)



都城中学校

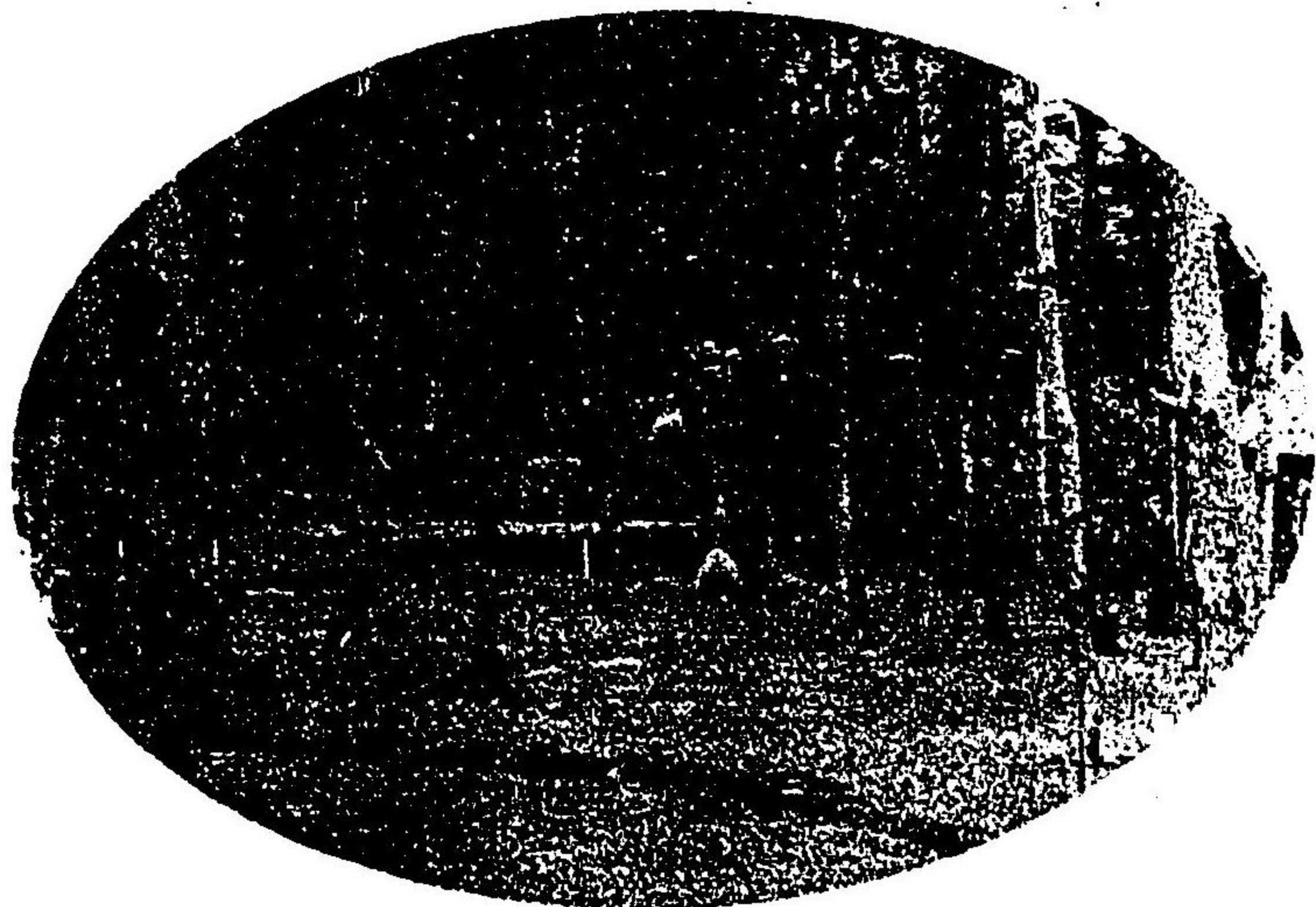
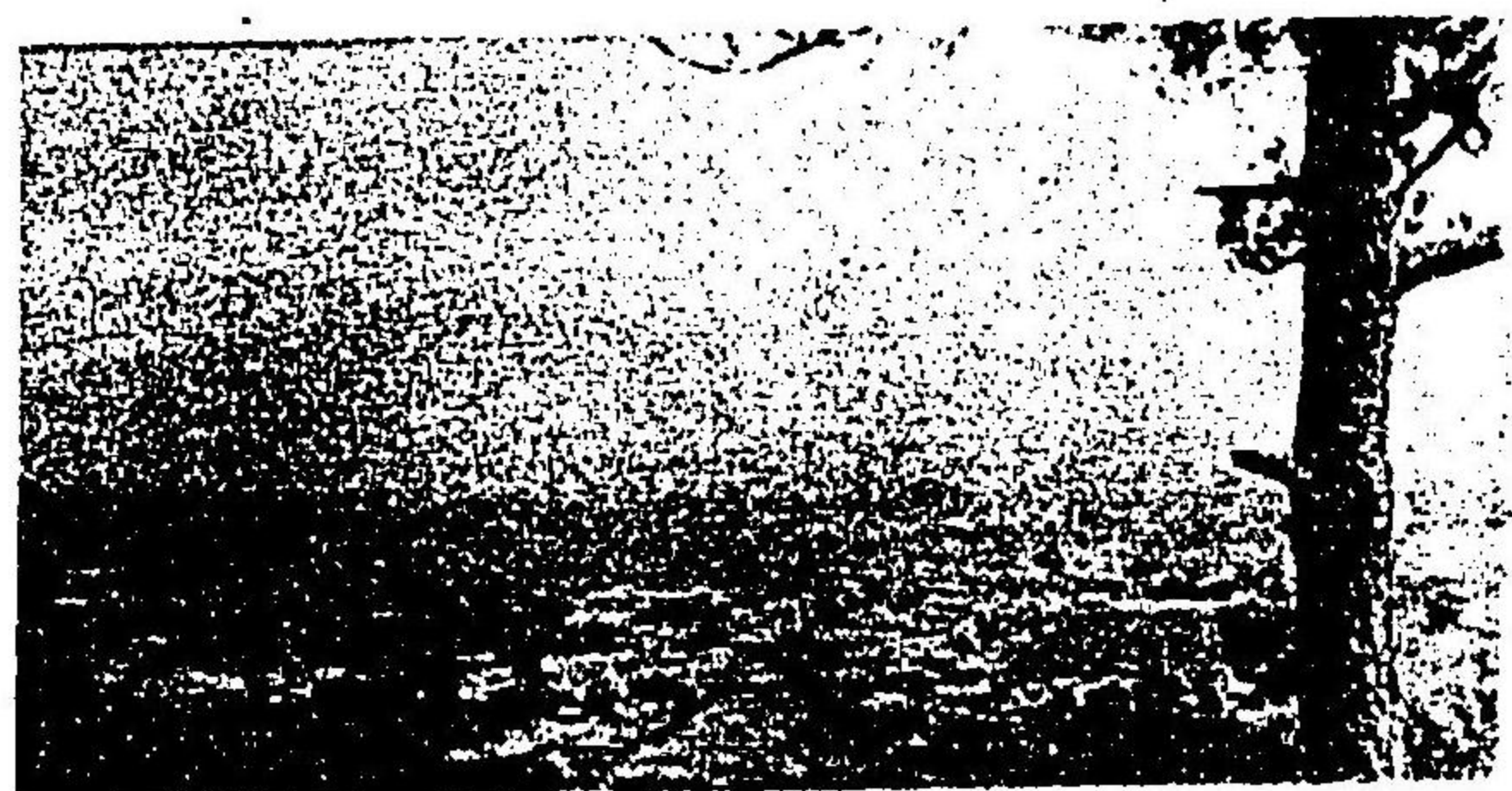


観音瀬
(北諸縣郡高城村有水に在り)

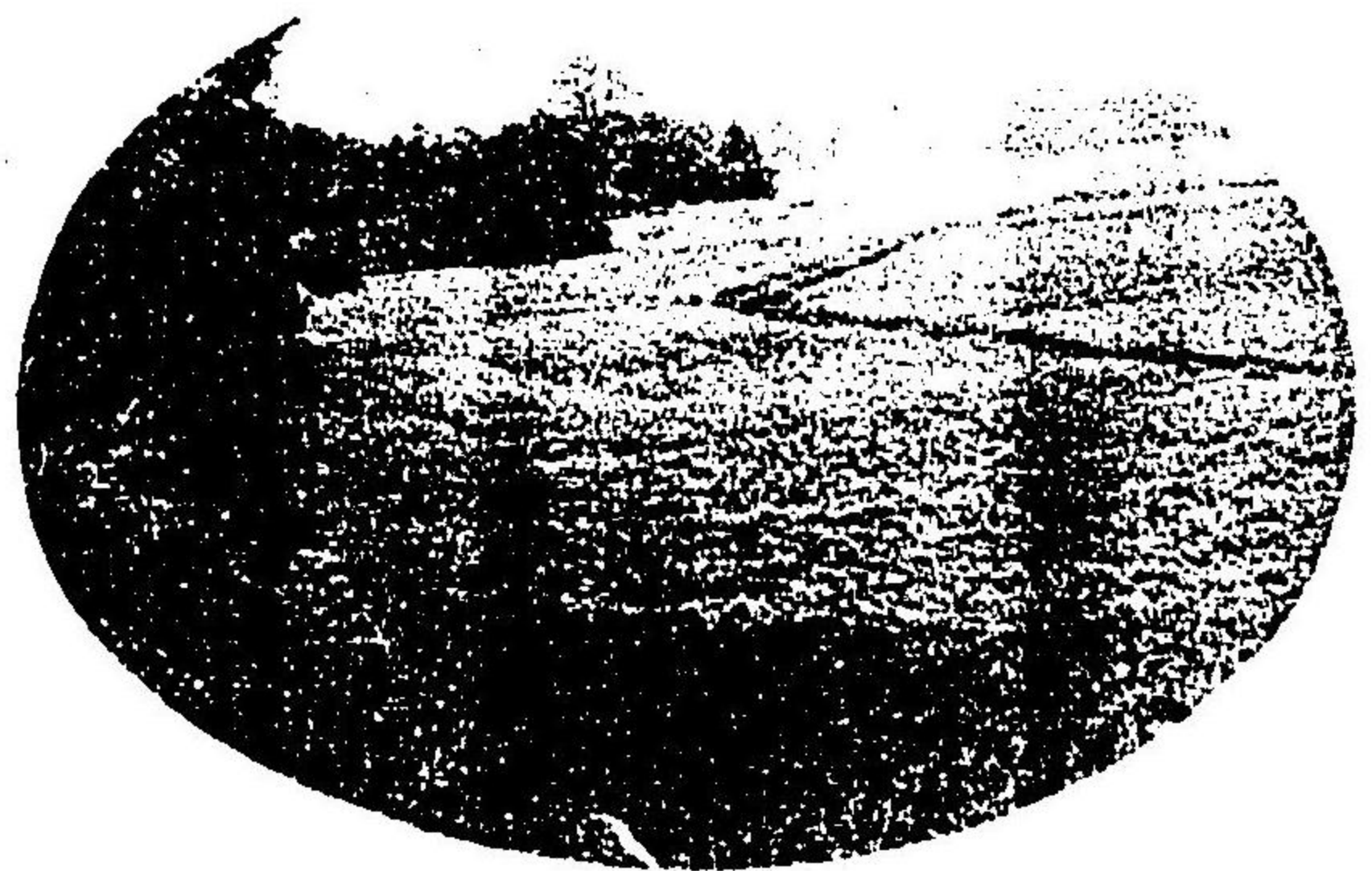


國幣社都農神社

高鍋市街
(兒湯郡)



開墾地
(北諸縣郡庄内村に在り)



都城中学校



觀音瀨
(北諸縣郡高城村有水に在り)

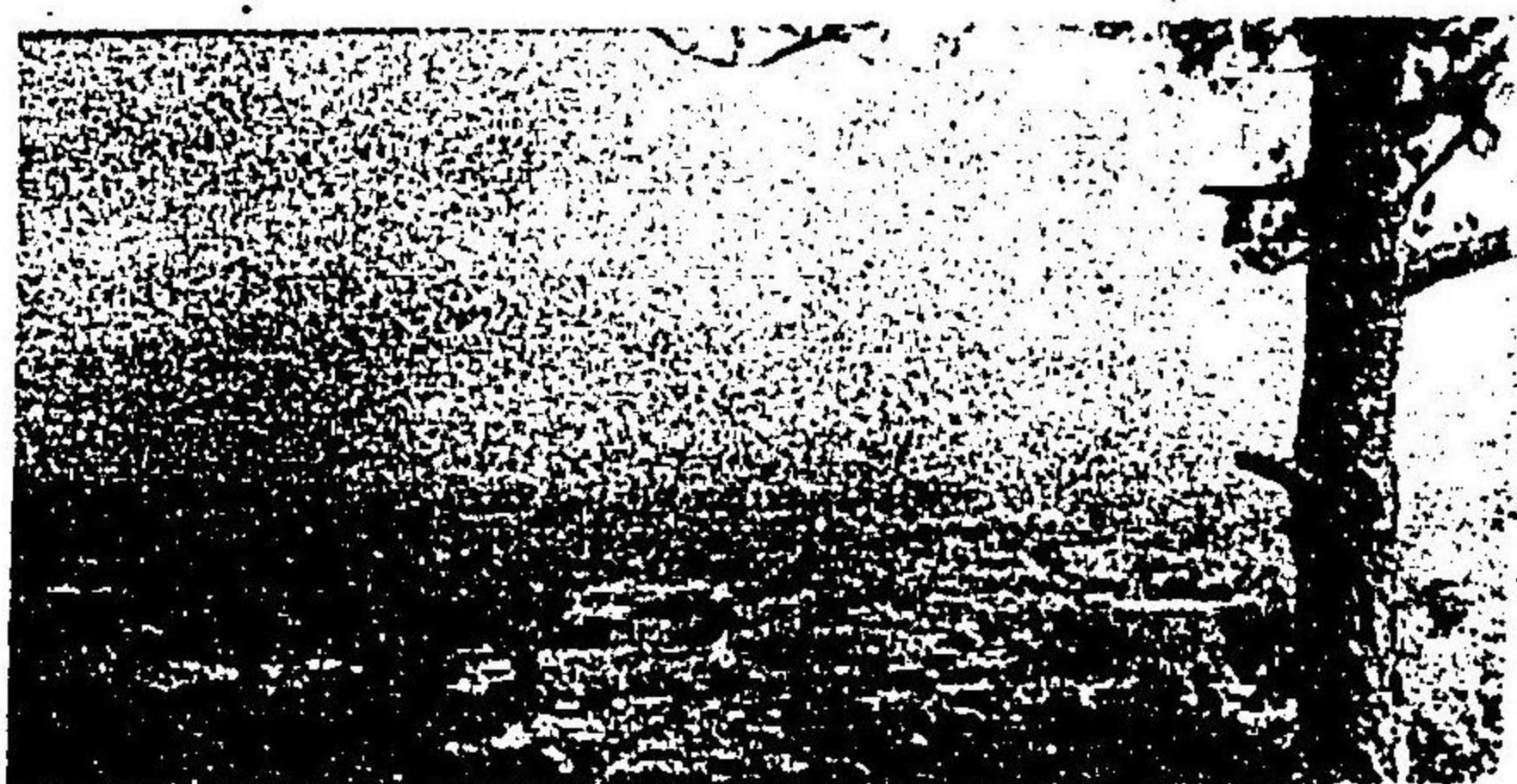


(兒湯郡都農村に在り)



國幣社都農神社

高鍋市街
(兒湯郡)



舞鶴公園
(兒湯郡高城村に在り)



北諸縣郡立職業學校



(都城に在り)

霧島山
(北諸縣郡)



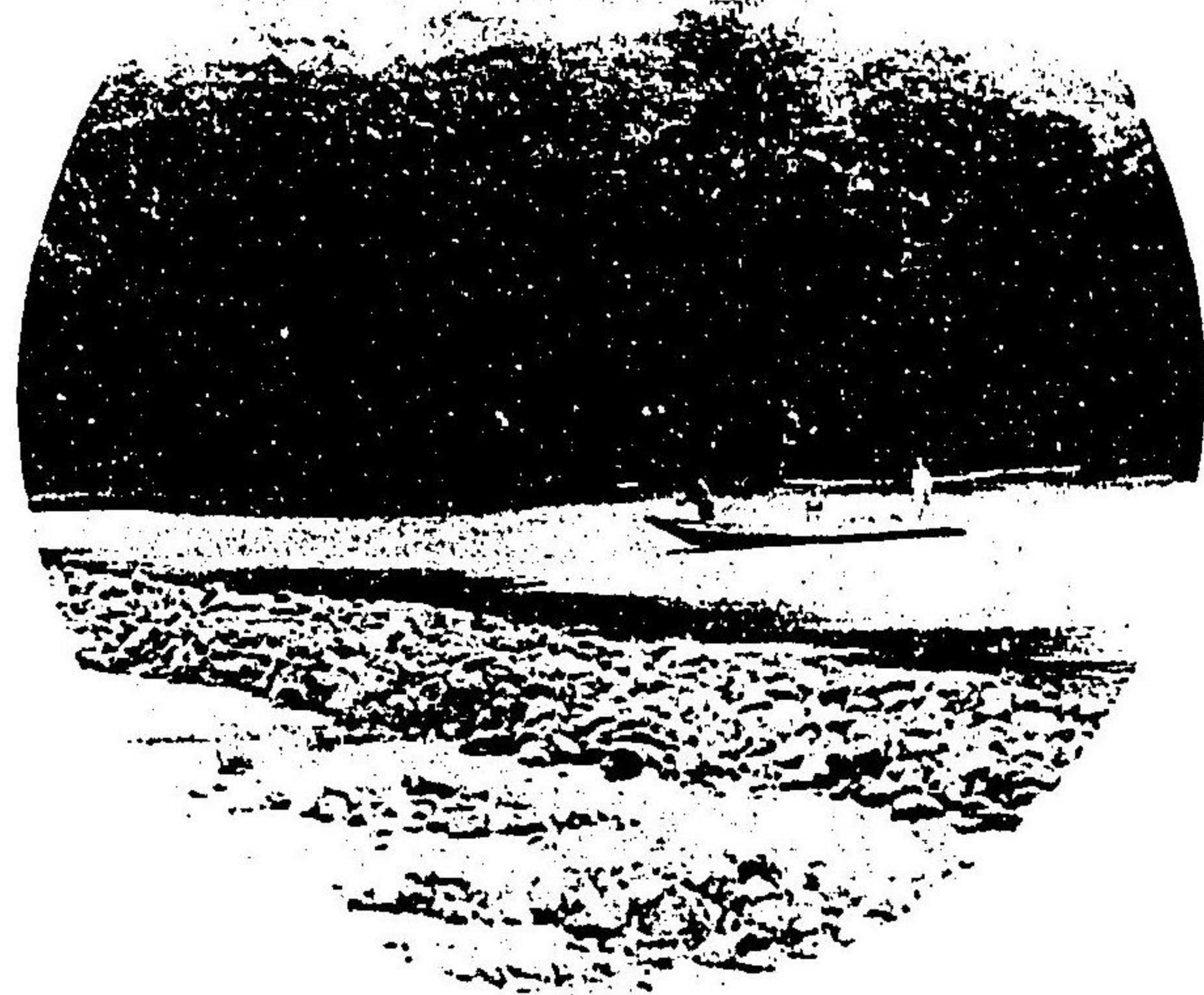
關之尾瀧 (北諸縣郡庄内村に在り)



(兒湯郡三納に在り
尊體高さ二丈三尺餘)

初瀬觀音

杉安堰
(兒湯郡上穗北に在り)



茶臼原農林部



(兒湯郡上穂北に在り
岡山孤兒院の出張)

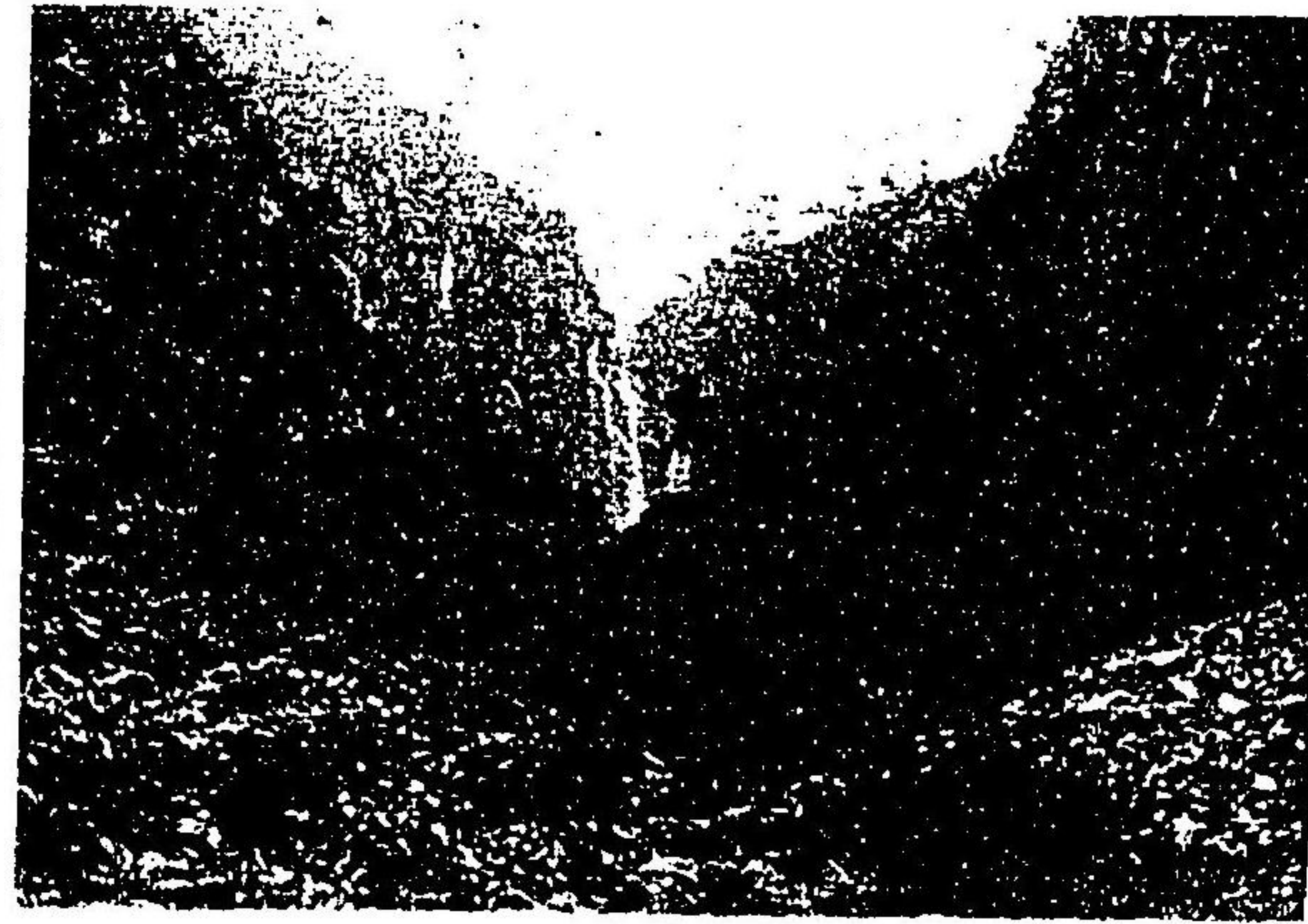
(郡管白東) 街市岡延



(郡管白東) 港島細



行
膝
瀧



(東臼杵郡南方行膝山に在り)

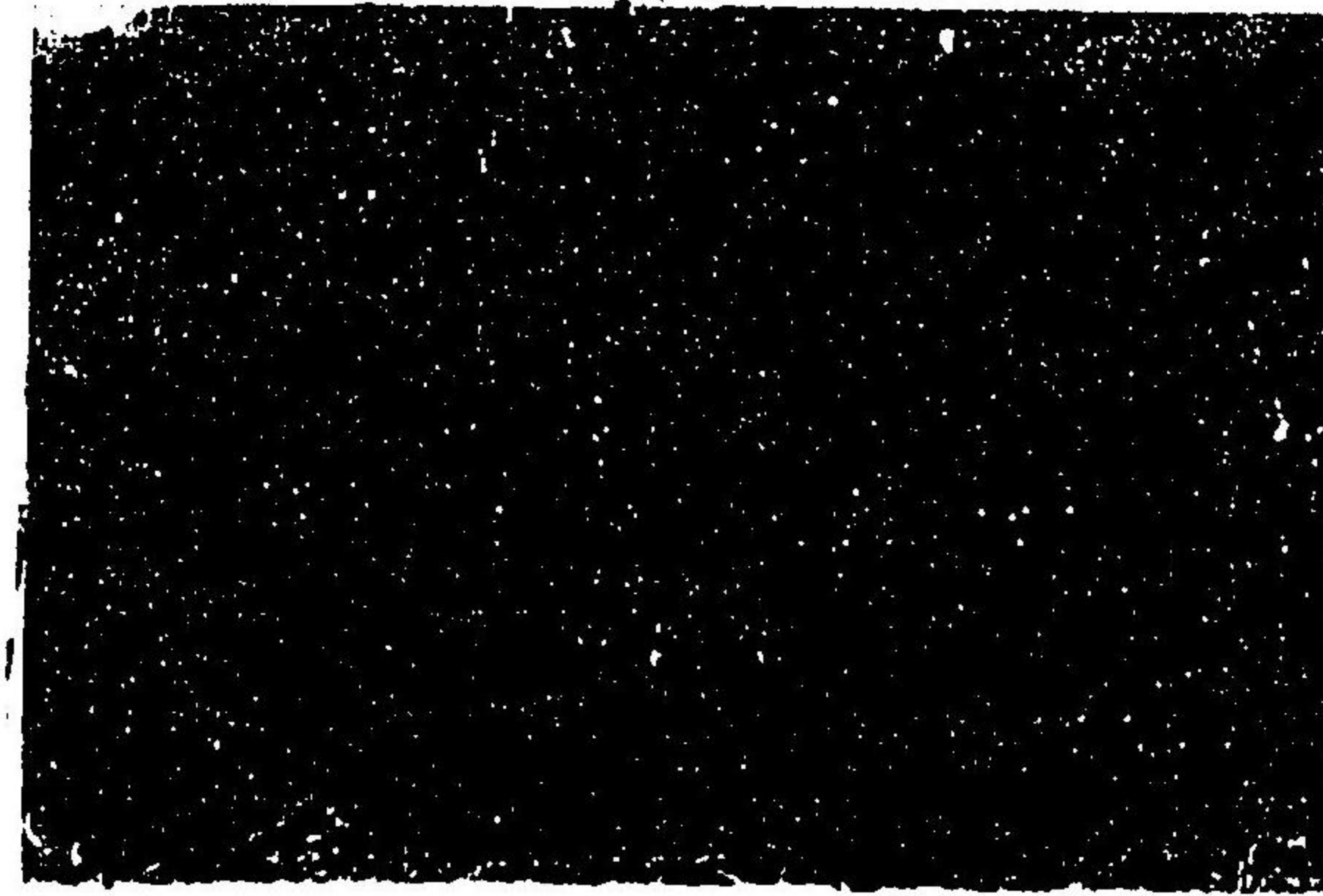
宮崎縣立延岡中學校



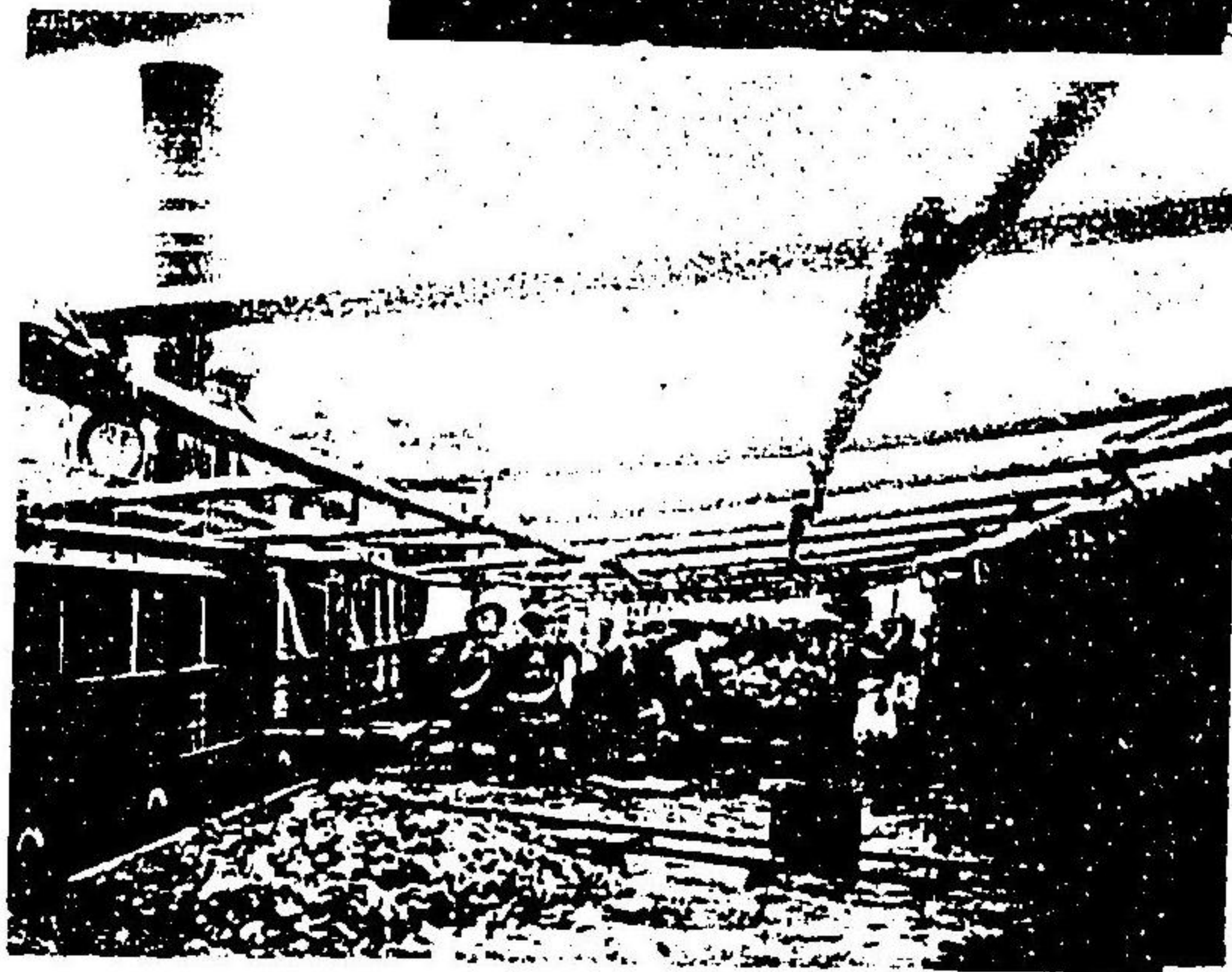
(東臼杵郡延岡に在り)

東臼杵郡有林

(北方村速日塚に在り)



日高氏の鱒 (其一)
 (東臼杵郡伊形村赤水
 年々漁獲數萬尾)



日高氏の鱒 (其二)
 (鱒は今汽船に積まれつゝあり)

僧胤康の碑
 (東臼杵郡北方村慈眼寺
 の境内に在り)



東臼杵郡北川村に在り
 の丁丑の役西郷相、野等
 の屯せる所



可愛嶽

土々呂港

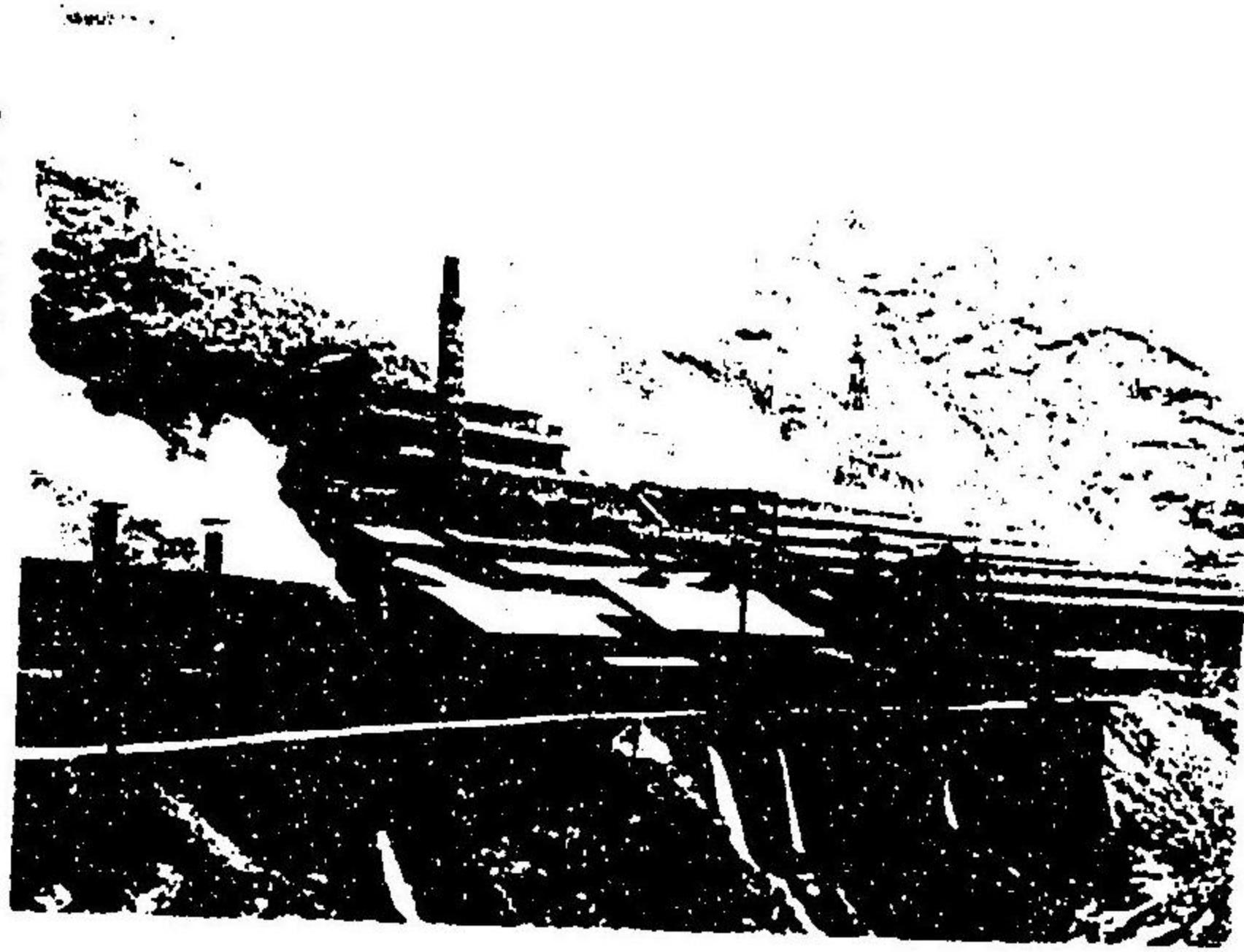


(東臼杵郡伊形村に在り)

私立延岡高等女學校
 (東臼杵郡延岡に在り)



日平銅山製煉所



(東臼杵郡北方村に在り)

旗峰鑛山

(東臼杵郡北方村に在り)



三田井市街



(西臼杵郡高千穂に在り)

天の窟戸



(西臼杵郡岩戸村に在り)

十社宮



(西臼杵郡高千穂村鹽井に在り)

窓の瀬



(西臼杵郡五ヶ瀬川の上流)
(三田井の四方に在り)

宮崎縣案內記

記事目次

一	建國創業	一
二	古代史上の日向	二
三	鎌倉時代の日向	三
四	廢藩置縣の沿革	五
五	宮崎宮	六
六	大祭會の事業	八
七	位置及地勢	二二
八	氣候	二四
九	行政區劃	一六
	官衙公署	
	諸團體	
一〇	農業	二二
	農事一斑	
	農事試驗場	
一一	林業	二七
	林產物	
	基本林の造成	

二 商業..... 將來の計畫 縣有林 宮の原國有林三一

一三 工業..... 商業一斑社 銀行 輸出入一斑三七

一四 鑛業..... 日平銅山 橫峯鑛山四二

一五 畜産..... 九州の産馬地 産牛馬組合 競馬會四四

一六 水産..... 好漁場 水産組合 水産試驗場四七

一七 教育..... 教育總説 縣立諸學校 私立諸學校 孤兒の教育五〇

一八 宗教..... 宮崎縣立圖書館 日州教育會六五

一九 衛生..... 生死及結婚 醫師及産婆 牛乳及獸肉 長壽者の比較 病院六五

二〇 交通..... 道 人力車 港 乘合馬車 鐵道 汽車 灣六八

二一 人格..... 安井息軒 平部蟠南 秋月種樹 落合双石 城津忠寛 僧古月 島津忠寛 原時行 池上準之助 僧胤康 甲斐右膳 甲斐大藏 宮田通信七五

二三 宮崎郡.....八八

總 大 小 八 彈 奈 大 宮 船 景 天 楠 直 八 清 明 田 車 木 盤
 川 淀 戸 幡 痕 古 淀 村 崎 清 神 山 坂 花 山
 説 川 社 社 社 舍 陵 地 址 山 所 園 樹 寺 陵 墟 堂 溪 墟 寺 山

宮 橋 安 西 赤 神 榑 天 竹 帝 蓬 戰 生 跡 松 安 曾 木 雙 井
 崎 橋 樂 郷 江 武 藤 の 釋 萊 場 目 江 井 井 花 石 上
 町 寺 跡 港 塚 窟 戸 篠 寺 墟 社 墟 墟 墟 墟 墟 墟 墟 墟 墟 墟

三

南 那 珂 郡
 江 住 福 久 平 巨 加 青 紫 内
 田 吉 島 峰 等 田 護 波 海
 社 社 港 音 跡 社 社 島 墟 港

一 漫 廣 節 佐 大 折 日 野
 葉 々 瀬 分 土 光 生 の 御 島
 社 場 社 櫻 原 寺 港 崎 島

總 瀬 鷗 烏 依 五 上 蘇 堀
 説 城 神 嶺 肥 百 城 李 川
 既 墟 宮 墟 社 社 墟 山 川

伊 福 宮 水 中 依 伊 油 吾
 比 島 浦 尾 尾 肥 東 津 平
 井 官 浦 尾 尾 肥 東 津 平
 神 祭 神 墟 墟 墟 墟 墟 墟 墟
 社 招 魂 社 社 社 社 社 社 社
 祭 魂 社 社 社 社 社 社 社

梅ノ原八大瀑布
 郷ノ原八大瀑布
 古布瀬瀑布
 山田匡徳墓
 板原神社
 源義有墓
 都井望樓
 大宮神社
 潮嶽神社
 外ノ浦各浦
 大島燈臺
 福島
 梅間城

二四

北諸縣郡.....二二六

總社
 神柱神社
 都城官祭招魂社
 攝護寺
 都城々々
 山之口城
 高城々々
 志和地城
 東霧島神社
 關稻荷之神尾瀬
 鶉ガ城
 北郷兄弟墓
 母智丘神社
 願人成寺
 明人欽吉墓
 都城町
 淨信寺
 小竹林

二五

西諸縣郡.....二一〇

陰陽石
 粥餅田古戰場
 霧島岑神社
 霧島東神社
 觀音瀧
 官修墳墓地
 加久藤城
 伊東塚
 霧島山
 狹野神社
 伊集院忠真墓
 白鳥神社
 木崎原古戰場

二六

東諸縣郡.....二二六

總社
 高岡城
 國廣出生地
 粟野神社
 程佐城
 本城
 義代門城
 八代城
 兒湯郡
 高岡知梅岡
 去川關址
 官祭招魂祭
 官祭招魂祭
 法劍柄神嶽

二七

兒湯郡.....二二二

總社
 高鍋城
 高琴城
 高城々々
 高鍋町
 高鍋公園
 舞鶴公園
 比木神社

二八

石城 貫貫寺 潮神社 大納城寺 三納城 米原稻荷神社 兒原稻荷神社 妻都町 西都原 二大山路 國分寺跡 清水寺、鞍馬寺、祇園社 兒玉實滿の寺蹟 鬼筑女山 唐瀬原 尾鈴山 美々津官修墳墓地 神武天皇御腰掛石 杉安堰

都於郡城 岩爪神社 御彦宮 高尾山上 初瀬觀音 銀鏡神社 布萬水社 都萬神池 子宅湯池 三宅神社 國府の遺址 千畑の古墳 座論梅 多賀神社 郡津港 美々津 立聲神社 美々川古戰場

東白杵郡

延岡

延岡

町

二九

延岡城 三福寺 延岡官修墳墓地 安賀多神社 細島官修墳墓地 本善寺 東海港 全長寺 可愛嶽の陵 僧胤康碑

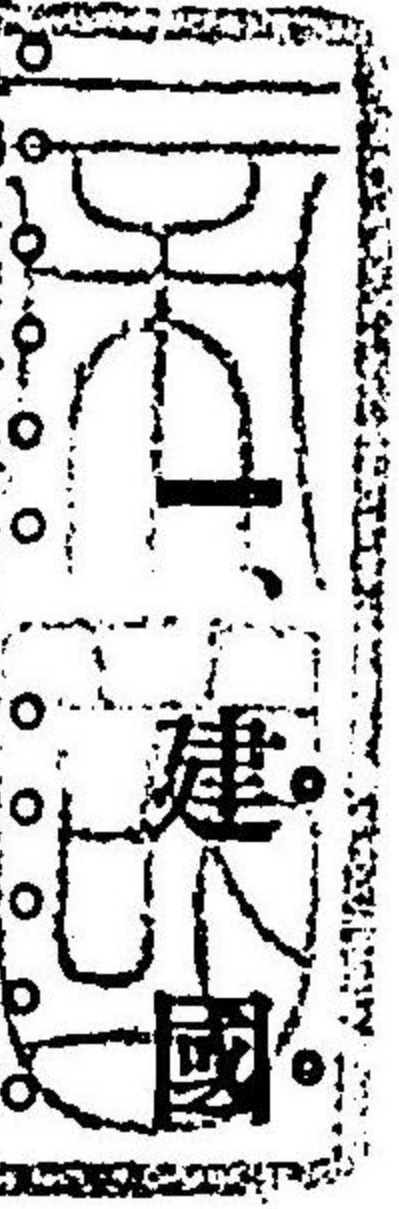
愛宕山公園 幡隨上人墓 櫻井神社 龜井神社 海賀直求墓 無賀直求墓 行藤布 神門神社 慈眼寺

西白杵郡

總觀 四王子塚 三田井官修墳墓地 美祿田 七ッ池 黒尊石 二上山 祖母山 椎葉山

三田井親近首塚 高千穂神社 鬼の窟 羅漢窟 天の窟 三上山 鏡山

宮崎縣案内記



創業

皇祖神武天皇は、幼名狹野尊、母は玉依姬、鸕鷀草葺不合尊の第四子なり、日向國狹野にて降誕あらせらる。

天皇生れて明達確如、年十五にして立て皇太子となり、笠狹宮に居る、長じて日向國吾田邑吾平津媛を娶り手研耳、手研耳の二皇子を生み給ふ、既にして行宮を宮崎に設け、笠狹を出で、諸兄皇子と共に此處に移り、尋で大和還幸の議を諮り給ひき。

還幸の議已に決し、紀元前七年、諸兄皇子及び部衆を擧げて宮崎を發し、陸路津野を経て美々津に至り、是より舟師を率ゐて解纜し、細島に寄航し、豊後に入り、珍彦を嚮導となし、豊前筑前を経て安藝に入り、翌年吉備に入り、高島宮に居ること三年、舟師を率ゐる海を航して進み、浪華を経て河内に入り、大和に入らむとし給ふ。

是より先、長髓彦といふ者、饒速日命を奉じて大和にあり、乃ち師を起して皇軍を防ぐ、皇軍利あらず、道を轉じて紀伊に入り、熊野を経て大和に入り、進んで長髓彦を攻め給ふ

偶、饒速日命長髓彥を殺して來り降り、大和地方悉く平ぐ、是に於て都を橿原に奠め、天位に即き給ひ、在位七十六年にして崩じ給ふ、御年百二十七、畝傍山東北の陵に葬る。神武建國以來二千六百年、皇祖の偉勳宇内曾て其比を見ず、列聖の遺徳深く臣民を化し、上下一致、君臣緝睦其の寶祚の盛なること實に萬國に冠絶す、今や戰捷之餘、皇威八荒に耀き、國勢旭の昇るが如し、皇祖の遺徳、萬古仰ぐべき哉。

二、古代史上の日向

太古逸々、文獻の徴すべく、書契の見るべきものなければ、明に知るを得ざるも、日向國は既に幾千年以前に於て、帝業の宏謨を示し給ひ、神武東征以前、列聖の都し給ひし所に於て、其の遺蹟は縣下到處、山河今猶歷々として指點すべし。雲に聳ゆる高千穂の峯は巍々として千古其容を改めず、空を涵す日向の灘は洋々として萬里窮りなし、嗚呼天地秀靈の氣、鍾めて古帝州の山河に在り、皇祖發祥の靈地たる、豈に偶然ならむや。

神武天皇東に遷らせ給ひしより以來、七百餘年の間は、日向國は如何なる人をして治め給ひしか、今考ふべからず、景行天皇の時に至り、熊襲の族、國中に蔓延して王化に従はざ

れば、天皇親ら師を率ひて、日向國に攻め入り、行宮を建て居給ふ、之を高屋宮といふ、蹕を駐め給ふこと凡八年、熊襲悉く平ぐ。

天皇一日子湯の縣に幸し、丹裳の小野に遊び、東方を見て、詔して曰く、此國は直ぐ日の出の方に向けりと、故に號けて日向と曰ふ、是國名の起原なり。

其後日向を割きて薩摩を置き、元明天皇の和銅六年、又日向を割きて大隅を置かるゝに及び、三國の境界始めて定まり、國毎に國府を設け、國司の來りて民を治めしこと、他の諸國に異ならざりき。

欽明天皇の時土持氏に日向國を賜はる、土持氏縣莊(今の延岡)に居城を構へ住居すること二百九十餘年、清和天皇の貞觀元年勅命を以て、參河國に徙りければ、其より三百餘年間、高千穂の三田井家に於て政務を執りぬ。

後白河院の保元二年、再び日向國を土持氏に賜はりしかば、三河國より縣に還へり住す、爾來土持氏の支族次第に日向の國中に蔓延し其後他の土持氏は皆滅びたりしも、縣の土持氏のみは存して、長祿元年より天正の頃まで、日向全國大率之に屬したり。

三、鎌倉時代の日向

源頼朝平氏を滅し、幕府を鎌倉に建て、兵馬の權を掌握するや、諸國に守護を置き、莊園に地頭を置き、皆己の一族郎黨を以て之に任じぬ。

建久四年、島津忠久を薩摩大隅の二國及び日向國諸縣の守護とし、建武二年、伊東祐持伊豆より下りて、都於郡に居城せり、尋いで將軍足利尊氏特に畠山直顯を日向の守護とし、幾もなくして、肥後の菊池武光の爲に亡ぼさる、伊東祐持五世の孫、伊東祐堯、國中の諸族を亡ぼし、日向の大半其有に歸せり。

爾來伊東島津の間、戰爭止む時なし、彼の島津義久の大軍を率ゐて、都於郡を攻むるや、城主義祐、支ふる能はず、城遂に陥り、豊後に奔り、大友氏に據る、實に天正五年十二月なり、是に於て三國又島津氏の支配する所となりぬ。

天正六年、大友宗麟大舉して來り、先づ縣の土持氏を亡ぼし、進んで義久と耳川に戦ふ、義久迎へ討て大に之を破り、遂に豊後に入りて大友氏を亡ぼし、威九州に震ふ、同十五年關白豊臣秀吉、兵二十餘萬を率ゐて豊前、豊後に入り、弟秀長をして日向口の大將として島津氏を討ち、其侵地を收め、九州始めて無事となる。

是に於て秀吉更に封土を定め島津氏に薩摩、大隅及び日向の諸縣郡を與へ、秋月種長を財部に高橋種統を縣に伊東祐兵を飢肥に封ず、慶長八年、將軍徳川家康更に島津以久に佐土原を與ふ、同十八年、高橋氏罪あり、常州に流され、有馬直統を縣に封ず、元祿五年有馬直統、越後の絲魚川に徙封せられ、其後延岡城に居るものは、三浦牧野の兩氏なりしが、貞享中内藤政樹代りて城主となりしより、伊東秋月島津の三氏と共に世々相傳へ、日向凡て四藩、而して諸縣郡は薩摩島津氏の支配する所なりき。

四、廢藩置縣の沿革。

維新の後、北部に美々津縣、南部に都城縣を置かれ、明治五年、肥後國球摩郡米良を割きて、兒湯郡に屬し、六年都城美々津の兩縣を廢し、宮崎縣を置き、九年宮崎縣を廢して、鹿兒島縣に合し、十六年、更に宮崎縣を分置せらる、是れ即ち今の宮崎縣なり。

臼杵郡を東西に、那珂郡を南北に、諸縣郡を東西南北に分ち、南諸縣郡は鹿兒島縣に屬し、宮崎兒湯と共に九郡を管せり。

二十一年町村制を實施し、舊來の町村多くは合併せられて、新に其の區域を定められ、二十九年四月、宮崎郡及北那珂郡を廢し、其區域を以て、更に宮崎縣を置き、縣下凡て八郡となりぬ、同日日向國南諸縣郡を廢し、更に大隅國贈嶽郡に屬せしむ、之を廢藩置縣の概要とす。

五、宮崎宮。

六

官幣大社宮崎宮は、神日本磐余彦尊即ち神武天皇を祀れる所にして、御父賴草葺不合尊及御母玉依姫命を合祀す、神武天皇の皇子神八井耳命の子建磐立命九州の鎮守たりし時此地に來り、其舊都の遺跡に就きて社を創建し給ひしといふ。

舊記に依れば、崇神天皇の御代に宮殿を建てし事あり、景行天皇熊襲征討の際、亦建營の説あり、尋いで應神天皇の御宇、日向の國造老男命また之を鎮祭せり、降つて建久八年に至り、地頭土持太郎信綱宮殿を造營し、遷座の式を行ひ、文明五年、伊東祐國蓮ヶ池北方の兩地にて、十五戸の社領を獻じ、永祿五年、伊東祐立も亦北方及び江平の地に於て、八町五反の地を供し、天正五年、島津義久米十八石を獻じ、同十一年、御祓料金參拾兩を奉り、寛永二十一年、領主有馬康純宮殿を造營し、元祿二年三月、同姓永純二石五斗の神地竝に三斗五升餘の御供田を供進し、文化十年八月、内藤龜之進宮殿を造營し、天保十年九月、内藤政義も亦宮殿を造營せり。從來神武天皇社と稱せしが、明治六年五月縣社となり、宮崎神社と稱し、八年八月、國幣中社に列し、十一年五月宮崎宮と改稱す、十八年四月官幣大社に昇格し、十九年社殿を造營し、遷宮の式を行ふ。

明治三十二年、大祭會の組織成り、尙國庫の補助及帝室の御下賜金より、同會募集の寄附金を以て建築すべくなりぬ、今其の概要を記さむに、先づ正殿は三間四方にして、地形一段高く、四方高欄を廻らし、玉階の下より六間半の渡殿を隔て幣殿あり、其の廣四間に七間半にして、同く四方に高欄を廻らし、諸殿中最も大なる者にて、年中の諸祭儀奉仕の處とす。

此より左右に分れて五間づゝの渡廊を通じ、其の東西の端角に、三間に四間の御料屋と神饌所の兩殿あり、此より正殿を中央に東西北の方面へ、透間垣スエマカキを廻らし、其の長四十七間、左右に腋門を附し、内院を形成せり、而して、彼の幣殿の階前より、南に距ること六間半の庭上、三間に四間の拜所を設く、中は悉く石壘にして、常に普通人民の參拜する處とす、此より南へ凡そ九間を隔て、正門あり、高さ二十八尺、左右玉垣を附し、折れて東西の方面より、北方を圍む處は、總て人造石を以てし、同く東西に腋門を附し、其の長さ百八十間、以て神社の外圍をなせり。構造の總ては上代を模倣し、正殿より諸殿舎竝に正門等皆千木堅魚木を揚げ、御屋の限りは水舎及び周圍の御垣に至るまで、銅を以て葺き上げ桁横垂木廣木舞の端角等外部に顯る

七

るもの、又屋上の千木堅魚木等は悉皆花菱に唐草の模様を施したる金銅の金物を打ち、要部には菊の御紋章を彫したる金物を附け、社殿の構造頗る高雅にして、清楚なり。其他社務所の新築三基の大鳥居の銅卷成り、神苑沼池橋梁參道の設備能く整ひて、大に舊觀を更む。

六、大祭會の事業

官幣大社宮崎宮は、古史の所謂高千穂宮なる皇居の跡にして、皇祖神武天皇の統を垂れ、業を肇め給ひし靈境なれば、之を修めて萬世に傳ふべきは、臣民報本の道なりとて、曩に朝野有志の發起首唱する所となり、神武天皇御降誕大祭會なるものを組織し、評議員若干名、理事十名、監事二名を置きて諸般の會務を管掌せしめぬ、而して經營の大綱は如左。一本會は、明治三十二年官幣大社宮崎宮に於て、神武天皇御降誕大祭を執行し、神殿、幣殿、拜殿及社務所等を新築し、神苑を擴張し、徵古館を設立し、併せて縣社狹野神社の神殿、拜殿、社務所等を改造し、尙ほ竣功の後は、其奉告大祭を執行するを目的とし、其の組織を財團とす。

一 工事は、明治三十二年四月起工し、爾後七年を期し、完成せしむるものとす。

各地方長官は、地方委員長を、市郡區長は地方委員副長を囑託し、其他須要なる人々を擧げて、地方委員となし、以て地方有志者の勧誘に關する事務を委嘱せり。

明治三十二年一月に至り、帝國議會に於て建議あり、大祭會に經費を補給する件を議決して、之を贊助し、以て今日に至りぬ。

畏くも我が帝室に於ても、此舉を聞食され、辱くも明治三十八年十月、内帑金を賜ひて之を贊助し給へり、是より先き、明治三十二年四月宮崎宮に於て、神武天皇御降誕大祭を舉行せり、是蓋し御降誕後二千六百年に當れるを以てなり。

本宮の造營は、範を伊勢大廟に取り、大社造りとなし、神殿、幣殿、渡殿、左右渡廊、神饌所、御料屋及び拜所にして、水屋あり、社務所あり、神殿の周圍は透塀を設け、正面竝に左右には玉垣を築き、一大正門と三大鳥居とを建設せり、境内及附屬地は、新舊を合せて二十三町二反七畝餘歩、西北は丘陵を負ひ、東南は田疇に臨み、古松老杉、宮域を圍み、景象頗る雄大なり。

縣社狹野神社は、神武天皇の降誕し給ひし靈地なるを以て、地方有志者も大祭會と協力し遂に宮崎宮の舊社殿を移して之を修築し、且つ新たに社務所を設け、以て崇敬奉祀の道を

計れり。

今や成を告ぐ、其壯觀又舊時と同じからず、且つ同社保存の道に就ては、大祭會も謀る所あり、其の方法自ら走り、將來憂なきに至らん。

大祭會に於ける明治四十年七月三十一日收支の現計は左の如し。

一金參拾參萬四千百參圓拾壹錢參厘	收 入 總 額
內	國 庫 補 給 金
金拾萬五千圓	帝 室 御 下 賜 金
金壹萬五千圓	寄 附 金 及 諸 收 入 金
金貳拾壹萬四千百參圓拾壹錢參厘	支 出 總 額
一金參拾貳萬千九百八拾五圓六拾壹錢七厘	神 苑 費 及 紀 念 大 祭 費 並 備 品 費
內	建 築 諸 費
金參萬七百六拾貳圓九拾八錢八厘	保 存 費
金拾五萬五千九百圓七拾貳錢壹厘	專 務 費
金五萬貳千五百拾貳圓參拾八錢七厘	募 集 費 及 旅 費 並 報 酬 費
但 公 債 額 面 五 萬 九 千 八 百 圓 現 在	假 出 金 其 他
金貳萬九千五百貳拾七圓九拾壹錢	現 在 金
金五萬七百六拾五圓九拾參錢四厘	
金貳千五百拾五圓六拾七錢七厘	
差引金壹萬貳千百拾七圓四拾九錢六厘	

而して宮崎宮の造營は、方に其功を竣へ、本年十月二十一日を期し、竣功奉告祭を舉行せんとするに至れり、其の未だ起工せざる徴古館の經營は、大祭會存在中に其計畫を定め、以て之が完成を期せんとす。

大祭會現在の役員及び評議員左の如し

理事總理	公 爵 二 條 基 弘
理事會長	伯 爵 島 津 忠 亮
理事副會長	田 中 直 達
理事幹事長	高 木 兼 寛
醫學博士男爵	岩 村 兼 善
理 事	岡 田 治 衛 武
理 事	得 能 通 要
理 事	橫 山 孫 一 郎
理 事	菊 池 武 明
理 事	三 橋 得 三
監 理	澁 澤 榮 一
男 爵	

其他一ツ瀬川、小九川、五ヶ瀬川等あり、東方一帯の海濱は、三十餘里に及び、南部及び北部に港灣多し、瀬海の民は漁農を業とし、山間の民は農樵を業とす、故に海山の産物に富み、他府縣への輸出多し。

八、氣 候。

温暖は四國九州中第一位を占む、寒暑の差は熊本より少く大分、鹿兒島より多く且暖期頗る長し。

風は西風強けれども、最も狂暴を逞くして、被害あるものは秋季の偏東風にして、而して今日迄の最強は一秒間三十七米(百二十二尺)也。

雨天は宮崎にて一ヶ年平均百五十日、九州にて第五位に下るも、梅雨現象の早く來るが爲に、春雨梅雨引續き、露濕長きに亘ること多く、秋霖中、亦氣温高きを以て微を生ず、晴天の時間は一ヶ年平均千九百八十時を通例とす。

氣温は南東の沿海地に高くして、北西山岳部に低く、毎日最高の平均は、飢肥の二十三度(七十三度)より三田井の二十度(六十八度)に至り、最低の平均は、都井崎の十四度(五十七度)より三田井の九度(四十八度)の間にあれども、沿海部は氣候融和なりとす、山岳部

は峻烈にして、都井崎は高低の差七度(十三度)を出でされども、都城は十二度(二十二度)に及び、高極は高岡にて三十八度(百度)低極は、都城にて、氷點下二十度(氷點下四度)に達し。都城は縣内にて殊に寒暑の峻酷を極め、晝夜の差三十九度(七十度)に達することあり宮崎にては最高の平均二十二度(七十二度)最低十二度(五十四度)にて、其兩極は三十六度(九十七度)より氷點下七度(十九度)の間にあき。

雨雪の日數は、沿海に多く、山岳部に少く、都井崎は平均一ヶ年平均百六十五日、須木にては百十三日を出でず、其の雨天の最も多きは、三月と七月也、宮崎延岡にては、七月中二十七日雨天なりしことあり、又宮崎にて、曾て百八十三日即一ヶ年の半分が雨天なりしことあり。

結霜の季は、沿海近傍にては、鰐塚山の北面最早く、平均十一月五日に始まり、翌年三月二十六日に至る、宮崎にては、平均十一月二十日に始まり、三月二十三日に終るを例とす、其早きは十一月六日に始まり、終霜の遅きは、五月二日に及ぶ。

山岳部にては、高千穂の西に最早く、平均十月十五日に始められども、九月下旬に結霜することもあり、終霜も同地方最遅く平均四月二十五日、極めて遅きは五月十五日に及ぶ。雪は沿海近傍にては、延岡稍多く、宮崎は二十一年間に七日の降雪ありき、岳山部にては

霜と等しく、高千穂近傍に早く、平均十二月五日に始まり、三月十二日に及ぶとも、霧島山は十一月初旬既に頂上白雪を見る。

九、行政區劃

八郡に分ち、更に之を九町九十一ヶ村に分つ。

郡名	町數	村數	戶數	人口	面積	郡名	町數	村數	戶數	人口	面積
宮崎	二	一三	一四、七二	六、七〇〇	二、八四	兒湯	二	一三	一三、三〇	六、三三三	二、一三
南那珂	二	一四	二二、八二	六、九〇〇	三、〇〇	東白杵	二	一六	一八、二五	一〇、九〇一	三、一三
北諸縣	一	二	二、七五	七、三三九	四、四四	西白杵	一	一〇	六、一八	八、三三〇	三、一三
四諸縣	一	七	八、三三	四、四四	三、一三	合計	九	四一	四六、五三	二〇、五三三	一〇、五三
東諸縣	一	七	八、三三	三、七七一	三、三三						

(1) 官衙公署の位置

宮崎縣廳
各郡役所

宮崎郡宮崎町

宮崎郡役所	南那珂郡役所	北諸縣郡役所	西諸縣郡役所	東諸縣郡役所	兒湯郡役所	東白杵郡役所	西白杵郡役所	宮崎郡宮崎町	南那珂郡肥田町	南那珂郡福島町	南那珂郡油津町	北諸縣郡都城町	西諸縣郡小林村	西諸縣郡加久藤村	東諸縣郡高岡村	兒湯郡高鍋町	東白杵郡高千穂村
-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	--------	----------

各警察署

宮崎警察署	肥田警察署	福島警察分署	油津警察分署	都城警察署	小林警察署	加久藤警察分署	高岡警察署	高鍋警察署	下種北警察分署	延岡警察署	宮崎郡宮崎町	南那珂郡肥田町	南那珂郡福島町	南那珂郡油津町	北諸縣郡都城町	西諸縣郡小林村	西諸縣郡加久藤村	東諸縣郡高岡村	兒湯郡高鍋町	東白杵郡高千穂村	宮崎郡宮崎町	南那珂郡肥田町	南那珂郡福島町	南那珂郡油津町	北諸縣郡都城町	西諸縣郡小林村	西諸縣郡加久藤村	東諸縣郡高岡村	兒湯郡高鍋町	東白杵郡高千穂村
-------	-------	--------	--------	-------	-------	---------	-------	-------	---------	-------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	--------	----------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	--------	----------

裁判所

細島警察署
高千穂警察分署
鞍岡警察分署

東白杵郡細島町
西白杵郡高千穂村
西白杵郡鞍岡村

稅務署

宮崎地方裁判所
宮崎區裁判所
依那區裁判所
都城區裁判所
延岡區裁判所
高千穂區裁判所

宮崎郡宮崎町
宮崎郡宮崎町
南那珂郡依那町
北諸縣郡都城町
東白杵郡延岡町
西白杵郡高千穂村

小林區署

宮崎稅務署
依那稅務署
都城稅務署
小林稅務署
高岡稅務署
高鍋稅務署
延岡稅務署
高千穂稅務署

宮崎郡宮崎町
南那珂郡依那町
北諸縣郡都城町
四諸縣郡小林村
東諸縣郡高岡村
兒湯郡高鍋町
東白杵郡岡宮村
西白杵郡高千穂村

監獄署

延岡小林區署
高鍋小林區署
宮崎小林區署
依那小林區署
福島小林區署
高岡小林區署
小林小林區署
都城小林區署

東白杵郡恒富村
兒湯郡高鍋町
宮崎郡宮崎町
南那珂郡依那町
南那珂郡福島村
東諸縣郡高岡村
西諸縣郡小林村
北諸縣郡都城町

鹽務局出張所

宮崎監獄
延岡分監

宮崎郡宮崎町
東白杵郡岡宮村

葉煙草出納所

鹿兒島鹽務局宮崎出張所
同 福島出張所
同 依那出張所
同 高鍋出張所
同 延岡出張所

宮崎郡宮崎町
南那珂郡福島村
南那珂郡依那町
兒湯郡高鍋町
東白杵郡岡宮村

鹿見島櫻草收納所宮崎出張所
 同 穂北出張所
 同 高千穂出張所

宮崎郡宮崎町
 兒湯郡下穂北村
 四白杵郡高千穂村

樟腦事務局出張所
 測候所

各稅務署内
 宮崎郡宮崎町

其他

(2) 諸 團 體

日本赤十字社宮崎支部 日露戰役後、入社員順に増加し、明治四十年五月末日の現在社員の總數は、一萬二千二百四十三人にして、之を本縣人口に比する時は、四十六人に對し、社員一人を有するの割合なり。

尙本年十二月上旬を期し、支部社員の總會を開催し、社員總數一萬二千五百名以上に達せしめ、益々斯業の發達を謀らんとす、又支部後年基本の爲、明治三十八年以來、造林の事業を企畫し、東諸縣郡高岡村字浦の名縣有の原野地反別五十町歩を買受け、三十九年度及四十年年度兩年間に於て、白楊八萬三千本、杉十一萬三千四百本の植付を終了せり。造林の經費は篤志者の寄附を以て支辨する計畫にして、成長五十年を経れば伐採價格の實

益六拾萬圓以上の巨額に至る概算にして、將來支部の經濟をして牢固ならしむるや必然なりとす。

日本武德會宮崎支部 明治三十年二月の設置にして、會員六千八百七十人あり、宮崎郡大淀村に武術道場を建設し、小銃射的及大弓射的場の設あり、支部には武道其他の教師專任者無しと雖ども、道場及射的場とも開場し、會員の練習に供す。

愛國婦人會宮崎支部 明治三十四年十二月、支部を宮崎縣廳構内に設置せしが、日露戰役開始に際し、會員著しく増加し、三十八年末には特別會員二百三十六名、通常會員四千四百八十名、外に賛助員四百四十六名あり、而して本會の事業は戰役後に於て倍々發展し、四十年五月の現在會員は、特別會員二百八十七名、通常會員六千五百九十四名、外に賛助員四百五十名の多きを有するに至る。

救護事業としては、日露戰役に於ける戰傷死者軍人遺族の貧困者に對し、臨時救護として戰傷死者一名に付金參圓宛を贈り、三十九年三月限り此の取扱を廢したり、以後毎年定期救護に改め、三十九年度現在定期救護人員は、百七十六名にして、右に對し同年度の贈與金額九百五拾六圓に上りぬ。

一〇、農 業

農事一斑 勸業は農事に重きを置き、米麥の栽培、及び米穀品質の改良、並に施肥法に就き、縣稅の補助を以て、各郡に農業教師並に技手を置く。農家の壯丁及び町村當業者の爲に、縣農事巡回教師をして、定期講習會を開かしめ、學理の大意を知らしめ、農業改良の實績を挙げむが爲、縣令を發布し、石灰施用禁止、生産米取締及害虫驅除豫防並に正條植、集合苗代施設等を爲さしめ、其取締に就ては、縣勸業吏員を各郡に派遣したるも、本年度より之を改め、各郡に技手を置き、各町村及び農會に常置する技手と相協力し、益々其の改良進歩を促さしむ。縣農會に於ては專任技師及技手を置き、直接間接に啓發指導の任に當らしめ、大に農事の發展を期す。

農業は、晩近著しく改良進歩の成績を示すと雖ども、土地廣漠なるに反し、人口甚だ稀薄なれば、耕地割合に多く、農業上自然怠慢に流れ、其發達を沮礙すること少なからず、然るに、戦後經營の急務として、一般進取の志氣を鼓舞すると同時、大に農事の改良と其智識の普及とを圖り、農事の講習講話を開き、以て米麥作並に綠肥栽培、二毛作、桑園等より俵米及び堆肥の製造、農産物品評會の開催等を奨励し、且耕地整理並に土地改良調査を計畫したり。

主要農産物最近の産額

米	七四六、四七〇石	蕎麥	六五、六四三石
麥	一六七、〇〇七石	茶	一三九、三六八石
甘藷	二九、五五七、五四七石	蘿蔔	五、九八〇、七三四石
繭	一七、七二四石	栗	五五、九八四石
大豆	四二、七四九石	玉蜀黍	二九、四二二石
大麻	二〇〇、七五〇石		

農事試験場 明治三十二年の創設也、田八段歩畑三町歩の試験用地あり、農作物の

耕種、肥培の試験並に農産物類の分析、鑑定、其他種苗の養成、配付、昆蟲の試育、調査等を行ひ、其重要な試験成績報告は、之を夏作、冬作、及特別の三種に別ちて、汎く頒布し、猶土地氣候等の關係より來る状態の比較調査を爲し、又各地試験成績の對照を爲さむが爲、本試験監督の下に南那珂、西諸縣、北諸縣、兒湯、東白杵の五郡に、各一ヶ所宛の委託試験地を定め、米麥の種類及び肥料に關する試験をなし、西白杵郡に煙草の種類施肥乾燥委託試験地一ヶ所あり、其成績孰も良好、斯業の改良に資益する所尠ならず、然

るに、前記委託試験所の中、北諸縣、西白杵、の二ヶ所を除き、他は前年度限事業終結を告げ、今や縣下の農事は、漸く改良發達の域に進み、從て本場及び他の試験地を參觀する者頗る多し。

殊に肥料の需用は年を追ひて益々多く、其分析依頼者の如きも亦著しく増加せり、故に試験成績の普及と之が施設を擴張する事となりぬ。

縣農會 明治三十年十月の創設也、同三十三年三月農會令の施行に依り、規約を變更し三十九年二月農會令改正の結果、復た會則を變更し、始めて基礎確定せり。

事業費の如きも逐年増加し、殊に日露戰役後、實業の振起勃興と俱に、一船の發展を見る。

桑苗圃 三十四年新設以來連年繼續せり、四十年度に育成すべき桑苗は、總數一百餘萬本とす、從來の現金補助の例を改め、本會育成の現苗を交附することとせり、外に穂木採收専用桑園一町二反歩、見本桑園二反歩あり、三十四年度より七ヶ年間に育成配附したる桑苗總數は、百七十九萬三千本餘にして、是皆嫁接也。

果樹苗圃 柑橘苗を育成す、三十五年度に新設し、四十年度に接立てたる苗木總數は、四萬八千五百餘本、外に育成殘苗四萬四千餘本あり、其種類はネーブルオレンジ、温州、日向夏蜜柑、金九年母、夏橙等なり。

成苗は實費を標準とし、縣内需用者の供給に應じ、間々縣外に輸出す。

近來小學校に於て、柑橘栽培を奨励するに至り、前途頗る有望なり、又果樹苗圃の外、見本園七反三畝歩あり。

採種圃 三十九年度の新設也、専ら特用農産物を栽培し、其收穫を種子用とし、縣内營業者に無償配賦す、其種類は燕麥、牧草、夏秋大豆、落花生、馬鈴薯、除蟲菊等。

採種圃 三十九年度の新設也、米麥の良種を普及せしめ、其種類の一定を圖り、品種の改善を期するに在り、米は縣立農事試験場試験成績の最も良好なる石割(中生種)雄町(晩生種)の二種を栽培し、其收穫物を精選して原種子に充て、郡農會をして更に之を栽培せしめ、其採收したる種實を精選し、一般の耕作者に配附し、以て改良の實を擧げしめ、五ヶ年毎に縣下栽種の更新を圖ることとせり、其の原種田の位置は、宮崎郡穗村吉村面積九町四畝十九歩。

養鶏場 三十五年八月の創設、農家の副業として之が飼育を奨励すること茲に五年、今や各郡町村農會は勿論、個人事業として、改良種禽を飼育するもの漸く増加し、猶本會より配附する種禽種卵は、需用益々多きに至れり、其種鶏は名古屋コーチン、其の主なるものにして、此外農商務省種禽場より、プラマ、漣班ブリマウスロックの種卵を得

て孵化したるものあり。

養豚場 養豚事業は近年民間に勃興すと雖ども、種類の選擇、配合の改善等に意を用ふるに周到ならざるものあり、本會は模範的實地の飼養を爲し、一般に之を示し、其繁殖の種豚は、漸次町村農會に譲渡する方針にて、目下ヨークシャー、パークシャー兩種を飼養す。

以上現業部は第一、第二の二ヶ所に分ち、第一種苗圃は宮崎監獄の裏に在り、總面積七町一反四畝二十一歩にして、此地に桑園、果樹園、採種園、養鶏場、養豚場を設く、採種田は其の以東に位し、距離十二町餘。

第二種苗圃 は宮崎町江平町の北端にあり、總面積九町三反五畝十五歩、單に桑苗を育成する所にして、兩所共事務所を設け、係員は常時勤務す。

俵米審査 生産米の品質を改善し、其聲價を發揚せしむる目的を以て、三十四年四月町村農會の事業とし、創めて俵米の審査に着手し、統一を期する爲、三十七年四月より之を郡農會の事業に移したるも、郡内の事情、甲乙自ら差異ありて、審査の程度寬嚴宜しきを得ず、且弊害の之に伴ふものあり、されば之を縣農會の事業に移し、新に審査員を任命し、給料を増加し、優遇以て職責を重んぜしむるの方法を設くるに如かずとし、

四十年四月より之を實施す。

基本財産 日露戰役紀念とし、兼て本會の維持を鞏固ならしむる爲、基本財産を造成せんと欲し、殖林事業に着手したるは、三十八年にして、東諸縣郡高岡村大字浦之名、縣立農學校實習林地に隣り、面積三十町歩あり、三十八年より四十年に至る三ヶ年間に白楊六萬本、杉四萬九千八百本を挿植せり。

爾後十五ヶ年目即白楊第一回の伐採より、最終五十年に至れる收支差引四十八萬九百餘圓の純益を得るの計畫。

一、林業

林産物 國有林二十六萬五千町歩餘、公有、社寺、私有林、二十九萬八千町歩餘ありて、全地面積の八割八分を占め杉、扁柏、赤松、黒松、羅漢松、柗、樅、榧、桑、楮、樟、檉、榑、胡桃樹、鹽地、櫻、栗、櫟、竹類等の有用材料豊富にして、人工の造林に適し、林業經營上、前途甚だ有望なり。

林業家の數は一萬四百六十戸、縣外に輸出する林産總額一箇年貳百餘萬圓に達す。

基本林の造成 明治三十八年、縣令を以て林野規程、林業規程の發布あり、地方森

林警察、保安林調査、公有、社寺、私有林野開墾、火入の禁止制限及び林野の整理、害蟲の驅除、豫防等の事項を定め、以て森林經營の基礎を確立せり。

縣に林業技術官ありて、常に各地を巡回し、講習、講話を行ひ、以て森林思想の普及、林業經營の指導に任せしめ、又調査員若干を置き、四ヶ年間に於て、保安林の調査及郡町村學校、社寺、其他公共團體の基本林造成地調査を行ひ、十ヶ年間を期して造林の實行を勸め扁柏、杉、樟、櫟、白楊の五種を選定し、毎年所要の樹苗を無償交付して縣内六ヶ所に面積五十餘町歩の縣苗圃を特設し、毎年五百萬本餘の苗木を養成し八郡百箇町村に普く交附し、一萬町歩以上の基本林を造成せしむる計畫なり、其實行せるもの左の如し。

南那珂郡有基本林は北郷村字北河内に在り、面積百四十餘町歩、明治三十九年より二十ヶ年、杉、扁柏、樟の三種を約六十萬本植栽。

東臼杵郡有基本林は北方村字速日峰に在り、面積二百四十餘町歩、明治三十二年より二十九ヶ年、杉、扁柏、櫟の三種を植栽す、特設の吏員ありて、郡有林經營管理に當らしめ傍ら各町村學校其他團體造林の監督、指導に任せしむ。

西臼杵郡有基本林は、高千穂及び岩井川兩村に跨る、面積二百餘町歩の地、明治三十九年より十ヶ年、杉、扁柏、の二種の植栽。

東臼杵岡富村有基本林は、面積三十六町餘歩、明治三十年より十六ヶ年杉、扁柏の二種を植栽し、成功後は純益金拾四萬餘圓を收得すべし。

縣立都城中學校は、職員及生徒を以て成立する義勇會事業として、北諸縣郡中郷村千穂口に面積三町歩を有し、日露戰役紀念の爲杉、扁柏の二種を植栽し、以て奉公紀念とし基本財産の資を増殖せんと期す。

町立都城尋常高等小學校林は、前記義勇會基本林に隣接の地に、面積二町を有し、同一の趣旨に依り奉公紀念林を造成せり。

縣農會基本林は、東諸縣郡高岡村に在り、面積三十町歩明治三十八年より四十年までに杉、扁柏、白楊を植ゆ、約十二萬本。

日州教育會基本林は、縣農會基本林隣接地に在り、面積二十町歩、明治三十八年より四十年迄に杉、扁柏、白楊を植ゆ、約八萬二千本。

赤十字社宮崎支部基本林は、日州教育會基本林の隣接地に在り、面積五十町歩明治三十八年より同四十年迄に杉、扁柏、白楊を植ゆ、約二十一萬本。

將來の計畫 其他各郡町村及小學校等に於て、基本林造成計畫中のもの尠ならず、明治三十九年末調査に依れば、體數九十五、造林個所三百九十四、面積一萬二千五百餘町

歩、今後計畫のもの。を合するときは夥多の面積となるべし。

木炭 木炭は特産の一也、最近六ヶ年間の平均産額六百九十餘萬貫、此價格參拾壹萬六千餘圓なり、明治四十年七月より縣に木炭教師を置き、焼き方、俵裝、量目の統一等に就き、實地傳習をなしつつあり。

椎茸 椎茸も亦特産の一也、原料木の豊富、氣候の適順等、最も之が製造に適すと雖ども、人工製未だ行はれず、黴菌の扶植、乾燥の方法等に於て、改良の點少なからず、依て縣の林業技師は、毎に山村の各地を巡回し、實地傳習、及び講話をなし、以て本業の發達増進を計りぬ。

縣有林 東、西諸縣兩郡に跨り綾、野尻兩村内面積約二千餘町歩の地、明治三十五年御料林の拂下を受け、明治三十六年より十八ヶ年、杉、扁柏の二種を植栽し、縣基本財産を造成するの計畫也、附屬苗圃あり、苗木を培育し、三十九年迄に面積二百三十七町歩に移植す、百二十八萬三千本。

縣有林内積材多く、日露戰役中、軍器製造の資に供する目的を以て、大阪東京兩砲兵工廠と締約し、製材を供給せしこと、二百萬本、之れが製材事業に付ては、林道延長三里餘、歩道五里餘の開修を始めとし、縣有林内に林木事務所、伐木運材兩分所、宮崎元町に各貯

木場及び大阪市内に納材事務所、貯木場を開設し本年八月、略々其業を完成せり。

本事業の成敗は、常に本縣基本財産經理上、重大の關係を有するのみならず、將來此種の企畫に對し、影響を及ぼすこと頗る多大なるを以て、開始の當初に於て、周密慎重なる調査計畫をなし、且つ事業實行に用意周到なりしかば、既に數萬圓の収益を得、特別會計となして經理を遂げ、縣有林の經營に付ては、一切縣費を要せず、將來倍々基本財産の増殖を計り、其基礎を鞏固にせん。

今回該事業の記念とし、林業館及び縣有林事務所を新築し、之を後世に遺しぬ。

飢肥森林 南那珂郡飢肥地方の殖林は、土質氣候の適すると、舊藩時の指導宜しきを得し爲、古來瀬戸内海地方に於て、伊東杉の名聲高く、需要の途甚だ廣し、而して維新後一般に濫伐の弊に陥りしが、飢肥に於ては此患無く、今も到る所に鬱蒼の茂林を見る。

宮の原國有林 西諸縣郡小林村宇細野に在り、面積五百十町歩、經營一百五十餘年、現在の杉立木約二百萬株、望見すれば眞個の壯觀なりとす。

一、二、商 業

商業一斑 交通の不便は商業振興の機會を妨げ、範圍極て狭く、販路擴張の策を講ず

る者稀にして、縣外都市に支店を有し、彼我呼應、活潑なる業務を營む商家少し、海外貿易に従事せる者の如きも僅々二三人を出でざりき。

商業の種類は、輸出入品に依りて分れ、輸出品の重なるものは米、生絲、銅、木材、板類、木炭、椎茸、茶、紙、水産物、煙草等にして、輸入品は織物、石油、清酒、肥料、砂糖、煙草、水産物等なり、而して是等の取引に従事する米穀、山産物、呉服、日用什器、肥料等の商業者は殆んど縣内商業の中心たり。

取引状況を概括すれば、生絲は重に横濱に輸出す、最も近來座繰製絲一方に勃興し、産額亦尠ならず、是等は重に京都、福井地方へ輸送す。

米は近來關東、四國地方へ輸送するものあるも、其多くは神戸港にして、西、北諸縣兩郡の産米は、肥薩線に依りて吉松を通過し、其一半は陸路、福山港を経て、鹿兒島市に輸出し、同市より更に阪神へ輸送す、

故に兩郡の米商は、重に鹿兒島市との取引をなす、南那珂郡は、福島、油津、の兩港より宮崎、兒湯、東諸縣三郡の産米、佐土原、廣瀬、宮崎商人の手より赤江、内海、福島の諸港より直接神戸に輸送す、亦木材、木炭其他山産物の輸出は、東海、美々津、宮崎、油津の諸港より輸出するもの多く、殊に木炭は東海、美々津の兩港より輸出するもの尤も多し

茶は近年生産地に販賣組合の設けあり、直接神戸港へ輸出するもの大部を占め、水産物は往々長崎港へ輸送するものあれども、油津、内海、福島、土々呂の諸港より、汽船便に依りて、阪地へ輸送せらるゝもの多し。

亦輸入品に於て、沿岸各地へ輸入するものは、何れも前記各港を經由し、大阪より輸入せらるゝも、近來四國より直接輸入するもの多く、木綿、醬油、清酒、紙等の如き、年々其額を増加せり、其輸入品は凡て延岡美々津、高鍋、宮崎、飯肥各市商人の手を経て、縣内各地に分配せらるゝも、豊後肥後の堺に接近する山間の市街にありては、豊後竹田、肥後高森、馬見原、人吉等を経て、輸入せらるゝもの其大部を占む、又西北諸縣兩郡に在りては、其輸入品にありても輸出と同じく、鹿兒島を経て小林、都城に輸入し、各地に分配せらる、此兩郡に於ける魚類は、全部を鹿兒島縣沿岸に仰ぐの有様なり、されば、米穀、生絲、山産物の手廻り時期と、肥料の需用期節は稍々商業の活潑を見る時にして、金融に於ても毎年此時期最も盛にして、大阪、鹿兒島、宇和島に對して最も密接の關係あり。

商業の補助機關たる銀行は、近年大に其面目を更めしも、未だ縣外に支店を有するものなく、何れも資本多からず、遺憾少なからざりしが、漸次小資本を合して大資本となすの傾向あり、日州銀行、飯肥銀行、商業銀行の三行は、本年八月其合同を遂行し、資本を百五

新榮會資會社
日豫組合會社
目井津水産合名會社

東白柯郡北方村
南那珂郡香田村
南那珂郡南郷村

輸出入一斑 明治三十九年縣内輸出入の狀況を調査するに、輸出總價額壹千〇拾五萬八千五百餘圓にして、内陸路に依るもの壹百九拾七萬五千七百餘圓、海路よりするもの八百拾八萬貳千八百餘圓。

亦輸入總價額は四百六拾參萬千六百餘にして、内陸路に依るもの壹百貳拾五萬貳千八百餘圓、海路よりするもの參百參拾七萬八千八百餘圓、輸出の輸入に超過するもの五百五拾貳萬六千九百餘圓、今輸出入物品の中、一ヶ年拾萬圓以上のものを掲ぐれば左の如し。

米	材	板	銅	生	椎	木	水
貳百貳拾五萬貳千貳百四拾壹圓	百拾六萬千四百八拾圓	四拾五萬千六百拾圓	百參拾壹萬六千貳百貳拾參圓	百〇四萬〇五百九拾四圓	五拾壹萬五千〇六拾圓	四拾萬參千貳百參拾貳圓	四拾貳萬參千九百貳拾壹圓

煙	草	酒	物	料	物	糖	油	草
參拾五萬千九百八拾八圓	四拾六萬六千七百六拾七圓	五拾八萬七千五百五拾貳圓	參拾萬四千參百七拾四圓	九拾七萬四千九百六拾九圓	參拾萬四千參百四拾五圓	拾參萬貳千六百六拾六圓	貳拾四萬五千五百參拾壹圓	

一三、工業

工業一斑 製絲を除くの外、農家の餘業たる製紙業と、酒類、醬油等の醸造業あるのみ、近年都城及宮崎地方にて、羽二重、木綿等織物の興起せんとする傾向あり。製紙 産地殆ど全縣に亘る就中其重なるものは東白杵郡恒富村、兒湯郡美々津町、同郡上穂北村、南那珂郡俣肥町、北諸縣郡三股村及東諸縣郡本莊村とす。

製造者の數二千九百二十一人、製紙の價格拾九萬餘圓に達す、而して重に美濃半紙、塵紙也、塵紙は阪地に輸出するもの多く、俣肥地方に於ける同業者五十餘名は、去る三十八年産

業組合を設け、共同販賣の事業を開始せし以來、漸次好機運に會し、佻肥塵紙の名、阪地に高く、産額年々増加せり。

亦本年日向水力電氣株式會社の開業に依り、市内點燈の設備と、電力の供給は、宮崎附近に於ける工業思想を誘發し、電力應用の精米製材及び機織工場等漸次興起の氣運を見るに至らんとす。

蠶絲 氣候風土は最も蠶絲業の經營に適し、而かも耕地潤大、多年之が保護獎勵を加へたる結果頗る顯著なる發達をなせり。

明治十八年蠶絲業組合準則の發布あり、翌十九年より四ヶ年間、縣費より補助すること、なり、各地に散在せる座繰生絲は、之を取締所に集め、合同販賣を行ひ、製絲教師を先進地方より備聘し、専ら改良發達の事に従はしめ、器械製絲場は、南那珂郡佻肥に一ヶ所有のみなりしが、二十一年に至り、士族授産金の貸與ありしが爲、宮崎に器械製絲場傳習所起り、次で高鍋、廣瀬、都城に設置あり、爾後累年、産額増加に伴ひ、器械及座繰製絲場の増設を見るに至れり。

養蠶は明治二十一年頃迄は、各地の有志者に於て教師を備聘し、飼育の傳習を受けしが、二十二年士族授産金に依り、東諸縣郡高岡に傳習所の設立あり、二十五年、農商務省より

技術者の派遣を求め、各地に講話あり、高鍋町に傳習所の設立あり、此等計畫は、地方蠶業思想を鼓吹し、普及改良上に裨益を與ふるもの尠なからず、二十七年度に至り、遂に各郡に傳習所の設置を見るに至り、其の教師の俸給に關し、縣費の補助を受け、専ら技術の傳習を行ひしが、三十年度に至り、縣は其趣旨を擴張し、養蠶組合補助規程を設け、巡回教師を備入れたる組合に對し、其の教師に關する費用を補助することとし、主として稚蠶共同飼育及蠶病豫防を行はしめ、三十八年度に至り、更に町村常置養蠶巡回教師備入費の補助を併設し、以て常時間斷なく、蠶業經營上一般に亘り、指導啓發の任に當らしむることとなり、其の效果頗る看るべきものあり。

然るに此等教師は、概ね遠地より備聘するの不便なるが、故に、三十一年縣に高等養蠶傳習所(三十二年農事講習所三十八年農學校養蠶別科に改稱す)を設立し、縣内に於て教師の養成に勉む、而して蠶業の基礎たる桑園を奨勵せんが爲、桑苗栽植費補助規程を設け、三十四年以降繼續施行し、三十八年に至り又模範桑園設置費補助方法を新設し、急速之が普及を圖り、以て桑樹の仕立方及管理上一般の模範に供せり、尙ほ本年度に至り、前記普通桑苗、栽植費の補助を廢し、代ふるに桑樹新栽植者に對し、桑苗無償配附竝に町村桑苗圃設置費補助を以てし、一層普及増殖を速かならしめんとせり。

既に栽植したる桑園の耕耘施肥を全からしむる手段としては、三十六年、縣農會に於て、桑園品評會規程を設け、其方法を周知せしめ、三十八年度に至り、町村の主催及町村の系統的出品郡主催の品評會に對し、褒賞費の交附あり、開催の年尙淺きも、其の効果は頗る顯著なり、其他三十八九兩年度に於て、秋蠶種製造試驗三十八年度より蠶種の無償交附及殺蛹乾繭器購入費の補助、三十九年度に於ては、生絲共同揚返場設置費の補助を爲す。

桑園反別	三十五年			三十六年			三十七年			三十八年			三十九年		
	飼	養	戸	飼	養	戸	飼	養	戸	飼	養	戸	飼	養	戸
計	一四、〇三七	六、〇五二	三、七四九	一五、七七六	五、九六二	四、五一五	一六、二二五	四、一九二	五、五四七	一七、一三八	四、〇七九	六、〇〇〇	一六、九四六	四、五四二	六、六六六
春	一〇、四二二	三、三四七	二、一九九	一二、一三七	三、三五七	三、四三七	一三、〇二二	二、一四七	三、八〇九	一三、七三九	二、四〇二	四、四一四	一三、一〇二	二、四六四	四、五三四
夏	三、七四九	二、一〇六	一、五三六	二、〇七四	二、〇七四	一、五七五	二、四二六	二、二七二	一、六二六	二、七一一	二、九八三	一、七、七二四	二、九八三	一、七、七二四	二、九八三
秋	一五、九六八	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一	一八、九二一

收 入	額 造 製 絲 生			額 種 製 造 額
	春	夏	秋	
計	六、六四八	一、七八二	一、一〇六	九、五二四
蠶	九、六八二	一、九八三	二、〇七四	二四、〇〇六
蠶	一一、八五七	一、四三二	二、四二六	二四、一五九
蠶	一一、六三九	一、六二六	二、七一一	一七、一五七
蠶	一三、〇八三	一、六五八	二、九八三	一七、四七七
蠶	五、七五一	二、二七一	八、〇三二	一七、八七七
蠶	六、八七二	三、六七六	一〇、五四八	一七、八七七
蠶	六、九七五	四、八七六	一一、八五一	一七、八七七
蠶	八、〇三二	六、三〇四	一四、三四二	一七、八七七
蠶	八、〇九三	九、七八四	一七、八七七	一七、八七七

備 考

一、明治三十五年は晩春の結霜、同三十九年は前年の夏期水害を被りたるに由り産額其他減少を來す

製。絲。場。(五十人以上の分)

- 宮崎製絲合資會社
- 伏肥蠶業合資會社
- 都城製絲株式會社
- 合資會社永進社
- 宮 國 社

- 宮崎郡宮崎町
- 南那珂郡吾田村
- 北諸縣郡都城町
- 北諸縣郡都城町
- 北諸縣郡都城町

黒岩兄弟製絲場
 桑畑製絲場
 四諸縣製絲株式會社
 高鍋製絲株式會社
 日向製絲合資會社

北諸縣郡三股村
 北諸縣郡三股村
 西諸縣郡小林村
 兒湯郡上江村
 兒湯郡上江村

勸業物品陳列場 明治十八年の創立也、購入品あり委託出品あり、現在千八百五十點。

諸般の事業漸く勃興せんとするに當り、本場の參觀者頓に増加せり、昨三十九年十一月本場規則を改正し、汎く即賣品出品委託の道を開き、同時に規程を定め、場長主事書記の職員を置き、縣内生産品販路の調査試賣及商業上諸般の調査報告を爲す。

一四、鑛業

鑛物の種類 頗る多きも、就中重なるものは安質母尼、硫黃、銅等とす、目下採掘を爲すもの四十八ヶ所、坪數七百三十二萬坪、試掘の個所二十八ヶ所、此坪數七百十四萬三千坪あり、最近一ヶ年に於ける製出高は、銅二百七十七萬斤、安質母尼二萬九百九十貫目硫黃十二萬七千八百八十二斤。

日平銅山 東臼杵郡北方村椎畑門内に在り、延岡町を距る西北七里、鑛區面積一百三萬八千三百六十二坪。

發見の年代は二百四五十年前、明曆萬治若くは寛文の頃なるが如し、爾來開廢斷續、幾多の年代を経て、元治元年舊延岡藩に屬し、廢藩後橋口某の所有に轉じ、明治十八年舊藩主内藤子爵の所有に歸せり、而して追次改良に着手し、同三十一年洋式製練法を採用し、産額次第に進み、現時年額一百五十萬斤を得るに至れり、現今鑛夫總數千五百二十人内、坑内夫九百二人(男八百七十七人)坑外夫六百十八人(男四百三十五人)を役す、動力及光力は水力電氣にして、發電所二ヶ所あり、一は菅原發電所にして、二百二十馬力の原動力を有し、一は片内發電所にして、六百五十馬力の原動力を有す、外に動力のみを使用する六十馬力水車一臺あり、而して昨三十九年中の製出銅は二百六十八萬三千斤。

槇峰鑛山 三菱合資會社の經營する所、西臼杵郡七折村槇峰及び東臼杵郡北方村字猿渡の二鑛區に渉る。

第一製練所に使用の機械器具は、燒鑛窯八十一座、溶鑛爐一臺、眞吹床四座、送風器二臺及送風器原動力二十五馬力ベルト式水車一臺とす、一晝夜鑛石溶解高一萬二千貫、型銅産出高月額七八萬斤、亦鑛滓運搬用空中索道は複線式にして、延長千三百尺二十馬力電動

機を以て運轉し、一日二萬貫を山上に運搬す、而して抑先發電所は、水量一秒時間四十五立方尺水頭九十尺三百二十馬力タービン式水車と五百五十「ボルト」二百「キロワット」直流式發電機と直結す、電流は坑内運搬排水及索道に主用し、傍ら各鑛場の電燈點火に供用す。

一五、畜 産

九州の産馬地 本縣は鹿兒島縣と共に九州に於ける産馬地也、六萬七千九百餘頭の馬匹を有し、年々五六千頭の仔馬を産出し、關西、四國、中國地方の需要に充て、本縣重要生産物の一となりぬ。

廣漠なる原野と繁茂せる青草とは、最も産馬業に適するを以て、從來保護獎勵に努めたる結果、近年著しく改良進歩の績を見る。

産牛業 産牛業も産馬業と等しく、好適の地たり、兒湯、東臼杵、西臼杵の三郡及東諸縣郡高岡、八代地方を主なる産地とす。

牛數は二萬一千餘頭、二千四百餘頭の犢牛を産す、從來牛種改良に關し、獎勵怠りなかりしと雖ども、尙未だ見るべきものなく、唯獨り西臼杵郡に於て、二十餘年來、短角種に次で、ホルスタイン種を輸入し、改良を企圖するのみ、然れども近年一般に改良蕃殖の

必要を覺知し、種牛の輸入及充實を計る。

産牛馬組合 明治二十六年兒湯、東臼杵、東諸縣、西諸縣、及北諸縣の五郡に於て、各一郡を區劃し、畜産組合を組織し、次で他三郡に及べり、超わて二十八年、縣費を以て

其事業を助くることとなり、三十一年、畜産取締規則を發布し、各郡に畜産組合を組織し其統一を圖る爲、中央事務所を設け、以て畜産事業の發達を期せり。

三十三年に産牛馬組合法の發布あり、其組織を更新し、以て今日に至りぬ、而して組合の事業は、三十一年より、駒積の糶賣を開始し、三十五年より牛馬品評會を開催し、其優劣を競はしめ、飼育、管理方法の改善を促し、三十六年、蕃殖用牝畜の検査を行ひ、不良の牝畜を排し、牝牡配合の適合を圖る等を以て重なるものとす。

三十八年濠洲産牝馬の貸下に際し、各郡組合は二百十六頭を借受け、鹵獲牝馬十三頭は、産牛馬組合聯合會に於て、交付を受け、蕃殖を計り、其飼養管理に付て、縣當局者の指示を受け、目的を達するに遺漏なきを期せり、其他各郡組合は年々候補種牝馬の繁養を計り東北地方又は下總御料牧場等より優良種を購入せしもの、年々頗る多し、又飼料改善の一法として燕麥の栽培を勧誘し、模範牧草園を設け、當業者の参考に資し、且隨時畜産講話會を開設し、其智識を啓發することとし、斯業の發展に向ひ大に活動しつゝ、あり。

年二月、韓海出漁補助規程の設定あり、同年三月漁獲物販賣取締規則の發布あり、魚族の蕃殖保護に關しては、三十五年漁業法令の實施と共に、禁漁場の設定、稚魚幼介又は繁殖時期に於ける魚介藻捕採の禁止等、縣令の規定あり、猶本年四月從來韓海出漁補助の規程を擴張し、關東州其他遠洋出漁者竝に縣内共同製造場設立者にも之を及すの方針を以て、水産獎勵規程の發布あり、今最近五ヶ年間の本縣漁獲高及製造物の價格を擧ぐれば左の如し。

年	漁獲高	魚類	鹽
三十一年	六六四、〇〇〇 ^円	二六七、八八八 ^円	三〇、四一六 ^円
三十二年	五三九、七六九	二二〇、五三五	二九、五七五
三十三年	五四八、五二三	二七七、〇九七	二九、九八五
三十四年	四九六、五〇九		
三十五年	六五一、三九八		

年	魚類	鹽
三十八年	四二九、八九九	二一、一五二
三十九年	四一五、七〇一	三〇、一八一

水産試験場 明治三十六年四月の創立也、縣廳を距る南四里、宮崎郡青島村折生迫にあり。鮪延繩漁業、小臺網漁業、鯉節製造傳習稻田及池中養鯉事業は、將來本縣の利源を開發するもの少なからざるべし、一ヶ年の經費は初年度は五千五百餘圓、四十年度は壹萬參千參百五拾圓に上りぬ、官民一致、斯業の發展に力め、當業者も亦本場の指導に依頼す。

水産組合 明治十九年發布の漁業組合準則に基き、各地に漁業組合を設立し、二十七年本縣漁業取締規則の發布と共に、縣下を通じて一組合となし、廳下に本部を置き、其他樞要の地に支部を設け、氣脈を通じて誘掖扶持、明治三十五年七月漁業法令の實施に基き其組織を變更し、現今の水産組合を設置せり、而して組合の業務は、時に一進一退ありと雖ども、縣下漁業界に資益せしこと尠からざりき。

三十七年、一時業務不振の傾向あり、三十八年定款を改正し、大に業務を擴張し、技術者を増加し、三十九年十一月、第一回水産品評會を開催したるが、其成績頗る良好なりき、本年度に於て、更に模範養鯉の施設と宮崎宮大祭を期し、水族館を開設す。

一七、教育

五〇

教育總説 明治初年、故野村綱氏有り、本縣學務課に來りて施設する所多く、教育事業は氏によりて長足の進歩をなしたるも、十年の兵亂あり、廢縣の影響も少からず、斯道一時の不振を來しぬ。

明治十五六年頃の我教育界を想へば、げに見る影も無かりき、小學校の稍見るに足るべきものは、都城、高岡外二三に過ぎず、本科正教員十五名、就學の兒童僅に二萬を有するのみ、而して學區の事、就學兒童の事等、之を精査せんとするも、何等設備なく、何等資料なかりき。

十七年遠藤正氏の學務課長となるや、沿く縣下を巡視せんことを期し、山河跋涉、調査を完了し、鼓舞獎勵、自ら諸種の經營に當り、學區の劃一其他の施設を遂げたり。

翌年宮崎縣師範學校を創立し、十九年遠藤氏校長兼務となりぬ。

是より先、遠藤氏は小學校卒業生の爲に私立向陽學舎を設け、同志と共に教鞭を執りしことあり。

此向陽學舎は、やがて宮崎中學校の萌芽として見るべきものならむ。

師範學校の創立と共に講習科を設け、六ヶ月を以て卒業せしむ、こは教員養成を目的とし入學せる者は、皆漢學、和學に多少の素養あるものなりき。

爾來二十年、今や本科正教員七百九十、兒童六萬四百を有するに至る。

宮崎中學は明治二十二年に、都城及び延岡の中學は三十二年に設く、共に本科五年補習科一年。

高等女學校は始め私立なりき、中頃は宮崎町立となり、更に組織一變、縣立となる、今の宮崎高等女學校即是也。

二十六年宮崎縣獸醫學校を設け、二十八年宮崎中學校に農業專修科を置き、三十三年に至りて、縣立農學校の創立と同時に、獸醫學校、專修科も全廢し、農學校に農學科、獸醫學科を併置し、三十六年林學校を増置し、三十八年養蠶別科を設く。

農、獸、林共に三ヶ年、養蠶別科は一ヶ年、獸醫科と林科は隔年に募集して三學級となし農科の三學級と相對持す。

日清戰役後の縣治方針として、低度の農、職業學校を起すこととなりしも、當時の民心未だ實業教育の眞價を知らず、三十年前後に於て、四個の實業補充學校を設けたるも、高等小學校と競争の地位に在り、遂に二校は組織を變ず。

其○他○の○校○も○廢○校○の○悲○運○に○陥○り○、○大○頓○挫○を○來○せ○し○も○、○縣○は○當○初○の○方○針○を○更○め○ず○、○銳○意○督○勵○、○今○や○、○兒○湯○郡○立○農○業○學○校○、○北○諸○縣○郡○立○女○子○職○業○學○校○、○飯○肥○町○外○九○ヶ○町○村○立○飯○肥○農○業○學○校○、○郡○城○町○立○商○業○學○校○、○宮○崎○郡○立○職○業○學○校○及○び○八○十○餘○の○町○村○立○實○業○補○習○學○校○を○見○る○、

宮崎縣師範學校 宮崎郡大宮村に在り、松林綠圃の間、地靜にして教養に適す。

明治十八年の開校にして、現校長遠藤正氏は創立以來の勤績なり、四十年より女子部を併置し、三十九年度より縣下小學教員の爲に、講習科を附設し、現に四回の修了生を出しぬ。

學風の健全諄朴なる、寄宿舎自治制の進歩せる等、其特色たらむ。

校友會ありて修養、運動、勤勞、經濟上の便宜を計る。

創立以來の卒業生五百六十餘名、概ね縣下小學教育樞要の位地に在りて、國民教育に従事す。

附屬小學校は學級數十、兒童五百餘。

招魂祭あり、毎年一回之を行ふ、校に關係ある士の靈を祀る、附近に在る此校出身者は、兒童を引率して來り會す、他亦皆母校に對する誠を致す。

宮崎中學校 師範學校と相隣し、明治二十二年の創立也、本縣三中學校中最も、古

く、規模亦大にして設備頗る整ふ。

本科十四學級、生徒五百餘、補習科一學級あり、運動場の一隅に、巨碑を建つ、こは故陸軍歩兵中尉篠原秀實氏の忠魂碑とす、篠原氏は教諭にして、舎監を兼ね、徳高く、信厚く、軍人として三十七八年戰役に名譽の戰死を遂ぐ、同校望洋會員、相謀りて之を不朽に傳ふ。卒業生五百八十二。

都城中學校 北諸縣郡都城町に在り、高燥の地、開濶の境、日夕、霧峰の秀容を望む、

明治三十二年の開始にして、本科十學級、補習科一學級、生徒三百餘。

父兄會あり、役員は父兄の互選也、總會を校に開き、區會を區に開く、家庭と校の聯絡を圖るのみならず、生徒の監督、風儀の取締、善行の獎勵等、成績見るべきものあり。

三十七年職員生徒より成れる義勇會起り、日露戰役紀念造林を企て、三町歩を借區して、會員手から榛を開き植樹の事に當り、年々發育、今や有望なる林となりぬ。

延岡中學校 延岡町に在り、明治三十二年の創立也、山青く水白く、五ヶ瀬河畔、

綠蕪の間に在り。

端艇部は、地の利と練習の功により、馳名夙に關西に聞ゆ、陸上運動亦盛なり。

本科十學級、補習科一學級、生徒四百餘。

校友會あり、職員生徒より成る、其事業多しと雖も、獎學貸費は、重要なものなる可し、有望なる學生にして、助費を望む者は、此會の後援を得る也。

明治二十九年四月有志家及び職員の寄附を合し、四千參拾圓を得、これを基本資金として利殖の方法あり、既に貸費を受くる者數名に上り、各志す所に學びつゝ、在る也。

創立以來卒業生二百餘。

宮崎縣立宮崎高等女學校 宮崎町に在り、明治三十二年の創立也、校内外の設備周到整然、以て範とすべきものあり。

卒業生本科二百五十餘、補習科百十餘、技藝專修科二百十餘、而して多くは家に在り、教育に従事する者も少からず。

學校と卒業生の間には橘會あり、學校と生徒との間には斯花會あり、此會より月刊の雑誌を出せり。

補習科は當初一年なりしが、後二年となり、昨年にて止みたり。

卒業生にて、本科正教員たるもの、現在一百餘名あり、校長川名萬松氏は創立以來の勤績也。

私立延岡高等女學校

延岡町に在り、舊延岡藩主内藤子爵の設立にかゝる、寔に

經世の美事たり。

明治三十九年以來、延岡女學校とし、本科と技藝專修科を置き、女子の中等教育を施したるが、三十九年本科の組織を変更して、高等女學校となし、修業年限四ケ年、學級四、生徒百餘名。

私立延岡女子職業學校

是亦内藤子爵の經營に成る、明治三十九年延岡女學校技

藝專修科の組織を変更せしものにして、高等女學校と同一構内に在り、修業三ケ年、高等小學校三學年以上修了以上の者を收容し、學科の外、染織、裁縫科を修めしむ。

この兩校の生徒六十餘、二學級にして、本年の經費約四千五百餘圓。

宮崎縣農學校

宮崎郡赤江村城ヶ崎にあり、明治二十三年の開始に係る、是より先

宮崎縣獸醫學校の設立ありしが、二十八年宮崎中學校の農業專修科を廢し、新に現在の地位に創建し、漸次發展して今日に至り、農學、獸醫、林學の三本科の外、養蠶別科あり、修業年限は本科三年、別科一年とす。

七學級、二百餘人、創立以來の卒業は農科百四十名、獸醫科百十二名、林學科、四十三名、養蠶別科三十七名、なるが、半ば官公吏となり、半ば實業に従事し、共に本縣産業の發達に貢獻す。

養蠶別科に於て、實習の際、春夏秋三季に養へる繭によりて蠶種を製造し、それを無代にて配附す、實業界の受くる恩澤、決して少からず。

實習林の如きは、確に特色の價值ある可し、明治三十七年着手、三十九年迄の繼續事業なりしが、既に約十一町歩の植付を了し、杉柏等六萬株に上る。

實習林は宮崎を距る五里、東諸郡高岡村字浦之名に在り、反別約二百町歩、主として林學科生をして、造林、椎茸製造、木炭製造、測地、林相、森林測量等の實習をなさしむる料也。

外に一町二反歩の桑畑を有す。

兒湯郡立農業學校

兒湯郡高鍋に在り、地は舊舞鶴城址を負ひ、清流後を駛り、沃

野前に連る。

往時高鍋藩の學校にして、明倫堂と稱したるもの、後改めて高鍋學校と名づくるに及び、中等教育の程度となしぬ。

後組織を變じ、明治三十六年甲種の農學校となし、農學の一科を置く、修業年限三年にして、現在の生徒一百二十餘。

經費約壹萬圓、内縣費補助費壹千五百圓、國庫補助五百圓を受く。

卒業生現在六十七、多くは實業に就く。

宮崎郡立職業學校

明治三十八年の創立に係る、男子部は指物、挽物、彫刻、漆

漆、蒔繪の専門五科、女子部は染織、裁縫を兼修せしむ。

高等小學第二學年修了以上の者を入學せしめ毎週教授時數は、學科十三時乃至十五時、實習二十四時乃至二十六時、修業年限は三年にして一ケ年の補習科あり。

現在の生徒は男子九十四、女子百十なるが、經費壹萬四千圓にして、内壹千圓は國庫補助壹千七百圓は縣費補助とす。

日向は諸種の工業材料に富む、然かも工業不振なるが爲、材料は一度縣外に出で、製品と成りて復た歸り來るが事實なりき、本校に起る所以。

北諸縣郡立女子職業學校

都城に在り、明治三十五年の創立に係る、高等小學校

修了以上の者を收容し、普通學及び機械、裁縫を課す。

一週教授の時數は三十九時間、内學科十二時、實科二十七時とす、修業三ケ年にして、現在生徒百八名、三學級也。

經費は約四千圓、内四百圓は國庫補助、五百圓は縣費補助なり。

飢肥農業學校

飢肥外九ヶ町村立也、初め農業補習學校なりしを、明治三十四年組

織を變更し、乙種程度となしたるもの、農業科は高等小學校第一學年修了以上の者を入れ、修業年限三年、水産別科は尋常小學校卒業以上の者を入れ、二年修業とす。

更に隨時便宜の農學別科を置く、學級三、生徒六十一、農業別科十、水産別科二十一。

經費約參千五百圓、國庫と縣費の補助合して、壹千圓也。

特色としては卒業生一百四十七人が、殆ど總て實業に従へる事ならん、而してまぶら、編笠、篋、筵等の農具を製造せしむる如きも、亦其特色の一なる可し。

設備稍整ひ、地方人の信頼あり。

都城町立商業學校 始め商業補習學校たり、明治三十七年組織を更めて乙種となし

高等小學校第二學年修了以上の者を入れ、修業二年。

經費約壹千八百圓、内參百圓は國庫より、貳百圓は縣費より、補助を受く。

本校は商業教育機關としては管内唯一の學校にして、設備稍整ひ、地方の信頼厚し、學級三、生徒七十八。

保育事業 都城に天龍幼稚園あり、攝護寺住職及び有志家の協力に成る、明治三十九

年二月創始、經費は有志家の寄附に頼り、嫗母一人、園兒一百に上る。

宮崎幼稚園は、明治二十六年の設立也、園主榎並氏が精苦多年の經營に成る。

園主嫗母を兼ね、一人の助手あり、園兒四十名。

孤兒の教育 兒湯郡上穗北村字茶臼原に岡山孤兒院茶臼原農林部あり、岡山より孤

兒を送りて、教育する爲の設備なれば、全く孤兒の學校なりと知る可し。

教室十五坪にして、孤兒約一百、皆尋常四學年の程度也、教授及び訓練に就ての用意は、先づ萎縮したる心を一度伸ばすに在りといふ、明治三十九年の開校。

本縣に於ける孤兒の教育は、岡山孤兒院の事業なるも、石井院長は兒湯郡高鍋の出身なれば、縁故頗る深きものある也。

孤兒の作業は高原の開墾と、簡易なる農事なるが農林部は、七十町歩の高原を有するが故に、將來茶臼原に於て、獨立經濟を維持するの目あらむ。

縣立圖書館 日州教育會の創設也、明治三十五年建物及び圖書を縣に寄附し、爾來

縣の經營に屬しぬ。

圖書の種類は、修身倫理、讀書作文、教育心理、數學簿記、歴史、地理、理化學、農工商、音樂、字書、政治、法律、經濟、財政、宗教哲學、論理、統計、雜書、新聞、雜誌、圖書、百科全書類、博物、習字、文學、官報の二十四部に分ち、冊數十萬に上り、尙ほ年々圖書購入費壹千圓を有す。

近時閱覽者の數を増したれば、圖書を倉庫に移して閱覽室を擴め、別に婦人席を設く、社會教育設備の一たり。

六〇

日州教育會 明治十九年八月、師範學校長遠藤正氏等十數名發企者となりて組織す、事業の重なるものは、縣史の編纂あり、圖書館の設立あり、初算教育、中等教育、社會教育の三部に分ち、それ／＼調査部を置き、委員には各階級知名の士を得たり、會員一千二百人。

雜誌編纂部あり、毎月日州教育會雜誌を刊行し、年一回若くは二回、賞金を懸けて論文の募集をなし、總會を開く時には、名家の講演を請ふ、又夏季講習會を催す。

近くは縣有林二十町歩を拂下げ、造林に着手し、杉檜等六萬餘株を植ゆ、爾後二年を以て完成を期す。

宮崎宮御造營竣工奉告祭を期し、教育品展覽會を開く。

郡に郡教育會あり、町村に町村教育會あり、郡長、郡視學、町村長、小學校長等之が指導の任に當る。

小學教育 校舎の新築、兒童の就學等に就き官民力を協して獎勵の事に當りしが、明治二十二年市町村自治制の實施あり、教育事業は刷新の機を得たるもの、如く、向學心年

を逐ふて進み、諸種の設備著々として成效を告ぐ。

尋常小學校百六十八、尋常高等小學校六十四、高等小學校十三、而して内藤子爵の設立せる日平尋常高等小學校の外は皆公立に係る。

教員は正教員九百二十、准教員二百七十八、代用三百二、兒童は尋常科四萬八千高等科一萬三千。

町村支出の經費は參拾七萬餘圓に達し、經費總額約五割に當る、教員の俸給平均額は尋常本科正教員男拾參圓五拾錢、女拾壹圓、尋常准教員男八圓七錢、女七圓七拾錢、尋常專科正教員男九圓、女七圓貳拾錢、高等本科正教員男拾七圓貳拾壹錢、女拾圓六拾九錢、高等科准教員男拾壹圓五拾四錢、女八圓、高等專科正教員男五圓四拾錢、女七圓四拾八錢。

就學成績は近年著しく進みたるも、十年以前を顧れば、寔に言ふに足るもの無かりき。

明治三十年郡視學、縣視學を置かれし爲、督勵漸く備はりぬ、三十三年縣令を以て就學表彰の事を規定したり、歩合男百分の九十女百分の七十以上に達する町村に、其表彰旗を交附すこと、成り、且つ一學年間無缺席兒童に賞與を行ひ、學期毎に郡別の歩合表を作りて公報に掲げ、就學事務の勉勵者に賞金を授くる等、各種の方法を以てし、殆ど遺憾なきに近からんとす。

郡に在りては更に、就學及出席歩合の高低に據り、町村又は學校に表彰旗を交付し、貧家の兒童には學用品を給與する等、極力此方途に盡したるが、今や此表彰旗を受けたるは、縣下一百町村にして九十九町村に達し、無缺席兒童一萬三百を有するに至り、出席歩合尋常男九五女九二、高等男九六女九六と成り、就學歩合は男九九女九七に進みたるを見る。學校基本財産 明治二十七八年戰役の頃より、學校基本財産の造成を奨励し、三十四年學林規定を發布す。

爾來各學校に於ても、徐々計畫する所ありしが、三十七八年戰役後となり、益々學校の獨立經營の必要を切實に感じたりと覺しく、遽に具體するに至りぬ。

東諸郡郡穆佐の如きは、極めて小村なるも、既に字天開に三十六町一反六畝歩を有し、明治三十八年四月より挿込を始め、年々進行、成績頗る好良なり。

宮崎郡檉尋常高等小學校は現金を蓄積しつ、在り、村長、助役、收入役、村會議員及委員、縣會議員、郡會議員、學校職員、村吏員等より寄附を受くる定めにして金額は各等差あり、婚姻をなしたる時は金拾錢以上、徴兵不當籤者は貳拾錢の義務を生ず。

明治三十八年より始め、六十七年迄の繼續事業なるが、前記寄附の外に小學校授業料、學校の糞便其他不用品賣却代金有志家の義捐、學林若しくは學田の寄贈、基本財産より生ず

る雜收入をも蓄積することとなり、既に土地六百六坪現金百參拾圓を有し、土地の一部に蜜柑四十餘坪を植ゑ、本年結實、他の部分に樟、松等を栽ゑ、別に杉檜の苗圃あり、高等科生の實習に充つ。

此外都城、酒谷、大宮、塞川等舉げ來らば多かるべく、而して各特色を有するを見る也。今や三百の學校中、二百餘は既に多少の基本財産を造成し、其額現金、債券等にて拾貳萬餘圓、山林一千八十二町、樹木百八十八萬餘本、田畑二十四町餘歩を有するに至る。

學校園 三百の學校、内二百三十餘校は既に學校園を設けたり、其未だ設け無き校と雖も目下皆講究中に屬す。

其傾向は、各校必ずしも一ならず、主として觀賞用の花壇を作りしもあれば、教授用の植物を集め栽ゑたるもあり、普通農園、蔬菜園、果樹園、苗圃、接木畑あり、或は丘岡を造り、泉水を設け、魚類を飼養し、蜜蜂を愛護し、藤棚あり、葡萄棚あり、地方の情故に顧慮するものから、各々其特色を有するを見る。

東諸郡那八代尋常高等小學校の如きは畑一反六畝歩を購入し、在來の規模を擴張し、果樹園四畝歩、植物園三畝歩、普通農園四畝歩、實驗地一畝歩、桑園二畝歩、苗圃二畝歩にして、殆ど完全に近し。

兒湯郡都農尋常高等小學校も亦頗る多趣多様の經營なり、校園の全部を學校園と稱し、第一生物園を普通農作とし、第二第三を樹木及苗圃とし、第四を假山水、第五を雜草、第六を教科書の植物、第七を花壇とし、第八を果樹、第九を觀賞用樹木とし、區劃整然たるを見る。

實業補習學校 萎靡振はざりし實業補習の事も、縣當局が銳意の奨励と、小學教師が慘憺たる苦心とに由り、近時大に見る可きものあるに至る。

明治三十八年十一月實業補習學校に關する規則を發布し、三十九年四月以來各地に其設置を見る、現在七十五校に及び、生徒二千三百に上りぬ。

西臼杵郡、北諸縣郡は郡費を以て補助を興へ、益々督勵する方針なり、西臼杵郡家代の如きは、補習學校に頼りて浮薄に流る、青年の風習を矯正し得たりと傳ふ。

南那珂郡宮ノ浦、宮崎郡住吉等亦好成績たり。

社會教育 町村若くは部落に於て、必ず青年會あり、夜學會あり、母の會、同窓會、少女會、一般の婦人會、老人會等の設なきはあらず、是等の多くは智徳を増進すると共に實業を起して、勞働に當り、勤勉勵精、貯蓄を圖りつゝある也。

社會教育は直接學校を利すること多し、家庭との聯絡を完うし、學校教育の效果は發揮せられ、地方の風俗は矯正せられ、向學心著しく進めるを見る。

西諸縣郡紙屋尋常小學校の如きは、前記の設備を悉く整へ、治績大に見るべきものあり、宮崎郡大久保尋常小學校亦完全に近く、東臼杵郡向山尋常小學校等多々ある可し。

一八、宗 教

佛敎は曹洞、日蓮、淨土、眞言、臨濟、天台、各々勢力を有するも、眞宗最も弘く行はるるが如し。

寺院の數に見るも、曹洞六十四、眞宗七十六、他は僅々たる可し。

耶蘇敎は微々言ふに足らず、佛人シヨリ正敎會を代表し、米人クラーク新敎を代表す、少數の信徒は縣下の各地に散在せり。

一九、衛 生

傳染病は、赤痢、腸窒扶斯、實布的里亞等にして、コレラは明治三十五年に、痘瘡は三十七年に他縣より侵入したるも、一局部の流行に止まり、また發生せず。

生死及結婚

本籍人口	生産者		死亡者		結婚
	公生	私生	男	女	
五二〇、九三六	一四、三三八		九、三三〇		四、三一四
	公生	私生			離婚
	男	女	男	女	
二五八、八九〇	二五二、〇四六	二、〇二九	四、八五一	四、四七九	八〇八

長壽者の比較

年齢別	三十九年		三十五年		三十六年		三十七年		三十八年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
七十歳	六、五〇〇	七、〇五五	六、五五六	六、二二三	六、三三八	七、〇一〇	六、三三三	六、八八五	六、二八六	六、九七五
八十歳	一、五七〇	一、七二五	一、四四二	一、六二一	一、五九四	一、七二〇	一、五七五	一、七〇〇	一、四六六	一、七八三
九十歳	一、一五五	一、八九	二、九四	三、六四	一、二八	一、六六	一、五三	一、七九	一、五五	一、九二
百歳	七	三	一	八	三	六	五	三	四	一〇

醫師及産婆

種別	醫師數	醫師内訳		現住人口	産婆一人二付 現住人口
		醫師	齒科醫師		
醫師	四一五	四二二	三	一、三五八	
産婆	三九三	登録者 三四一	限地 五二		一、三三〇

病院

多くの私立病院あり、何れも相當の設備を有す、宮崎縣立病院を宮崎町に設立し、次で町立病院となりたるも、存立十五年餘にして、遂に廢止するに至りぬ。

牛乳及獸肉

最近(三十九年)の調査に依れば、牛乳搾取場は十九ヶ所にして、乳用牛は六十七頭、何れも「ツベルクリン」注射に依り結核症のものなく、搾乳高一ヶ年四百三十六石二斗餘、之れを三十四年中の二百六十一石餘に比すれば、殆んど倍量となりぬ。
屠獸場は縣内八ヶ所、何れも法定に依る完全の建物にして、場内清潔、屠場には各一名の屠畜検査技手之れが検査をなすを以て、屠肉は衛生上安全なり。

二〇、交通機關。

道路 鐵道未だ通せず、道路の修築緊要にして、費を投ずる少なからず、縣費負擔に屬する國縣里道の延長二百四十里、再置縣已來、改修に要したる費額百拾萬餘圓に及び、尙ほ毎歲樞要の道路を選定し、改修を加ふと雖も、未だ全く普及の域に至らず、依て平素修理に努め、看守人を置き、小破修理に當らしめ、其餘の修理は、七箇所の土木派出所をして擔當せしむ。

宮崎を中心とし、隣接縣に通ずる街道の宿驛の重なるものは左の如し。
鹿兒島市に達する道

(イ)起點鹿兒島市(鐵道十七哩)國分(二十三町)濱の市(二里二十五町)福山(四里六町)通山(二里十町)縣界(一里九町)都城(三里十八町)山の口(五里十七町)田野(四里二十二町)宮崎。

(ロ)起點鹿兒島市(海上十六海湮)古江(二里二十八町)鹿屋(二里十九町)串良(一里二十四町)大崎(三里二十七町)志布志(四里四町)福島(三里二十一町)榎原(四里二十七町)伊肥(十一里十五町)清武(二里一町)宮崎。

(ハ)起點鹿兒島市(鐵道四十哩)吉松(三里)加久藤(一里七町)飯野(三里十二町)小林(六里八町)紙屋(四里二十一町)高岡(三里十八町)宮崎。
熊本市に通ずる道

(イ)熊本市(鐵道二十二哩)八代(海上二十五海湮)佐敷(七里三十二町)人吉(七里二十九町)加久藤(一里七町)飯野(三里十二町)小林(六里八町)紙屋(四里二十一町)高岡(三里十八町)宮崎。

(ロ)熊本市(二里八町)鯨(一里三十一町)御船(六里二十七町)濱町(五里二十三町)馬見原(五里二十五町)三田井(八里十三町)瀧下(六里十一町)延岡(五里二十町)富高(二里二十九町)美々津(二里二十七町)都農(三里三十三町)廣瀬(三里十一町)宮崎。
大分縣竹田地方より通ずる道

竹田(八里二十七町)河内(三里十九町)三田井(八里十三町)瀧下(已下)宮崎迄前項に同じ。
大分縣別府地方より通ずる海路竝に街道

別府港(海上五海湮)大分(十五海湮)佐賀關(十五海湮)臼杵(二十五海湮)佐伯(四十八海湮)土々呂(九海湮)細島(三里二十七町)美々津(已下)宮崎迄前々項に同じ。

乗合馬車 乗合馬車は、數年來長足の進歩也、車體の改善、附屬器具の裝置、馬匹の

精選等大に見る可きものあり、車體は、縣下を通じ、四百六十臺に上り國道縣道は勿論通行に支障なき限は、何れの地に於ても之を使用せざるなし、其發着時間の如き、總て定期制度を採り、乗車賃錢を一定し、以て之を嚴守す、但必要に依り、雇切又は臨時發車の請求に應ず。

仍ほ縣内は勿論、隣縣に屬する船車との連絡を保つ、假令ば細島、土々呂、内海等の諸港に於ける發着汽船に、或は吉松又は國分に於ける汽車に終始連絡を附し、時間を誤るが如きことなし、其の他熊本縣とも連絡に關し目下交渉中なり。

數月前より日州馬車株式會社の營業を開始するあり、現に三百餘臺を有し（他の百五十臺は各自に一二臺づつを有する一個人の營業にして會社と線路を分ち往復するもの）一面從來の弊害矯正に努め、他の一方に於ては車體直通を行ひ、途中乗替の煩を省くと共に、時間の短縮を計り、尙ほ共通賃錢切符を發賣する等、また遺憾なからしむ。

各驛馬車の發着時間、回數及賃錢は、各駐車場に標示せり。
人力車 は縣下通じて五百餘臺を有し、乗合馬車の通せざる個所を補ひ、又市内等近距離に於ける乗客の需用に供し、旅客をして不便なからしむるを得。

港灣 重なるものは、土々呂、細島、内海、油津の四港にして細島、油津は隔日毎に大

阪、鹿兒島間に於ける直航船の出入あり、土々呂、細島、内海は、毎日寄航船の出入あり、土々呂、細島、内海は阪神及び四國、九州北部地方の航路に便にして、油津は阪神及鹿兒島、沖繩地方の航路に便なり、何れも荷爲替海上保險契約の設けあり、三十九年各港灣船船貨物出入左の如し。

出の部

港名	汽船	西船	洋船	日船	本石	價額
東海	二	一六	一六〇	四六	六九〇〇	三三〇〇
土呂	五〇	一八	一五〇	九	一五三三	一九一七
細島	一〇〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	一三〇三	五八四九〇	八八八七
美津	一	一三	一五〇	一五	六三一九	一五一一
福島	七	一三	一〇〇〇	八九	四三九〇	六三九七
赤江	一	六	三三	六	九二八	三三三二
油津	一三	八	一三八	三	一八〇	八五三七
今町	三	六	三三〇	一	三〇〇〇	一〇、三二
内海	三	九	二七〇	二	八八〇	八五八三
計	三、三	三、三	四、〇	三、三	八、〇	八、八

入の部

港名	汽船		西船		日本船		價額
	數	噸	數	噸	數	噸	
東海	二	三〇	三三	一五〇〇	五三	八三三	105,750
土呂	五二	三,三三四	一九	1,000	101	110,500	62,600
細島	一〇六	五,八四九	一九八	一八,五〇〇	1,101	5,901	78,000
美津	〃	〃	一九二	1,070	一四	20,700	7,700
福島	〃	〃	九	八五〇	八二	40,101	17,900
赤江	〃	〃	二六	1,750	五	7,500	3,200
油津	二六	三,二八五	九三	1,700	九	11,800	3,000
今町	三	三,100	四	三,300	三三	4,600	17,800
内海	二七	三,350	九四	三,700	六	8,800	6,000
計	1,126	10,471	1,127	10,714	1,511	87,850	260,300

前表他に輸出する重要貨物の改良、増殖に就ては、直接間接經營中に屬するもの多きを以て、將來之が數量の増加と共に輸入亦増加の見込あり、故に細島、内海の兩港は四十年度に於て浚渫工事に着手したり。

鐵道 本縣は、地味氣温ともに天恵、生産まことに富饒なるも、沿海に良港灣なく、陸に交通機關の設備を缺ぐが爲、徒に生産物をして鬱積埋没に委せしむるのみならず、百般事業の發達を阻礙し、從て人文の進歩を遅緩ならしむるものあるは、縣民の共に慨嘆する所なり。

此等匡濟の途は、一に日豊鐵道の速成に俟たざるべからず、彼の日豊豫定線と九州鐵道とは運輸上層齒輔車の關係を有し、兩者の聯絡完備に依て、甫めて九州全島の物資を活動せしめ、産業の隆興、統一を期するに至るべく、寔に國利民福の發展に至大の關係あるものと謂ふべし、今や當局者大に茲に見る所あり、之が敷設の計劃あり、本縣將來の發達期して待つべきなり、日豊鐵道線に對する、運輸收支及輸出入貨物の數量を掲ぐれば、左の如し。

運輸收支計算對照表

一日一哩收支平均額

一日一哩收入平均		一日一哩支出平均	
客車收入	貨車收入	保存費	汽車費
二,四八〇	三三,五三〇	三,四一〇	三,〇六〇
計	三六,〇一〇	計	計
		運輸費	總係費
		二,六〇〇	〇,二三三
		計	計
		九,三〇〇	二,六七一
		差引純益	
			二,六七一

一ヶ年收支總額

客車收入	貨車收入	計	保存費	汽車費	運輸費	總保費	計	差引純益
1,511,350.00	1,105,550.00	2,616,900.00	10,850.00	1,876,650.00	1,511,350.00	1,000,000.00	1,388,000.00	1,228,900.00

輸出入噸哩數表

驛名	輸		出		入		合	
	噸	哩	噸	哩	噸	哩	噸	哩
加藤	15,596	3,689.5					15,596	3,689.5
飯野	3,243	790.5					3,243	790.5
野尻	2,427	998.8					2,427	998.8
紙屋	4,780	1,511.2					4,780	1,511.2
高崎	3,308	882.6					3,308	882.6
宮崎	1,589	601.1					1,589	601.1
高崎	2,250	1,348.2					2,250	1,348.2
瀨崎	2,115	1,170.1					2,115	1,170.1
高崎	2,115	1,170.1					2,115	1,170.1
計	22,101	5,653.7					22,101	5,653.7

都農	美津	細島	土呂	延岡	熊田	合計
70,650	15,000	15,000	9,500	5,910	7,750	118,810
1,525,797	1,320,577	1,320,577	877,388	2,178,020	2,178,020	7,400,382
1,525	3,820	3,820	2,392	1,177	1,177	12,286
12,286	3,821	3,821	2,393	1,178	1,178	15,672
21,018	15,672	15,672	11,122	10,742	10,742	74,936
1,525,812	1,320,602	1,320,602	877,413	2,178,197	2,178,197	7,400,408

二一人格

安井息軒 名は衡、通稱仲平、息軒又半九陳人と號す、安井滄洲の次子なり、清武中野に生る、長四尺に満たず、痘痕滿面、貌愚にして、識明に、色温にして氣剛なり。弱冠大阪に遊び、篠崎小竹を見る、小竹大に其博識に驚く、後江戸に至り、昌平黌に入る。天保辛卯の歲、藩學振徳堂の教授となり、後藩の機務に參し、大に弊政を改革す、天保乙未、職を辭して東遊し、再び昌平黌に入る、時に同學の徒、其短小にして、容貌醜惡なるを見、相共に之を嘲る、息軒和歌を作りて曰く、今は音を忍ぶが岡の杜鵑いつか雲井の上

に名。の。ら。じ。と。衆。こ。れ。よ。り。禮。遇。せ。り。

後復飲肥藩の參政となり、祿百石を給せらる、嘉永癸丑、米艦來りて互市を求む、息軒海防私議一卷を著し、時事を論ず、名聲隆なり、幕府辟して祿二百俵十五人扶持を給す、後又飲肥侯世子の師となる、明治丙子九月二十三日、東京に歿す、年七十八。經史を研鑽し、尤も力を漢唐註疏に用ふ、其の文を作る、法を唐宋に取り、秦漢に遡り、古色蒼然、筆力鼎を扛ぐ。

性淡泊、儉素自ら奉じ、殊に圍碁を嗜み、客至れば則ち默坐、子を下し、機を輸贏の外に忘る、著す所管子纂註十二卷、左傳輯釋二十一卷、論語集說六卷、息軒文鈔四卷世に梓行せらる、猶書說摘要四卷、孟子定本六卷、戰國策補正二卷、讀書餘滴二卷、靖海問答一卷料夷問答、外寇問答一卷、其他數十種あり。

平部嶠南 諱は俊良、字は溫卿、良介と稱し、嶠南と號す、文化十二年清武中野に生る、父は和田重寛、出で、平部俊寧の養子となる、幼より聰敏慧記、安井息軒に従ひて學ぶ、隣里に通鑑綱目を藏する者あり、往て讀む、往復すること十二度にして讀卒る、或人試に治亂興敗の跡を問へば、輒ち聲に應じて答ふること掌を指すが如し、人稱して英才となす、天保四年東遊して古賀侗菴の門に入る、歸國して振徳堂教授となり、尋で藩廳の參謀に抽でられ、諸役を経て中老より家老に昇る。

明治維新の際、大參事に任せられ、諸職を経て食祿三百石となる、資性謹厚なれども、忠奸を辯じ、刑賞を議するに至つては、侃々として抗論し、少しも假さず、故に人に畏敬せらる、飲肥昔より薩州と隙あり、維新前流言百出、王師の奥羽に勝つや、飲肥は佐幕なり討つべしと、飲肥藩嶠南を島津氏に遣はす、薩藩難詰する所あり、嶠南一々之を辯解し、彼の疑惑を解けり。

其後熊本藩飲肥藩の薩藩と親むを咎む、嶠南又使し、之を辯じて曰く、飲肥は山間蕞爾の山國、肥薩の間に分立す、猶蔡鄭の齊楚に間在せるが如しと、熊本藩また疑晴れ、飲肥藩四境安靜なるを得たり、嶠南壯より日向私史、日向纂記を著し、老年に至り宮崎縣より囑託せられ、日向地誌を編輯す、數年を経て業を終ふ、凡て五十六卷あり、明治二十三年歿す年七十六。

秋月種樹 高鍋藩主、秋月種任の三男、天保四年十月、江戸麻布の藩邸に生る、幼にして敏慧、學を好む、鹽谷岩陰、安井息軒等に學び、才學の名あり、文久三年、若年寄となる、外様大名にて、幕府の參政となるは、慶長以來未曾有の事例とす、慶應四年二月、入朝して天顏を拜し、其月内國事務局參與職となり、同六月、侍讀となる、時に神田孝平

森有禮と共に議事取調の命を受く、公議所を開かるゝに及び、其議長を命せらる、明治二年二月、薩長土肥の四藩、封土返還の事を協議せし時、公は檄文を草して、之を各藩主に移し、大に廢藩置縣の説を唱道せり、同七月、大學小監に任せられ、十月大監に進む、是れ學政掌管の官にして、文部省の基は、此官より始まるといふ。

明治三年七月民部大丞となり、八月、少議官に任せられ、十一月、官を辭して歐洲に歴遊す、同八年七月、元老院議官に任せられ、同十三年八月、官を辭す、同二十三年六月、更に元老院議官に任せられしも、同年十月廢官となり、錦雞間祇候仰せつけられ、翌年一月勅選議員に任せらる、同三十七年十月病に罹るや、特旨を以て從二位勳二等に叙せられ、瑞寶章を賜はりしが、其月十七日、七十一歳を以て、相模片瀬の別墅に薨す。

兩陛下より特に祭資料金貳千圓を賜はる、公古香又は三十六灣外史等の號あり、人となり恬淡、貴を挾まず、物に對して吟哦するや、才氣湧くが如く、萬言筆に隨ひて成る、書は遒勁、畫もまた凡ならず、東宮殿下御慶事の際畫く所の松上鶴、巖上龜の雙幅は、畏くも乙夜の覽に入りぬといふ。

落合双石 名は廣、字は子載、幼字鐵五郎、後敬助と改稱す、双石と號す、世々飯肥藩先驅の士たり、幼にして穎悟、家學を父祖に受け、十一歳の時、僧海洲に就きて學ぶ、

十三の時、春夜、群童と海洲に侍す、花月清妍、夜色殊に佳なり、海洲曰く、鐵五郎天資夙成、詩を作るを誨ゆべしと、乃ち其作法を授く、翌日六首を賦し、以て呈す、其一に曰く獨拈詩冊費刪裁。一片吟懷猶未開、憐殺朦朧枝上月、忽延花影入窓來。海洲其敏才に驚く年二十、長崎に赴き、吉村正隆に従ひ、遊ぶこと三年にして歸る、文化四年擢て中士と爲り、教職に任ず、是歲東遊昌平塾に入る、又京師に遊ぶこと四年にして歸る、藩侯歳俸五石を賜ふ。

文化十年藝備に遊び、菅晋卿頼惟完に就て學ぶ、又江戸に赴き、凡五年にして歸る、藩侯又歳俸五石を増賜す、文政七年、又昌平塾に入る、幕府命じて舎長と爲す、居ること四年にして歸り、擢でられ藩侯の侍讀となり、眷遇漸く渥く、累進して上士と爲る。

後大阪に赴く、居ること十一年、其名益顯る、藩侯召還す、時に慶應二年、先生年八十二なり、其齒學並ひ高きを以て、用人上斑に居らしめ、教職故の如く、藩侯屢其家に臨で之を見る、明治元年、病で歿す、年八十四、著す所鴻爪集六卷あり、世に梓行せらる、論語統、左傳統、國語統、若干卷家に藏す。

城竹窓 諱は重淵、字は子潛、通稱勇雄、或は勳と稱し、竹窓と號す、文政十一年七月生る、世々高鍋藩主秋月氏に事ふ、幼にして家學を受け、十一歳藩校明倫堂に入り、十

七歳大學生に擧げられ、十九歳藩學明倫堂助教に任ず、君夙に四方の志あり、二十四歳、藩命じて江戸に遊ばしむ、謹堂古賀博士の門に入り、佐藤一齊、安積良齊、安井息軒、鹽谷岩陰等と交る、餘力雅樂を學び、横笛を善くす、居ること二年、足疾を得て歸る、爾後大に藩校の爲に盡す所あり、文久三年八月、明倫堂教授に任じ、經筵侍講を兼ね、命を受けて藩學擬典を選む。

元治元年總奉行兼社寺奉行に擢でられ、藩政に參與す、明治元年二月、島津久光侍臣を使命し、討幕の檄文を高鍋藩主に送る、藩主竹窓をして之が答書を作らしむ、五月年寄に進み同二年三月家老となる、世祿百石に充たざりしが、累進して二百石に至る、同年十一月高鍋藩大參事に任せられ、同六年五月高鍋小學頭となり、學區取締となり、區長となる。公務に鞅掌すること前後二十二年、學校を設くること凡そ三十、丁丑の役大義を守りて亂に與せず、同十二年六月、諸縣郡倉岡に聘せられ子弟を教授し、同十三年二月以來、高鍋晚翠舎の教授に従事し同十七年五月京都府中學教諭に任せられ十九年七月職を辭す。門人三好退藏等竹窓を東京に請招す、竹窓府廳の爲に水産圖説を編纂し、又黒田長成侯の爲に皇漢の典籍を進講す、同二十四年九月君歸郷す郷黨高鍋學校の教授を囑託す後之を辭す、三十三年九月病を以て歿す、年七十三君子なし秋月良種の子重雄氏を養ひ嗣子とす。

僧古月

諱は禪材、佐土原大光寺の住職にして、寛文七年九月を以て生る、幼より聰慧、年甫めて七歳、瑞光寺僧宗密に従ひ、梵唱を習ひ、又松巖寺の僧、一道に謁す、舉止整肅、禮容嫺雅、一道之を異とす、貞享三年、一道に従うて京師に行き、正法山中智勝院に留る、信念益々堅く、志行愈進む、後豊後に行き、鏡帝及び月桂に従ひ、碧巖集を聴唱す、又江戸に行き、牛込濟松寺に寓す、元祿八年大光寺に還り、又豊後に行き、留ること三年、同十三年紀州禪林に行き、楞嚴を講す、寶永元年九月大光寺に還り、暇あれば則ち大般若經を摹寫す、四方來り輔け、終に六百卷に至る。

享保三年藩主島津惟久廩米を寄附す、其の平生經を講じ、注を説くや、聽徒堂に充ち、士庶過を悔ひ、業を改め、殺生を禁するに至る、同十一年、備後鳳源寺主僧古月を慕ひ之を招く、其の安藝嚴島に遊ぶや、老幼膜拜、從者三百人最も壯嚴を極めたりき。

後江戸に行く、藩主島津侯別館に延き、崇禮尤も篤かりしといふ、後延岡、久留米、薩摩等の諸藩、古月を慕ひて屢之を招く、其の講を聴き、徳に化する者、擧げて歎ふべからず片言隻辭、感喜肝に銘じ、一箋の筆跡猶且秘藏して至寶となすに至る。

寶曆元年五月寂す、壽八十五、德聲夙に天朝に聞え、其の歿するに及び、辱くも宸翰を賜ひ、贈諡して本妙廣鑑禪師といふ、師又常に稼穡を勸め、穗北の溝渠を開鑿し、灌漑七千

餘石の良田に及ぶ。

島津忠寛

佐土原藩祖島津以久十世の孫、

天保十年父祖の封を襲ぐ、時に年十二、母

は宗藩島津齊宣の女。

同十一年從五位下に叙し、淡路守に任せらる、勤王の志厚く、常に心を經世に存し、文武を奨励し、從來の風習を一洗し、弊政を釐革す、嘉永以降國家多事、海内騷然たり、即ち宗藩を佐けて大に爲す所あらむとす、文久元年從四位下に叙せらる、同三年七月英艦鹿兒島に來寇す、忠寛兵を率ゐて之に赴く、元治元年、長藩の士闕を犯すや、重臣をして天機を伺はしめ、答勅を賜ふ、明治元年正月、伏見鳥羽の變、藩兵をして大津に備へ、東兵を防がしむ、爾來東征大に功あり、金八千圓を賜ふ。

先是藩兵先鋒となり、桑名城を降し、續て房總の野に轉戦し、各地の敵壘を攻落し、之を平定す、同年五月幕府の脱兵上野に據るや、各藩の兵と共に之を擊掃し、同六月、奥州に進軍し、各地の敵を破りて三春、二本松の二城を抜き、同八月諸藩の軍と共に會津城を圍み、激戦之を降せり、同二年六月維新の勳功により、賞典祿三萬石を賜ふ、此月佐土原藩知事に任せらる、同十年西南の役、金貳千圓を分ちて、舊藩士民の兵燹に罹りしものを救助す、また金五千五百圓を舊藩學校に寄附せり、同十四年宮中祇候を命せられ同十五年特

旨を以て從三位に叙せられ、同年麿香間祇候を命せられ、同十八年勳三等に叙し、旭日中綬章を授けられ、同二十二年特旨を以て正三位に叙せられ、同二十四年公の勳功に依り、忠亮氏に伯爵を授けらる、同年公また特旨を以て從二位に叙せらる。

純忠至誠、未だ曾て一日も君恩を忘れず、且つ學を好み、和歌に工に、兼て書畫を善くす、歌集若干卷家に藏す、明治二十九年六月二十日、勳二等に叙し瑞寶章を授けらる、此日薨す、勅使第に臨み賻を賜ふ享年六十有九。

原時行

名は小太郎、字は肅卿、千穂又は公孫と號す、世々延岡藩の重臣たり、食祿五百五十石、文政九年を以て生る、忠直勇爲、壯年江戸に遊び、添川完平、安井息軒に學ぶ、學成り家を嗣ぎ、中老となり、藩政を司る。

戊辰の役、延岡の兵幕府に屬するを以て、叛名を蒙る、時行大義を取り、百方分疏、藩頼て以て無事なるを得たり。

時行夙に教育を以て己が任となし、社學を設立し、子弟を養成す、明治五年、藩學を廢す、時行苦心資を集め、私立學校を立て、社學を復し、改めて亮天社と稱す、内藤子爵郷に歸るに及び、其の管理を得更に資金を加へ、大に舊藩の子弟を收養し、中學教育を授け、其功大に顯る。

時行善く人と交る勝海舟、山岡鐵舟、神田孝平、三浦安等と相好し、晩に福澤諭吉、栗本
 鋤雲等と交る、十一年宮内省に官し、後鹿兒島縣屬、臼杵郡長、縣會議員、東臼杵郡長に
 歴任し、奏任に昇り、正八位に叙す、二十一年官を罷む、其の間公共事業に盡心し、數々
 賞盃賞狀を受く、晩年内藤氏の顧問となり、其の家政を輔け、日平銅山を管理せり、明治
 三十二年七月病を以て歿す、年七十有四、延岡士民哀惜せざるものなかりき。

池上隼之助

幼名權九郎、後隼之助と改名す、諱は陳敬、雲窟、竹泉、孤峯、俯仰
 堂等の號を用ふ、文政十二年八月、佐土原追手に生る、弘化四年、京都に上り、江州大津
 の儒者、上原甚太郎の門に入り、雲濱梅田源次郎等と交る、雲濱は上原の女婿たり、安政
 の初、藩主島津忠寛の近侍となり、參勤扈從長として江戸に在勤し、密に天下の志士と交
 る、安政五年、勤王の志を遂げむが爲、京師某卿の使と稱し、小石川水戸邸に到り、烈公に
 謁せむ事を請ふ、然るに従者の數、格式に超ゆるを以て性まれ、遂に謝絶せらる、因て又
 閨老の邸に行き、面謁を請ふ、また省せられず、而して事藩邸に聞ゆ、乃ち嚴責を蒙り、
 國に護送幽閉せらる。

文久二年春、薩藩の志士柴山愛次郎、橋口壯助、其他有志の士と謀る所あり、幽閉中脱走
 して大阪に出で、大義を唱ふ、幾もなく捕へられ、再び國に護送幽閉せらる、同三年春、

藩主島津忠寛、勤王の志厚きを嘉賞し、特に其罪を宥し、旗奉行兼納戸奉行に任せらる、
 同年夏、英艦鹿兒島を襲ふにより、藩主に隨ひて出陣す、同年冬家跡を襲ふ、元治元年八
 月病を以て卒す、年三十有六、明治三十一年七月四日、特旨を以て位記を賜ひ、從四位を
 贈らる。

僧胤康

初の名は定康、後彭康と稱し、又胤康と更む、武藏國豐島郡赤塚村篠崎某の
 子なり、或は曰く、父は北條金兵衛といひ、伊豆北條氏の裔なりと、八歳の時同村松月寺
 住職天休の徒弟となる、天保五年、天休日向會木慈眼寺の住職となり、胤康之に従うて下
 り、益佛法を修め、且儒書を講ず。

胤康夙に勤王の志あり四方に雲遊し、偏く諸藩の事情を探る、嘉永六年、米艦浦賀に來り、
 天下漸く多事なり、胤康謂へらく、勤王討幕は是れ大舉なり、宜しく薩長の如き雄藩を連
 衡すべしと、同志の士中川式部、小河一敏等を薩長に遣はし、氣脈を通せしむ。

文久元年、大納言中山忠愛、家臣をして一敏に面し、勤王の事を託す、一敏之を胤康に告
 ぐ、胤康感泣奮激、義舉を企てむとして果さず、其後延岡藩士戸高桂助、松崎進士、胤康
 を會木に訪ふ、胤康謂て曰く、方今徳川氏、罪を朝廷に獲、天皇震怒、志士奮激、薩長二
 藩之に應ず、延岡藩既に其大事を賛す、而して一人の之に應ずる者なしと大に之を罵る、

有司怒り、胤康を獄に投ず、後京都奉行所に監致す、慶應二年五月十八日、遂に獄中に死す、或は曰く鳩殺せらるると、明治二十四年九月、靖國神社に合祀せらる。

甲斐右膳 名は右膳、字は重教、甲斐右近の子なり、文化十四年兒湯郡西米良村に生る、其先菊池氏に出づ。

性豪邁果斷勤王の志厚く、嘉永間、外憂内患漸く起るや、主君米良主膳（今の從五位菊池忠）に謀りて王事に勤めむとし、筑後の志士眞木和泉守等と通ず、又雄藩の擁護を得むが爲、熊本薩摩の二藩に款を通せり、後京家の御家人となり、幕府の干渉を避け、天下の志士に交り、又土方久元、山田信道の紹介を以て、三條公及び勤王の諸公卿の門に出入せり其後大に勤王の爲に謀る所あり、而して人吉藩幕命を以て、右膳等を逮捕せむとす、右膳櫛風沐雨、幾辛酸を重ねて、潜に米良に歸り、爲す所あらむとせしに、遂に人吉藩の爲めに、捕へられ、獄中に投せらる。

糺彈深刻、頗る慘憺を極む、爾來獄中に在て辛酸苦痛を忍び、時に枯腸を絞りて詩歌を賦し、以て鬱悶を遣る、偶薩藩之を聞き、救護する所あらむとす、使節人吉に着する前日、右膳遂に獄中に死す、時に元治元年六月九日、年四十九、明治二十四年九月靖國神社に合祀せられ、三十五年十一月特旨を以て、正五位を追贈せらる。

甲斐大藏

甲斐右膳の嫡子なり、天保九年五月、兒湯郡米良越野尾に生る、幼時人吉藩校習校館に入り、漢學を修む、長じて京都に赴き、國學を學ぶ。

大藏亦勤王の志厚く、三條實萬公其他正義の公卿に出入し、主家勤王の宿志を述べ、大に謀る所あり、實萬其志に感じ、筆を染めて大藏に賜はる、後米良に歸り、主君及父右膳に京師の状況を陳し、時機の至るを待つ。

文久元年小川重任等と鹿兒島藩に使し、主君の世子を鹿兒島に遊學せしめ、薩藩と通するに努めたり、故を以て佐幕黨に忌まれ、文久三年、父と共に縛に就き、人吉藩の獄に投せらる、入獄以來の苦痛は、父右膳と異なることなかりき、元治元年八月、遂に獄中に幽死す時に年二十七、明治二十四年九月父右膳と共に、靖國神社に合祀せられ、三十五年十一月特旨を以て從五位を追贈せらる。

富田通信

佐土原藩士、天保四年九月生る、通稱孟二郎、後に三藏と改む、從兄富田通伯の養子となる。

通伯夙に勤王の志あり、通信に諭すに大義を以てす、安政年間、通信鹿兒島に赴き、造士館に學び、同藩の士、伊地知正治、柴山良助、橋口傳藏及び其他と交る。

文久二年上京し、島津久光の上京を期し、同士と共に勤王の義兵を擧げむとす、事久光

に聞ゆ、久光使を遣して之を鎮撫す、其の徒三十人、皆本國に幽閉せり、同三年宥さる、慶應二年、横濱に至り、洋式の兵制を見、大に覺る所あり、歸りて藩主島津忠寛に謁し、藩士をして洋式の兵法を學ばしむ、明治元年、伏見、鳥羽の戦起るや佐土原藩兵勅命を奉じて、大津を守る、通信京師の諸事を擔任し、大津に往來し、大に盡瘁する所あり、後藩兵と共に京師を警衛し、後東北諸道の軍に従ひて功あり、同年佐土原參政となり、翌年權大參事に任せらる、同四年忠寛辰前後の功績を嘉賞して、金千兩を賜ふ、同年民政部に出仕し、同五年奈良縣の屬官となり、同七年官を辭し、後内務司法及び其他に歴官し、同十九年福島縣西白河郡長に任せられ、從七位に叙せらる、二十二年同縣安積郡長に任せられ、同二十四年、同縣田村郡長に轉ず、翌年官を辭す、特旨を以て位二級を進められ、從六位に叙せらる、同三十二年七月病を以て東京麻布に歿す、

二二、宮崎郡

總説 中央より稍南方にあり、明治二十九年北那珂郡を廢して本郡に合す、東は日向灘に面し、南は南那珂郡に接し、西は東諸縣、北諸縣の二郡に界し、北は兒湯郡に接す、東西十七里、南北四十里、戸數九萬五百二十一、人口五十二萬二千四百四十三。

郡を分ちて、宮崎町及大宮、大淀、生目、清武、田野、赤江、木花、青島、内海、楳、住吉、廣瀬、那珂、佐土原の一町、十四ヶ村とす。

西南は山岳多く東方一帯は大洋に臨み、大淀川は郡の中央を流れて舟運の便あり、南方に加江田川、北境に一ツ瀬川あり、海岸及び河川の兩傍は土地平坦、田圃遠く連り、農産物頗る多し。

海岸は赤江港、折生迫、内海等の港灣あり、船舶常に輻輳し、漁業盛なり。

物産は、米、麥、大豆、生絲、砂糖、甘藷及び鯉、鮑等多し。

宮崎町 宮崎縣廳、宮崎地方裁判所、宮崎區裁判所、宮崎郡役所、宮崎縣師範學校、宮崎中學校、縣立宮崎高等女學校、縣立農學校、郡立職業學校、尋常高等小學校、商業補習學校、郵便電信局、小林區署、稅務署、農工銀行、日州銀行、第百四十七銀行宮崎支店、高千穂葉煙草專賣所宮崎支所、勸業物品陳列場、日向水力電氣會社、宮崎製絲場、町役場皆此地にあり、今より三十年以前は、今の上野町、川原町、松山町に僅々十數戸の商舖ありしのみ、其他は田圃、竹藪、荆棘、池沼等各所に散在し、寥々たる驛邑なりしが、明治十六年、宮崎縣の再置せらる、や、人家次第に増加し、市區内に新道を開き又は之を更正し、人煙稠密、商業漸く隆盛となりぬ、殊に寺町通より國道筋は、先年の大祭以來、新築

れぬ。

八幡神社

夏猶寒し。

宮崎町上別府にあり、譽田別命、息長足姫命外三神を祭る、境内老樹鬱蒼

西郷隆盛寓舎の跡、宮崎町字廣島に在り、知事官邸と郡司氏住宅の間に當る、隆盛肥後各地に戦ひて利あらず、勢漸く盛るや、宮崎に來り廣島に寓し、私學校の健兒之を護りぬ、隆盛屢々高岡地方に獵すと稱し、二三日にして歸るを常とす、或は軍議に到るものと傳説せり、其の往復必ず夜間深更、未だ曾て日中市内に出でず、故に居ること數月、市人の翁を觀し者甚だ稀なりといふ。

彈痕の存する官舎

宮崎町上別府字松橋に在り、明治丁丑の役、薩將桐野利秋、肥後各地敗戦の後、宮崎に來り、本陣を此に構へて策源地とす、同年七月二十八日、清武

中野臺の戦争、敗報頻に臻るや、同日佐土原方面に引揚げたり、當時薩軍は殆んど背水の陣を張り、大淀川の船舶を悉く北岸に引揚げ、僅に一二隻の渡船を上野町の渡頭に備へ、傳令に使せしが、敗軍負傷の賊兵、先を争ひて乗船し、渡船場の慘狀憫むべきものあり、同夕北岸の姥ヶ島及び城ヶ崎、中村、福島以西には、曾我少將(今の中將祐準)の率ゆる第四旅團夜營を張り、川を隔て、對陣す、同夜賊の敗兵中村町に火を放つ、焰炎天を掩ふ、官

兵又屢々北岸に發銃し、翌日火箭を放て上野町を焼く、僅にして消火したり。

其際薩將の本陣とせし官舎に銃彈命中其痕歴々として今に存す、翌二十九日未明、官兵は上流柳瀬附近にて、賊の彈丸雨下せる間を北岸に渡船し、宮崎の賊を包圍せんとす、賊支ふる能はず、廣瀬、高鍋方面へ遁走せり、其後賊軍は僅に邊見十郎太の激勵にて、東臼杵門川、無鹿等に多少の防戦をなし、勢遂に究して可愛岳に包圍せらる。

八月某日、征討總督有栖川宮熾仁親王殿下宮崎に入らせられ、前記官舎に御宿泊あらせ給ひ、北方に御進發あり、賊軍可愛岳の包圍を脱せし後は、細島より御乗船、鹿兒島に向はせられしとぞ。

赤江港

大淀川の河口にあり、方位東南に向ふ、潮深六七尺、港口廣からず、殊に日向灘の波浪高く、船舶の出入便ならずと雖ども、巨船十數艘を碇泊するを得、港口漸次南に開け、北方の沙洲漸次南に突出す。

奈古山陵

大宮村奈古山上の絶巔にあり、南北三十間東西六七間、其南北兩邊は圓くして大に、中央は稍低くして狭く、往古の山陵にして、所謂山岡の上に圓く築くものならん。

東麓に奈古神社あり、神武天皇を祭る、本社には後鳥羽天皇文治二年の古文書及び後深草

せし家屋相連り、繁華の中心となり、本年七月下旬より市内電燈を點じ、大に從來の面目を新にしたり。

大淀川に架せる橋橋を以て大淀村、中村町と相通じ、相助けて市の繁盛をなす、市の北端なる江平町は、殆んど市と連り、近來益々繁盛に赴く。

大淀川 一名赤江川、其源は大隅及東西、北諸縣三郡の山中より發する諸流を合したるもの、東流二十三里餘、幅の廣き處は四町に至る、宮崎より上流七里餘は舟運の便あり河口に赤江港あり、船舶常に輻輳す。此川は所謂小戸の渡なりといひ傳ふ、永祿五年、伊東義祐、佐土原より餓肥に赴く紀行に曰く。

行けば程なく小戸の渡に至りぬ、神道の秘密數々に思ひ出るまで。

神代より其名も今は橋や小戸の渡の舟の行く末。

と詠み侍りの赤井の里に船漕き寄せて。

などあり、又橋三喜が巡詣記に曰く。

上別府を通り、赤江川舟あり、此處を小戸の渡といふ、此にも三の瀬あり古歌に。

日向なる小戸の波の鹽せみに顯れ出でし神ぞまします。

此の鹽せみとは北山大明神立ち給ふ上の瀬をいふと聞きて。

此の三つの瀬より諸人は初りけり

日向なる小戸の波の浦こそは、青人草の初めなりける

橋橋 大淀川に架す宮崎町、中村町の連鎖をなす、長さ二百十間、西は霧島嶽を眺め東は日向灘を望み、風色絶佳、月夜最も賞すべし。

小戸神社 宮崎町上野町にあり、伊弉諾尊を祭る、古來著名の神社なり、社傳によれば第十二代景行天皇の勅願に依りて創建す、古は祭禮嚴重にて、神輿河原の中の瀬に幸し行宮にて神祭を行へりといふ。

文明五年三月、伊東祐堯神殿を造營し、天文十五年四月、伊東義祐改築し、永祿九年十二月、伊東祐益又改築せり、其後幾多の變遷あり、享保三年春、領主牧野越中守新に社地を寄附し、神殿を改築せり、其後大破に及びしを以て、今の社殿に改築せりといふ、寶什に古鏡二面、古面三個、額一面、月石一個、金蒔繪三寶等あり。

安樂寺 宮崎町上別府にあり、本派本願寺の末寺にして本堂、書院、鐘樓等皆近年の建築に係る、寶物には聖德太子御作彌陀の木像あり。中庭の巨巖は奇趣横溢、天工の致を極め、古色蒼然として神秘の念を起さしむ、この石元東諸縣郡本莊寶坂の上に在りしを、此寺を移し、也、坪井博士は太古の亂潮石と命名せら

れぬ。

八幡神社

宮崎町上別府にあり、譽田別命、息長足姫命外三神を祭る、境内老樹鬱蒼夏猶寒し。

西郷隆盛寓舎の跡、宮崎町字廣島に在り、知事官邸と郡司氏住宅の間に當る、隆盛肥後各地に戦ひて利あらず、勢漸く蹙るや、宮崎に來り廣島に寓し、私學校の健兒之を護りぬ、隆盛屢々高岡地方に獵すと稱し、二三日にして歸るを常とす、或は軍議に到るものと傳説せり、其の往復必ず夜間深更、未だ曾て日中市内に出でず、故に居ること數月、市人の翁を觀し者甚だ稀なりといふ。

彈痕の存する官舎

宮崎町上別府字松橋に在り、明治丁丑の役、薩將桐野利秋、肥後各地敗戦の後、宮崎に來り、本陣を此に構へて策源地とす、同年七月二十八日、清武

中野臺の戦争、敗報頻に臻るや、同日佐土原方面に引揚げたり、當時薩軍は殆んど背水の陣を張り、大淀川の船舶を悉く北岸に引揚げ、僅に一二隻の渡船を上野町の渡頭に備へ、傳令に使せしが、敗軍負傷の賊兵、先を争ひて乗船し、渡船場の慘狀憫むべきものあり、同夕北岸の姥ヶ島及び城ヶ崎、中村、福島以西には、曾我少將(今の中將祐準)の率ゆる第四旅團夜營を張り、川を隔て、對陣す、同夜賊の敗兵中村町に火を放つ、焰炎天を掩ふ、官

兵又屢々北岸に發銃し、翌日火箭を放て上野町を燒く、僅にして消火したり。

其際薩將の本陣とせし官舎に銃彈命中其痕歴々として今に存す、翌二十九日未明、官兵は上流柳瀬附近にて、賊の彈丸雨下せる間を北岸に渡船し、宮崎の賊を包圍せんとす、賊支ふる能はず、廣瀬、高鍋方面へ遁走せり、其後賊軍は僅に遊見十郎太の激勵にて、東曰杵門川、無鹿等に多少の防戦をなし、勢遂に究して可愛岳に包圍せらる。

八月某日、征討總督有栖川宮熾仁親王殿下宮崎に入らせられ、前記官舎に御宿泊あらせ給ひ、北方に御進發あり、賊軍可愛岳の包圍を脱せし後は、細島より御乗船、鹿兒島に向はせられしとぞ。

赤江港

大淀川の河口にあり、方位東南に向ふ、潮深六七尺、港口廣からず、殊に日向灘の波浪高く、船舶の出入便ならずと雖ども、巨船十數艘を碇泊するを得、港口漸次南に開け、北方の沙洲漸次南に突出す。

奈古山陵

大宮村奈古山上の絶巔にあり、南北三十間東西六七間、其南北兩邊は圓くして大に、中央は稍低くして狭く、往古の山陵にして、所謂山岡の上に圓く築くものならん。

東麓に奈古神社あり、神武天皇を祭る、本社には後鳥羽天皇文治二年の古文書及び後深草

天皇寶治元年の古文書等を藏す、
 神武天皇經營塚 大宮村下北方の古市に在り、古市は、古都と書けりといふ、宮崎
 宮より西北約十町、其地勢は北に岡山の高丘を負ひ、南は遙に雙石、鰐塚等の連山に對す
 土地高燥、平坦なる一區劃、一段高き處に小祠あり、祠域方五間許、天皇東征前に都し給
 ひし御宮蹟といひ傳ふ、今は官幣大社宮崎宮の攝社たり、鳥居の左方に碑あり、土地の由
 緒を勒す。

經。壠。記。

我日向州宮崎郡。神武天皇舊都也。相傳皇從鷓鴣窟。浮船來此地。鰐魚爲之導。鰐駐而船橋焉。因相地營宮。鰐所
 駐。今變爲陸。曰鰐壠。船所橋之地。曰船壠。有祠焉。投錨處。曰錨壠。遷都以來。殆三千年。炭跡變易。久焉爲
 荆棘。然僅々數十步。人不取樹藝焉。不敢家居焉。予乃判曰經壠者經營壠也。又或曰。經壠京壠也
 、、、、、因記之。以証神跡之顯于萬世也。時弘化三年歲在丙午九月望。

小宰瀧口常裕監嗽謹識

記中船壠に祠ありとは、今の宮崎宮の當時(弘化年中)を指していへるものなり、即ち其の
 船壠は、宮崎宮背後に隆起する小丘にて、巖然たる陵式を具へたり、又經營塚の所在地を
 神武の元屋敷と稱へて、郷人尊崇す、もと住居せし處を元屋敷といふは、當地方の通語なり、
 古市の北に接する土地の字を皇古家と稱す、なほ西北三四町の地に塚原と云ふ字あり、前

方後圓等の陵式を具へたる古墳多し、今の帝釋寺の上の池の邊に、冷宮の遺址あり、天皇
 御納涼の蹟なり。

大淀村官修墳墓地 大淀村大塚字城ノ下にあり、明治十年八月開設の宮崎郡大淀村
 大字大塚、同年九月開設の同郡赤江村大字恒久の兩官修墳墓移轉改葬の許可を得、同四十
 年一月現在地に移轉す。
 權藤種盛父子の墓 大宮村字池内に在り、種盛は縣の城主高橋右近大夫種統の家臣
 にして祿八百石を食む、父子三人忠勇無雙の驍將なり、種統命じて宮崎城を守らしめ、伊
 東氏の押へとす。

慶長五年九月伊東氏宮崎城を攻めむとするを聞き、援を縣城に乞ふ偶、種統關ヶ原に出陣
 して在らず、老臣等遲疑して決せず、種盛嘆じて曰く、吾不肖と雖ども八百石の采地を食
 み、主命によりて當城を守る、此重任を辱めざるべしと、防戦の用意をなし、同月二十九
 日夜半、伊東氏の兵三千百餘人を邀へ戦ひ、父子三人共に戦死す。

宮崎城址 大宮村下北方にあり、群岡の上に挺立し、高二十餘丈、岡頂分れて七區と
 なる、延元元年正月官軍の將、圖師六郎入道慈圓此城に據る、賊將土持宣榮、土持頼攻め
 て之を陥る、其後久しく伊東氏の有となりしが、伊東義祐豊後に奔るに及び、島津氏の有

となり、慶長六年八月、幕命により、高橋氏に歸す、同十九年高橋氏罪あり、除かる、や
有馬直純之に代りしが、後廢毀せり。

天の窟戸 宮崎城址より、南に接せる岡巒の尾にある巖窟なり、窟口の廣一丈有餘、
深十五間、其中に天窟戸神社あり、本社は今より七百餘年前、元久元年の年號記載の銅版
を藏す。

船塚山 宮崎宮の後なる山なり、山巔雜樹翁鬱、一林邱をなす、古より村民相呼びて
船塚山といふ、神武天皇の御船を埋めし岡なりといひ其形船に似たる故なりとも又東征の
時、御船を繋ぎし所なりとも傳へぬ、東西四十間、南北二十一間、東西兩畔は隆然として
圓く、中央は稍低くして狭く、恰も伏瓢の如し。

竹篠 瓜生野村にあり、高燥の一部落、傳教大師の彫まれしと傳ふる藥師像を安置せる
寺院あり、附近の民家には景清の尊崇せしといふ觀音の彫像を祀る。

瀧澤馬琴が、景清外傳に、景清は日向の竹篠に終るとあるは、此竹篠の事なり、景清の遺
蹟は、穗村庵ノ山、浮ノ城、下北方等に多し。

景清廟所 大宮村下北方舊沙汰寺にあり、天保頃一片の小碯、高二尺餘、屋宇なく雨
露に曝されしが、俗に此墓碯を削りて、其粉末を眼中に擦り入れば眼疾を治すと稱し、眼

を患ふる者、四方より參拜する毎に、削り取りて持ち去り、墓碯次第に削られ、形質もな
き程になりしかは、村民墓石を改め造り、屋宇を建て、妄に入るを禁じぬ。

廟所より南方六町、古市に等丸姬(景清の女)の墓竝に古塚十數ク所あり。

帝釋寺 下北にあり、曹洞宗の寺院にして、推古天皇の世、之を創建し、聖德太子よ
り善法山帝跡寺の號を賜ひしといふ、後鳥羽天皇の時、平家の勇士惡七兵衛景清之を再興
し、帝跡を改めて帝釋とし、己の菩提寺となせり、其後後小松天皇の應永十二年、土持民

部之を修理し、天臺の宗派を改め、天海和尚を伯州より請じて開山とし、曹洞の宗派とな
せり、爾來數十代聯續し、一旦廢毀せしが、明治の初年、美原滿堂之を改築し、漸次隆盛
に赴き、十數個寺の門末を有し、縣下曹洞宗寺院の首席となりぬ。

天神山公園 大淀村中村町の西方に在り、太平洋を望むべく、宮崎、中村、城ヶ崎の
市街及び附近の勝地一眸の中にあり。

附近に大小の古塚散在す、其九基を最も大なりとす、總數四十餘あり、田畑中にあるもの
は自然に鋤き返され、其元形を失ひしも少なからず、此近傍、往昔貴族の住居せし處。

蓬萊山城墟 大淀村にあり、永徳年間、時の領主土持氏の創築せし所、宮崎土持と云
ひしも、土持氏の子孫居住せし故ならむ。

楠の大樹 大淀村大塚に在り、周圍數丈、幾百年を経たるや知るべからず、樹下に小祠あり、之を祀りて神木と稱す、附近に今福寺址及び蓬萊山城墟あり。

戰場坂古戰場 生目村にあり、高岡に行く國道筋にして、往昔島津、伊東の兩軍激戦せし處、又源爲朝と土持氏との古戰場なりともいふ。

直純寺 眞宗本派本願寺の末寺、柏田町の西高燥の地にあり、慶長十九年、有馬川衛門佐直純、延岡に封せられし後、元和中開基創建せし處、南隅に權藤種盛の橋墳あり。

生目神社 生目村龜井山に鎮座ある縣社なり、瓊々杵尊、彥火々出見尊、鷓鴣草葺不合尊、譽田別尊、平景清を祀る。舊稱生目八幡、後三座合祀せらるゝに及び、今の名に改む、眼病に罹る者遠近より參詣す。

八坂の古陵 生目村浮田の田中にあり、其形隆然として圓し、高三丈餘、周圍九十二間、今は其巔に浮田神社を鎮座す、古木鬱然。

迹江城墟 延元元年正月、瓜生野八郎左衛門、迹江の政廳に立籠る、伊東土持の兵相合して之を攻落す。

清武城墟 清武村中野より西に連る岡阜に在り、高十五丈、巔約四町步、窪隆あり、數區に分つ、之伊東氏の領にして、家臣を置きしが後島津氏に歸し後又伊東氏に復す、川

崎駿河守稻津掃部助等之を守りぬ、元和偃武の後廢毀す。

松井儀長頌德碑 赤江村田吉にあり、儀長通稱五郎兵衛、世々佞肥藩主伊東氏に事

ふ、寛永の頃、清武に居る、初め清武八ヶ村即ち西北方、東北方、上南方、下南方、上恒久、中恒久、田吉、岩切、(今は赤江村に屬す)皆水に乏しき田地多く、農民往々旱魃の患

を免れず、清武川の水を引き灌がむと欲すれども、中間に須田木岡ありて、開鑿容易ならず、且つ南北地勢の高下も測り難ければ、着手する者なかりき。

然るに儀長建議して寛永十六年(今より二百六十八年前)十二月より開鑿の工を肇め、翌十七年三月に至りて竣功す、灌注する所の八ヶ村の田地、二百二十二町二段七畝歩餘。

其後百餘年を経て、寛延元年、農民相議して新溝の側に石碑を建て、其功徳を頌す、明暦三年十一月年八十八にて歿せりとぞ。

明教堂址 清武村中野十字街の北畔にあり、文政十年、新に創建せし所にして、其以前は安井滄洲(息軒の父)文教を弘めしとぞ。

後郷人佞肥藩に請ひて學問所を建て、明教堂と名づく、鹽谷岩陰の記文あり。

安井息軒誕生地 清武村中野十字街の西にあり、明教堂に接す、息軒八世の祖を朝秀といふ、慶長の頃、伊東氏に事へ、其玄孫朝宜、兵學に精し、故に清武に移されて子弟

を教へしむ、息軒に至るまで五世此地に居る、息軒後江戸に出で、儒名天下に鳴る。

田野化石溪

田野村借屋原に松山川あり、源は七野の山中、鹽水谷に發し、兩峯の間を流る、化石多くは水底若くは水涯の岩石中に産す、鐵槌を以て碎けば鱧、蟹、螺、蚌、蜆等の類手に應じて出づ、首尾口目等全く具り、生物に異ならず。

曾井城墟

赤江村恒久にあり、伊東氏の支族、曾井氏の築く所、其後曾井氏伊東氏に叛き、島津氏に通せしにより、伊東氏之を亡ぼせり。

後、伊東祐兵之を守りしが、程なく飢肥に移りぬ。

車坂城墟

木花村にあり、木花山より南に連り、加江田川に突出せる岡なり、應永の頃、土持氏の支族熊野某の居城なりしが、後島津氏の有となり、伊東氏之を攻め取り、永祿年中廢しぬ。

木花開耶姫無戸室跡

木花村、木花山法滿寺の東側にあり。

木花法滿寺

東は滄海を一眸の中に眺むべく、沿岸一帯、白沙青松遠く相連り、加江田木崎兩川の會して海に入る處、風光殊に佳、瓊々杵尊の行宮を建て給ひし處といひ傳ふ。

双石嶽

木花村の南に屹立す、或は鼻嶽山と云ふ、佐石突兀、攀つべからず、安井息軒の仙樓嵩記及姥神洞記等あり。

靈山

木花村の南方、高く峙てる山の巔にあり、神社考に靈山嶽は、瓊々杵尊の山陵なりとあり、之は日本書紀に『瓊々杵尊崩葬筑紫日向可愛之山陵』とあるより出たものなるべく、加江は可愛と音同じきより起りし説ならむ。

井上眞改出生地

本邦にて有名なる刀工井上眞改の出生地は、本花村にあり。

江田神社

縣社也、櫛村江田の東北隅なる産母にあり、故に土人産母神社とも呼ぶ、伊井諾尊、伊井册尊を祭る、日向國式内神社四座の一なり、其創建の古き事は延喜式三代實錄等に記されしを以て見ても知るべし。

老樹鬱蒼、人をして自ら尊崇の念を起さしむ、境内水色蒼然たる古池あり。

一葉の濱

櫛村新別府、東の海濱を一葉と總稱す、此濱の松樹中往々一葉のものあるより名けたるなり、白沙青松遠く相連り、萬松蟠屈、龍蛇の躍るが如し、東方は渺茫たる太平洋に臨み、松籟涼を送り、風色殊に佳なり松林中湯治場あり、此地宮崎近傍第一の勝地、遊覽四時絶ゆることなし、各學校の運動會、端艇競漕會等常に此に舉行す、林中に一葉神社あり、倉稻魂命を祭る、參詣の客四時絶えず、社前に數軒の茶店あり。

住吉神社

住吉村の東海濱鹽路にあり、三筒男命を祭る、此地を鹽路といふは、中臣祓八鹽路の舊跡なればなりと舊記に見ゆ、境内古松亭々、空に聳け、社畔は青松白沙、風

光賞するに足る。

漫々橋古戰場

住吉村にあり、今の浮橋は戦國の時代表害の爲、板を水面に浮べ、兩岸の樹枝より鐵鎖にて繋ぎ、事ある時は引き外づして、敵の侵入を防ぎしとなり。慶長の頃は漫々橋と呼び同五年、佐土原島津氏の兵伊東勢と激戦せし所。

福島港

廣瀨村にあり一ツ瀨川の河口、木材、米穀其他百貨の輸出此港よりする少なからず、先年佐土原へ通ずる里道を開きしより、商估の來往多く、戸數年々増加す、廣瀨村商業の中心となるべし。

廣瀨神社

事代主神宇迦玉命外二神を祭る、元信州諏訪明神の分靈、天文十九年六月佐土原藩の始祖以久の生る、時、神旗一旒來つて産所の棟上に懸る、諏訪の神旗なりとて一社を建て、奉祀せり。宇迦玉命は、世々島津氏の崇敬せし所、寶物に縁起書、鏡、鈴等あり。

蓮光寺

廣瀨村にあり、本派本願寺に屬す、開基は伊東義祐の近侍岩切藤次郎、得度して性寶上人と稱しぬ、永祿九年の創立にして、寶物に縁起書其他文書類あり。

久峰觀音

廣瀨町より西北に入り、坂路を登ること少時にして達す、佐土原愛宕山より綿々東北に連る丘阜、高二丈、東は太平洋を眺むべく西は霧島山を望み、南は鰐塚、

雙石諸峰に對し、西北は米良、椎葉の諸山、兒湯宮崎二郡の地皆眼下にあり、一望曠濶、景色頗る佳。

相傳ふ敏達天皇の御宇、新羅國の高僧日羅上人、天皇の勅命を奉じ、此地を相見して正觀世音菩薩の像を安置せし靈場なりとぞ、此所にまた龍藏權現(綿津見命)を祀り、久峰神社と號す、命、中ッ瀨に生れ給ひて、最初の宮所なりといひ傳ふ。

久峰の峰巒に峰の藥師あり、建長五年の創建、遠近よりの參詣多し。

節分櫻

廣瀨町を距る一里餘、田島に在り、節分の日より花咲く、因て此名あり、傍に愛宕神社あり、土地の人は此神の愛木なりと傳へぬ、紀貫之の歌に
都人はいさしらぬひの筑紫湯春たつ日よりさくらさくとは

といへるに思ひ合はされ、床しき櫻樹なり。

平等寺址

て高四尺。

那珂村にあり、源賴朝の創立する所、社内に賴朝の僑墳あり、三層碯にし

佐土原

宮崎町より四里、日向舊四藩中の舊城下なりしも、島津氏治所を廣瀨に移せし際、士族の邸宅は毀たれ、今は其十分の一を留むるのみ而して商家は依然舊形を存し、位置宜きを以て商業繁榮、名邑の一たるを失はず、佐土原城は創築蓋し鎌倉時代、伊東祐

時の四子、七郎左衛門祐明、田島に居りし頃ならむといふ、延元二年、祐時五世の孫、祐持伊豆より當國に下り、兒湯郡都於郡に本城を建てし後、漸次増築せしものなるべし、幾多の年代を経て、慶長八年に至り、幕府島津左馬頭行人を封じて城主となすに及び、山上の城壘を毀ちて山下に移し、規模を狭めて改築す、夫より以降、子孫繼承して居ること十世、二百六十八年を経て、明治三年に至り、淡路守忠寛廣瀬に移るに及び、悉く廢毀し、濠隍を埋め、田畑と爲したれば、從來の形迹を止めず。

巨田神社 佐土原村字巨田にあり、天太玉命を祭る、境内に池あり、頗る廣大、四邊樹木森々、鶉、鴨の類群遊す、此近傍に岩屋二十二個所あり。

愛宕神社 縣社にして、佐土原町の南方に屹立せる山頂にあり、境内樹木繁茂し、覺わす崇敬の念湧出す、火賀都知神を奉祀す、十一月二十四日を例祭とす。

大光寺 佐土原村愛宕山の東麓にある禪宗の寺にして、創建極めて古く、僧古月の住せし寺なり、遺書愛玩の器物等を藏す。

加護神社 赤江村大字郡司分にあり、應仁天皇を祭り、又伊東祐邑を合祭す、文明十八年の創建、天文五年、奏問により、加護八幡の勅號を賜ふ、明治維新の後加護神社と改稱せり、境内に三の末社あり。

折生迫港 青島村にあり、東方日向灘に面し、一の市街をなす、此地漁業最も盛にして、鯉、鱒、鮑等多し、且風光明媚海水浴場に適す。

青島 青島村にあり、宮崎町より四里許、折生迫の東北七八町の海中に湧き出でたる如き島なり、人多く唱へ誤りて、泡島と呼ぶ、干潮の時は一帯の沙路相通じ、歩いて渉べし、周回纒に十二町、沿岸は磐岩重疊、材木を駢べたるが如し。

島中には熱帯地方の植物叢生し、檳榔樹最も多く又油桐、蘆竹、はまゆふ等、一々擧ぐるに暇あらず、島中に青島神社あり、彦火々出見尊、豊玉姬命、鹽土翁を合せ祭る、諸國より參拜する者四時絶ゆることなし。

華表の側に井あり、玉の井と名く、清水毫も鹹味を含まず、三面大海に臨み、浩濤岩石に觸れて白雪を飛ばす、日南の一勝地たり、永祿五年伊東義祐此處を過ぎて、薄霧の絶わまを見れば秋風に殘る梢や青島の松。

と詠み、延寶三年橋三喜一宮巡詣記に。

熊原原を行き過ぎ左の方海ごしに吾田山後原とて木花開耶姫の出で給ひし所見ゆ少し隔て、櫻川あり沖の方にしたの島見ゆ古歌に。

櫻川瀬々の白浪しげ、ればほのかに見ゆるしたの浮島。

なごあり、風流雅客の最も賞観する處。

日の御崎 折生迫の東海岸に突出す書紀通證に、瓊々杵尊日向國御崎宮に坐すとあるは、此の日の御崎なりといふ、古事記に、笠狹之崎に都すとあるも、此の日の御崎なりといふ説あり。

紫波洲城墟 折生迫の南方に突出せる丘、長井式部少輔の城墟なり、後伊東祐堯の有となり、其臣川崎五郎左衛門を城主となす、爾來木脇左馬頭、日高周防介、平部伊賀守川崎勘解由、借屋原甚左衛門等の諸氏城主となり、元和偃武の時、一國一城の幕令出るに及んで廢毀す。

野島 内海より南に行くこと程遠からず、海岸を距る一町許に小島なり、島高からざるも、渺茫たる大洋を眼下に眺め、島上松樹亭立、風景頗る佳、伊東義祐の紀行に。

鷗啼く野島か崎の夕風に上野の尾花はのく、誰を招くとなれども旅にしあれば物悲し磯邊磯邊の小さき家に焼く鹽の薄煙の朝夕霧に靡き合ひてはもいはれぬ追風に舟も飛ぶやうにて

なごあり、一斑を知るべし。

内海港 折生迫の南一里二十町餘にあり、東は大洋に面し、其他は山に圍まる、東北より戸崎の岩礁突出して、天然の防波堤を築き、灣内水深く、汽船の碇泊に便なり。

大阪商船會社の汽船寄航することになりしより、頓に繁昌の地となりぬ、郵便電信局、大阪商船會社荷取扱店太田支店等あり、今秋宮崎宮大祭中は内海を起點として、鶴戸、油津へ小蒸汽船を通ずる計畫ありき。

明治三十四年火災に罹り、全部烏有に歸し、甚だ慘狀を極めしが、四方よりの義捐を基本として貸し與へ、一ケ年に若干戸宛新築することになり、今尙之を實行す、一小漁村に瓦葺の建築多きは之れが爲なり。

二三、南那珂郡

總説 縣の極南にあり、東南は海に臨み、西は鹿兒島縣贈嶽郡及び本縣北諸縣郡に接し、北は宮崎郡に界し、東西六里三十一町、南北十里二十八町、面積四十五方里餘、戸數一萬千八百十一、人口六萬九千六百九十。

飯肥、油津の二町、吾田、東郷、鶴戸、北郷、酒谷、細田、南郷、榎原、大東、福島、北方、本城の十二村に分ち、三面海に臨み、北方は連山に接し、山海の物産に富み、杉材は造船用として有名なり、南方に福島川、北方に廣戸川あり、沿岸に良田多し。物産の重なるものは、砂糖、紙、生絲、木材、木炭、薪、樟腦、鯉節、鹽鱈。

伊比井神社

鵜戸村伊比井にあり、吾田鹿盧津姫及木花開耶姫を祭る、藤原祐堯、平氏丈松丸、藤原虎房丸、藤原義益、藤原祐久などの文あり、祠中の鏡は極めて古く、今は東京博物館に藏む。

瀨平城墟

鵜戸村富士の海上に突出せる山岡の巔にあり、矢野下野守義元、勅旨を奉じ日向に下り、七浦を領せし時築く、後天文十年、伊東氏依肥を攻むる時に據りぬ。

福島官祭招魂社

福島村西方にあり、明治元年十月、秋月種段の創建、戊辰の役に戦死せし松田充平外二人を祭る、同五年深江助九郎外一人を合祀し、同七年九月より官祭となりぬ。

鵜戸神宮

官幣大社、宮崎より十里、依肥より三里、油津港より三里餘、鵜戸村宮の浦の東南に屹立する鵜戸山の東南岸にあり、山勢奇峭、樹木幽邃、海岸は巉巖聳立し、怒濤巖に激して其聲雷の如く、飛沫散じて雪花となる、壯絶快絶筆紙に盡し難し。

海岸に靈窟あり、之を鵜戸の窟といふ、洞口東南に面し、東西二十一間、南北十一間、高一丈八尺あり、即ち鷓鴣草葺不合尊御降誕の地なり、其中に鵜戸神宮を鎮座し、三社六柱の神を祭る、中殿は鷓鴣草葺不合尊、磐余彦尊、左殿は大日靈尊、天忍穗耳命右殿は彦火瓊々杵尊、彦火々出見尊を祭る、宮殿創建の年月詳ならず、或は崇神天皇の時といひ、或

は景行天皇の時といひ、或は推古天皇の時といふ、後花園天皇の長祿三年、勅使を下して岩戸を見しめ給ひし事ありといひ傳ふ。

寺は桓武天皇の延暦五年に建つ、開基の僧を光喜坊快久と云ふ、是時勅號を賜ひ、鵜戸山仁王護國寺と稱す、山中に十二の支院あり、山門は永祿元年、伊東義祐再建し、天正十六年、依肥藩主たりし以來、高五百石の地を寄附す、之を鵜戸領といへり、慶應三年、寺院を廢し、僧官を罷め、新に神官を置き、明治五年、山門及十二の支院も悉く廢毀す。

當社は斯の如き靈社也、四時參詣する者絶ゆることなし、一度窟内に入れば、神威肅然、人をして自ら崇敬の心を生ぜしむ、古來當社に參拜し、詩歌を詠せし者極めて多し、文明の頃、周防山口の僧、柱庵、鵜戸廟前に題するの詩あり、曰く

扶桑開闢帝王城。

神武靈蹤今古驚。

定有龍燈映深夜。

海濤打岸怒雷聲。

延寶三年橋三喜の歌に曰く

立ちかへる波間へだてしわかれ路は鵜戸の岩やの神のいにしへ
備中の服部徳も嘗て參拜して、窟に題する句あり、曰く
六十餘州無此奇。亦以て其境の奇絶なるを想ひ見るべし。

鵜戸山の最高嶺に速日峰陵あり、山勢隆起、山陵の形をなす、日本紀に所謂「葬於吾平山陵」
とは是なりとの説あり、古より鵜戸山の總稱を吾平山ともいふ、此地陵墓傳説地として、
明治三十年以來、宮内省に於て管理せらる。

宮浦神社 鵜戸村宮浦にあり、玉依姫命を祭る、傳へいふ玉依姫命御住居の靈跡に社
殿を建設せしものなりと、創建の年代詳ならず、後水尾天皇寛永三年、伊東祐慶社殿を再
建し、後又光格天皇文化九年、伊東祐民改築せり、本社の南八町許の田中に玉依姫陵あり
其形圓にして、高二丈六尺周圍一町餘。

烏帽子嶺塞墟 鵜戸山より七八町、西北に連続せる岡陵の嶺に塞墟あり、其形烏帽
子に似たるを以て稱す、伊東義祐の古戰場なり。

水尾塞墟 一名貝殼城といふ、鵜戸村松水の界、水屋山嶺にあり、天文十四年、伊東
義祐の築く所。

飢肥町 舊伊東氏の藩地、五萬石の城下なり、日向南部の都會、市街殷賑豪商多し、
宮崎より十一里餘、郡役所、警察署、郵便電信局等あり、南方油津に至るべく、車馬の往
來絡繹絶ゆることなし。

中尾岩墟 板敷の東隅、中の尾の嶺上最高處にあり、高五十餘丈、飢肥城を眼下に瞰

る要害の地たり、文明十六年十一月、伊東祐國都於郡より出陣し、遂に之を攻め落したり
といふ、後島津伊東互に飢肥を争ふ時、毎に此地を以て根據となしぬ。

五百禊神社 郷社にして、飢肥舊報恩寺の遺址にあり、社號は伊東祐持始めて日向
に下り、治所を都於郡に建てし以來、命名せし所にて、伊東氏累世の靈を祭り、五百三十
年を経たり。

飢肥城墟 高阜に據て築く、西南は酒谷川を帶び、東北は山川の小流を控へ、内城の
前後に深隍を繞らし、追手門二重城戸後宮門等あり、伊東氏累世の居城たり、其始めは飢
肥院の墟なりといふ、長祿年中、島津忠昌、伊東祐國の強梁を憂ひ、其將新納忠績を此に
居らしめたるを始めとす、爾來戰亂絶ゆる日なく、幾多の變遷を経て伊東氏の有となりぬ。
上城々墟 飢肥町楠原にあり、酒谷川を隔て、飢肥城と對峙す、隍壘の迹猶存す、文
明十七年閏三月、伊東祐國一萬六千の兵を率ゐて飢肥に出馬し、島津氏の領せし飢肥城を
攻めし時、之を築きて本營となしぬ、其後伊東氏飢肥城を攻めし時、此に屯せしこと屢な
れども、平時居守せし所にあらず、今畦圃となる。

伊東祐國墓 飢肥町吉野方の永吉にあり、三層碯高五尺餘、文明十七年、祐國島津
兵の爲に殺さる、島津忠昌は祐國の女婿たり、故に薩領の地に厚く葬る。

蘇李山

吾田村星倉新山城墟の西北にあり、そりひ山といふ、揃の方言にして、昔軍兵を揃へし處なれば、此名ありとぞ、篠崎小竹の詩あり。

蘇李山前春草薺。

偏愁握手甚怨々。

不須殷勤言離別。

一片交情水月中。

之は小竹が旅宿に別を告げて出づる時、そりひ山のことを聴き直に筆を取りたるものなりといふ。

油津港

細島港に次ぐ日向の一大要港、南面して一大灣をなし、大船巨舶を入る、に足る、灣内東西十町、南北十一町餘、干潮深四仞餘、満潮六仞に至る、町の三方は連山を繞らし、家屋櫛比、商業盛なり。

灣内風光明媚、遙に望めば大島は灣口に浮ぶが如く、實に良港也。

堀川

廣瀬川の西涯より水を引き、地中を疏通して油津の海に注ぐ、長十五町幅二十間、舟運に便なり、此川は貞享年中、飢肥藩主伊東祐實の鑿ちし所（天和三年十二月起工貞享三年三月竣工此間二十八ヶ月）古は油津市街の南、乙姫神社に連接せる山脈ありて、廣渡より出づる物貨の廻漕に困難なりしが、此堀川を開きて、大に便利を得るに至る。

吾平山陵

油津の北なる山脈の巔にあり、故老言ひ傳ふ、日本書記の吾平の山の上の

陵とは即ち之なりと、考證未だ正確ならず、文久三年、此山に砲臺を築かむとて土石を拓きたるに、鏡及び曲玉等を發見したりといふ、油津町堀川橋の西畔にある平野神社は舊稱乙姫大明神或はいふ吾平津姫を祭ると、或はいふ景行天皇の妃八坂入姫を祭ると、明治八年舊八幡、春日、稻荷、妻萬の四社を分祭して、今の名に改む。

梅ヶ濱

油津港より一坂を越え、廣瀬川に至る海濱を梅ヶ濱と稱す、東は川を隔て、平山、風田、の海濱に連る、風光佳絶、白沙青松相映じ、大小の奇巖汀沙の間に列峙し、畫圖も及ばざる絶勝。

大宮神社

東郷村東辨分の西北、東川の東涯にあり、素盞鳥尊を祭る、和銅元年の建立、六七百年も経たらむ如き老楠あり、文明五年藤原忠績奇進の古鐘存す。

郷原八大瀑布

北郷村郷の原にあり、何れも斷崖より瀉下し、飛流雪花を散じ、奇觀を極む、其間僅に五六町、其他岩見の瀧、岩屋瀧等あり皆賞すべし。

潮嶽神社

北郷村北川内にあり、火闌降命を祀る、五穀の種を擴め給ひたる社とて、參詣する者多し。

本社の西、十町許に大塚あり、火闌降命の陵なりといひ傳ふ、周圍五町許、自然の山岡、隆然たる圓形。

古布瀨瀑布

酒谷村古布瀨の下流岩口より、岩下に直下す、高九丈、水勢の注ぐ所、窩然として潭となる、其左右巉巖聳峙し、飛泉瀾然として迸散し、頗る奇觀なり。

外の浦各浦

油津港より南に行けば大堂津、目井津、外の浦等あり、就中外の浦は良港にして、細島、油津に勝り、昔は九州無雙の名港と稱せられしが、慶安三年、堤を築きし以來、年々埋れたりといふ、風光の絶佳なる蓋し日州の名所たるべし松魚其他魚類の産額多し。

山田匡德墓

酒谷村にあり、山田は伊東氏の功臣なり、日向記、大友記、九州記、西國太平記、匡德軍功記等に詳なり、後酒谷村の地頭となりて歿せり、年七十九、墓畔の老杉は遺言して栽るしめたるもの、皆一丈七八尺。

大島燈臺

油津の南に在る島を大島といふ、島上に燈臺を設く、觀音崎は正南に突出し、佐岩簇出、虎踞豹蹲、而して洪濤時に來りて之に激し、奔散する所益々奇也、鶴戸の勝に下らず。

榎原神社

南郷村榎原にあり、社殿宏壯、附近は旅館軒を駢べ、自ら市街をなし、四時參詣人絶わす、祭神は鶴戸神社の靈を迎へて鎮座せしとぞ。傍に櫻井神社あり、之は内田外記の女を祀る、外記は高鍋秋月の分領榎間の人、寛永二年故ありて南郷村に來り、同

所の地頭に寄る。

福島

日州南端の市街、上町、中町、今町あり、人家櫛比、民は農と漁とを業とす、又製鹽を業とする者あり、有明浦に沿ふ地也、小港あり漁船を入るゝに足る、此沿海一帶到る處風光佳なり。

源義有墓

福島村西方郡元にあり、墓碣なし、義有名は義昭、足利義教の弟、大覺寺の僧正たりしが、永享十一年六月還俗して出奔し、遂に日向に來り、此村に匿る、後露はる、義教島津忠國に命じて之を殺さしむ、乃ち嘉吉元年三月、忠國兵を遣して之を襲ふ、是に於て義有免るべからざるを知りて、自刃す。

義有は勤王の志あり、陰に南朝を奉せむとし、遂に義教に殺されたるなり、明應七年、事朝廷に聞ゆ、即ち榎間大明神の神號を給ふ。

榎間城墟

福島村西方の北、上町の西畔にあり、東北兩面は、斷崖截然、西南兩面は平原に接したれば、多少の深隙を縦横に鑿り、區畫を分つ、城に七口あり、其東南に當るを樓門と呼ぶ、蓋し追手門の址なり、其餘は名稱詳ならず、其中に十城あり、各區域を分つ、總周圍十五町餘、經營の宏壯なる、近郡城墟其比を見ず、何人の創築せしや詳ならず中古野邊氏以來、秋月氏に至るまで、榎間城主たる者は、皆此に居城せしなるべし、慶長

九年秋月種長高鍋に移りし後は、廢毀して畦圃となぬ。

北方村池上に櫛間神社あり、舊稱十三所大明神と云ふ、彦火々出見尊を祭る、近傍各所に八座の神あり、源義有の櫛間大明神をも茲に合祀す。

都井望樓 都井村、都井崎にあり、海拔二百四十四米半。

二四、北諸縣郡

總説 縣の西南にあり、東は東諸縣、宮崎、南那珂三郡に接し、西南は鹿兒島に界し

北は西諸縣郡に界し、東西、南北共に八里餘、面積四十一方里餘、戸數一萬二千七百四十五、人口七萬九千三百三十九。

郡を分ちて、都城町、五十市、中郷、三股、山之口、高城、沖水、志和池、庄内、西岳、山田、高崎の一町十一村とす。

地勢は、東南山岳重疊、中央平原、田畝相連り、郡内到る所養蠶の業盛也、而して米の産額多し。

物産は米、生絲、茶、瓦等にして、都城に於て、近時多くの工場新設せられ、製絲の業盛なるを見る。

都城町 宮崎より鹿兒島に通ずる要路に當り、宮崎町を距ること十二里餘、郡役所、

區裁判所、稅務署、警察署、郵便電信局、縣立中學校、女子職業學校等あり、市街廣く、商業盛なり、本年より聯隊兵營の新設あり、將來の繁華刮目して待つべし。

神柱神社 都城町の東北にある縣社也、天照大神、豐受大神を合祀す、相傳ふ萬壽三年平季基の創建なりと、上地高燥、前は碧流に臨み、老杉天に聳てて風景絶佳。

明人欽吉之墓 都城町宮丸の南、舊寂心院の境内にあり、欽吉は明國廣東潮州海縣の人、明末の亂を避け、大隅國內之浦に來り、後都城に移りて醫を業とす、萬治元年九月病歿。

都城官祭招魂社 都城町宮丸にあり、明治二年島津久寛外三名の創建、戊辰の役に戦死せし肥田景直外十一人を祭る。

同七年十月より官祭となりしが、十年の役に戦死せし古垣俊雄外二十人を合せて祭りぬ。

願藏寺 都城町宮丸にあり、眞宗大谷派の寺院、明治二十七年京都府丹後國舞鶴町願藏寺を移轉したり。

攝護寺 都城町宮丸にあり、眞宗本願寺派の寺院、明治九年十一月説教所設立、十六年五月より攝護寺と公稱す境内頗る廣濶。

母智丘神社 五十市村横井母智村にある縣社、豐受姬命大年神を祭る、地頭三島通庸の創建なり、社殿明治三十三年七月火災の爲焼失、三十六年再築、同村に古陵ありて、陶器類を發掘せしことありき。

都城々墟 五十市村の東方に在り、東都城川を擁し、西南は平原に接す、元和元年、都城々主北郷讚岐守義久の築く所。

梅北城墟 中郷村梅北にあり、岡阜に據りて築く、城内四區、其間濠隍を通ず、萬壽三年、大宰大監平季基之に居り、後女婿伴兼貞に譲り、數世を経て、勢漸く振ひしも、元弘年中足利尊氏に奪はれ、其將畠山治部大輔直顯を以て之に居らしむ、明徳年中志布志の領主新納近江守時久、直顯に代りて之に居り、後八代の孫忠勝に至り、伊東義祐之を奪ひ爾來永く、其有に歸す。

北郷兄弟墓 三股村長田にあり、應永三年、今川貞兼と戦ひ、利あらず、兄久秀は屠腹し、弟忠道は敵陣に亂入して死す。

山之口城墟 昔は鶴龜三石城と呼べり、山岡に據つて築く、初土肥平三郎實重の居城なりしが、後伊東氏の有となり、又北郷氏の有となる、元和偃武の後廢せり。

鶉が城墟 山之口村富吉の西北岡嶺にあり、慶長年中、伊集院の争亂の時、徳川氏の

兵の屯せる處、七浦城墟は菊池氏畠山氏を亡して據りし處、其西北に尼ヶ城墟あり。

高城々墟 高城村高城町の東にあり、結構壯大、建武の初、肝屬八郎左衛門兼重之に據り、足利尊氏の大兵を防ぎし處、後伊東氏の有となり、都城の北郷氏來り攻めし時、外城皆陥り此城のみ残りぬ。

稻荷神社 沖水村郡元にあり、建久七年、島津の元祖豊後守忠久、日薩隅の地頭として下向の時、此社を建立すとの傳説あり、後都城の領主世々修葺を加へしこと棟札に見えたり、例祭は九月十九日。

志和地城墟 志和地村にあり、莊内川に臨みて築く、北郷氏の有なりしが、天文年中、北原氏はを抜き、其臣白坂下總を城主となし、後北郷氏の攻むる所となり、白坂以下五百餘名悉く死す。

關尾瀧 庄内村安永川の上流にありて高五丈、恠巖奇石、水は其間を下る、山中櫻樹多し。

東霧島神社 高崎村にあり、瓊々杵命を祭る、舊稱東霧島大權現、數十級の峻磴を登ること一町五間、社殿に至る里人崇敬の社なり、細瀬にあり、古塚十九ヶ所、今猶山陵の形を存す。

二五、西諸縣郡

總説 縣の西部にあり、東は東諸縣郡に接し、西は鹿兒島縣に界し、南は北諸縣郡に接し、北は熊本縣に界す。

東西凡十一里、南北凡八里、面積五十六方里餘、戸數八千五百三十二、人口四萬五千四百十四。

郡を分ちて小林、高原、野尻、須木、飯野、加久藤、真幸、の七村とす。

西南は、霧島の山脈高く天に聳む、鹿兒島縣の境界をなし、北に國見山の連峰あり、熊本縣の境界をなし、所謂加久藤越の峻坂は是れ。

郡内稻田多く、小林米と稱して、縣下第一の名あり、其他山産物多く、人情質樸なり。物産は、米、木材、茶、鐵礦、瓦等にて、瓦は多く飯野にて製し、鐵礦は、真幸村松尾より出づ。

小林 郡内樞要の地、郡役所、警察署、郵便電信局、稅務署、小林區署等あり、宮崎を去る十三里二十五町、熊本に通ずる宿驛にして、人馬絡繹、斷ゆることなし。

雜守嶽 小林村内細野にあり、昔景行天皇西征の時、此山より炊煙の上るを見て、雜

守兄弟をして窺はしめ、給ひしに、和泉姫といへる者、帝を迎へ奉りて、宴を張らむとする由、奏上しければ、帝直に御臨幸ありて姫を喜び、淹留し給ふこと一年に及びぬ、

山麓に、天皇の腰掛石あり、里人柵を設け、今猶之を守る、同山に雜守國有林あり、日本全國有數の山林、長一里餘、幅亦之に協ふ、周圍に松樹を植ゑ、其餘は杉樹を以て掩ける

林立尺土を措かず、栽培の勞想ふべし。
淨信寺 小林村真方にあり、真宗本願寺派の寺院、明治十七年五月、寺公稱の儀、出願許可せらる。

陰陽石 大鼓橋の上三町餘の處にあり、陽石高二丈四尺、周圍九間餘、根址二十七間あり、周圍三十餘間あり。

伊東塚 眞方村上馬場の西隅にあり、元龜三年五月、島津伊東兩氏木崎原に戦ひし時戦死せし伊東氏の諸將を葬る、其重なるは伊東加賀守、同二郎、同新二郎、稻津又三郎、上別府宮内少輔、米良筑後守、同喜右助、同式部少輔、野村四郎左衛門等、總勢二百二十餘人、久しく林藪の裡に荒れ果てしが、近頃小林町の有志者、義捐金を募りて祀祭する事となりぬ。

粥餅田古戰場

小林村北西方にあり、日向記及木崎原戦記を按ずるに、伊東氏の驍將、柚木崎丹後守は、日向第一の槍の名手、元龜三年五月、飯野川の役に島津義弘を附け狙ひて薩軍に紛れ入り、槍を揮つて衝き懸りしに、義弘の馬驚きて前膝を折りし故、照準違ひて兜の眞向に中りて果さず、却つて戦死せり、此時義弘の馬は牝馬なりしも、無双の駿にして、後膝つき栗毛と稱し、八十餘歳まで生存せしとぞ、丹後守の槍の痕ある兜は、今猶島津氏の寶物として傳はる。

霧島山

本郡と北諸縣郡と大隅國との界に聳ね、東西二峯に分る、東を鉾嶽又は東嶽といひ、高六千二百八十尺、西を韓國嶽又は西嶽といひ、高六千八百十尺、東嶽は活火山にして毎に噴火す、双峰相距る一里許、屹然群峰の間に特立す、満山躑躅多く、紅花爛漫燃ゆるが如し。

此山は古來屢噴火せしことあり、史を按ずるに、六條天皇仁安二年を初めとす、其後四條天皇文暦元年、後奈良天皇の天文二十三年より、明和九年まで、二百二十年間に噴火せしこと十餘度に及べり、其間享保元年九月六日殊に甚しく、各神社小林高原の諸郷皆焼失し其翌年も噴火し、熱石空に飛べり、明和九年には近郷の家屋を焼きたること十萬以上に上れりといふ、東嶽の山嶺に鉾あり、之を天の逆鉾といふ、又大池小池頗る多く大浪池など

其深さ知るべからず、是皆舊噴火坑なり、山中到る處温泉多く、諸病に効あり。傳へ云ふ天孫降臨の高千穂の峯は即ち此山なりと、或はいふ西臼杵郡の高千穂なりと、引證盡くる所を知らず。

霧島峯神社

小林村細野にあり、瓊々杵尊、木花開耶姬命、彦火々出見命、豊玉姬命、鷓鴣草葺不合尊、玉依姫命を祭る、續日本紀に仁明天皇承和四年八月、日向國諸縣郡霧島峯神預官社とあるもの是なり、鳥羽天皇の天永三年二月、山上大に炎上し、又六條天皇の仁安二年震火の爲社殿焼失し、後又四條天皇の文暦元年十二月震火の爲め社殿焼失し、享保の末新宮造營し、明治六年小林郷々社夷守神社を合祀し、更に霧島峯神社を夷守神社の跡に遷しぬ。

狹野神社

高原村浦牟田にあり、神武天皇御降誕の靈地なり、祭神は神武天皇正妃吾平津媛命、天津彦火瓊々杵命、木花開耶姬命、彦火火出見命、豊玉姬命、鷓鴣草葺不合尊、玉依姫尊を配祀す、社傳によれば、人皇五代孝昭天皇の御宇、社殿を造營し、延喜五年別に一社を建て、瓊々杵尊以下五柱の神を祭り、敏達天皇の御宇、霧島山と勅號ありしといふ、延暦七年、霧島山大に噴火し、社殿炎上せしが、中にも文暦元年十二月、噴火飛來し社殿堂宇焼失す、依て東霧島に遷し、天文十二年、高原郷麓村に假に社殿を建て、遷座す

慶長十五年再び狹野の舊地に遷座す、寛永十四年二月、野火の爲に社殿焼失し、所藏の古文書舊記什物等都て灰燼となる、享保元年九月亦噴火の爲、社殿炎上せしを以て、御神體を小林村細野に遷せしが、同六年に還幸あり、明治三十二年に至り、宮崎宮竝本社の改造等を目的とし、神武天皇御降誕大祭會起りたるを以て其會に請ひ、舊宮崎宮神殿拜殿を此に移し、神苑と俱に修理を加へ、尙社務所を新築し、同四十年五月三十一日遷宮式を擧ぐ。社前蒼鬱たる數百株の老杉は、慶長年間朝鮮征伐の際、藩主島津義弘、勝利祈誓の爲、藩士新納武藏守をして栽植せしめしものなりと云ふ、境内池水清冽。

霧島東神社

高原村稗川の山上にあり、官幣大社霧島神宮の攝社にして、山麓より八丁餘、崇神天皇時代の創建なり、瓊々杵命を祭る。

伊集院忠貞墓

野尻村の西畔にあり、忠貞は島津氏の家臣、都城の城主伊集院幸侃の嫡男、幸侃故ありて、慶長四年其主忠恒に誅せらる、忠貞奮然起ちて兵を擁して戦を挑む、島津氏平ぐる能はず、漸く徳川氏の援を得て之を降し、滅封して大隅の估佐に二萬石の采地を與ふ、忠貞快々樂ます、再擧を計るの意ありしが、遂に島津氏の爲に殺さる。

觀音瀨

須木村にあり、兩崖峭立、一川の流水稍凹處に集り、分れて二條となる、高七丈、恰も白練を懸るが如く、水勢雄壯、二流衝突する處、岩陥りて深潭となる、水色紺碧。

白鳥神社

飯野村白鳥嶽の北腹にあり、縣社にして日本武尊を祭る、島津義弘崇敬の社なりきといふ、同所に白鳥温泉あり、金創及疝瘡に宜し、浴場二ヶ所、春秋浴客頗る多し。

官修墳墓地

飯野村坂元にあり、明治十年の役に戦死せし淺野清堅外三十三人の墳墓あり。

木崎原古戰場

飯野村今西の中央にある平原、伊東島津の兩軍が、最後の勝敗を決せし所、日向記及木崎原軍記を案するに、元龜三年五月上旬伊東義祐大軍を率ひて、加久藤城に攻め寄せしも、樺山父子の奇計に欺かれて抜く能はず、遂に木崎原に退きけるに、加久藤の急を救はむとて馳せ向ひたる島津義弘の爲に襲撃せられければ、伊東の猛將勇卒二百二十餘人、枕を雙べて戦死せり、猛烈悲酸、蓋し此方面に於ける大激戦なりしなり、之より伊東氏の兵勢衰へ、島津氏の兵威益々振ひぬ。

加久藤城墟

毛無野の南麓にあり、山岡に據つて築く、高十三丈、元北原氏の居城後島津義弘飯野城にある頃、其家室を此城に置けり。

城墟の西畔に誕生杉あり、周圍二丈四尺、義弘の男家久誕生の時植ゑたるもの、天保六年

までは古翠天を摩せしが、大風の爲めに倒れたり、今存するものは其後植繼ぎしものなり
どぞ、加久藤神社は仲哀天皇を祀れる社にして、天智天皇七年の創建なり、島津家久の産
神なりしが後島津家崇敬の社。
加久藤村の中央に一本杉あり、島津義弘加久藤城にあり、常に之を望み、其高秀を愛し、
朝鮮征伐の時、此杉の形に模し、馬印を製し、一本杉と稱せり、其杉、文化の頃、落雷の
爲に枯れたれば、後之を植繼げりといふ。

二六、東 諸 縣 郡

總説 縣の中央にあり、東は宮崎郡に接し、西は西諸縣郡に隣り、南は宮崎、北諸縣
の二郡に接し、北は兒湯郡に界し、東西五里、南北七里、面積二十二方里餘、戸數六千八
十、人口三萬千七百七十七。

郡を分ちて高岡、穆佐、倉岡、木脇、本庄、八代、綾の七村とし、四方山を以て圍まれ、
磐木、釋迦岳、神名子、法華岳、大平の諸山あり、大淀川の上流郡内を貫流し、運輸の便
あり、郡の中央は、平地なれば、農産物頗る多く、近時又桑を植ゑ、養蠶の業盛なり。
物産は穀類、生絲、蠶表、樟腦、紙、瓦等にして綾村には金鑛あり。

高岡 郡内樞要の地、鹿兒島縣に通する國道路線の一驛たり、郡役所、警察署、郵便
電信局、稅務署等あり、宮崎を距ること三里半、車馬の往來繁く、此近郷に於ける唯一の
市場なり。

高岡城墟 高岡村の中央にあり、山岡に據りて築く、慶長五年、島津義弘關ヶ原役よ
り歸途、此地を過ぐ、時に伊東氏の將、稻津掃部助、清武城に居り、已に宮崎城を攻取り
兵威四隣に震ひし頃なれば、義弘山東の地の保ち難きを慮り、此城を築き、日薩隅の内四
十ヶ所より、郷士七百三十餘人を此に移し、比志島紀伊守を地頭として守らしむ。

城墟の半腹に村社、内山神社あり、倉稻魂命を祭る、慶長五年、島津義弘高岡郷を建置せ
し時、鹿兒島稻荷の分靈を祭り、一郷の鎮守となしぬ。

月知梅 高岡村高濱にあり、高岡名勝志を案するに、天明の頃までは唯一株なりしが
繁衍するに従ひ、枝々地に垂れ、根を生じて蔓延し、高一丈八尺、方二十間許に亘れり、
此地元香積寺の庭なり、香積寺は伊東氏の女を葬りし所、其臣小森某の孫利國追悼の爲に
植ゑたる梅なり、花八重にて白し、蒂は淡青なり、花時爛漫雪の如く、猛香馥郁たり、觀
梅の客甚多し、兒湯郡新田の坐論梅と相對し、日向の名樹たり、側に碑文あり、曰く

月知梅。

公爵從三位島津忠濟表額

日向國高岡。舊薩侯封内。邑有香積寺遺址。老梅蟠屈。如覆大蓋。初一株。臥而復起。臥輒生根。今分及八株。原株大可二十圍。高一丈八尺。周圍五十五步。有實爲希世物矣。延寶元年。左中將島津光久巡撫封内。到高岡。實此梅。賜名月知。有詩係之。往年正三位中納言外山光實。賦國風傳于世。維新之始。岩倉右府巡日向觀此梅。稱贊不已。北白川親王亦被枉玉趾。從此梅之名與花倍光輝矣。頃者高岡人士封建碑表不朽。請文于余。余乃記之。且告曰此梅即甘棠也。宜勒中將公詩。代銘詞。余喜曰諾。詩曰。

老龍盤屈歲寒枝。遠出人間托佛祠。移植春風今歷幾。當初唯有月明知。
明治二十九年六月 從三位勳三等 秋月種樹

其他騷人雅客の詠甚多し、今其二三を左に録す。

夜半の月花に知る名も照りそひて百枝に千枝に匂ふ梅が香
月ならで誰かは知らむ咲匂ふ老木の梅の春の昔を

梅が香も千とせ積れる古寺の深き哀れは月ぞ知るらむ

外山 光實
二山 政勝
八田 知紀

國廣出生地 天正、慶長の頃の刀工、豊公征韓の役、釜山に従軍して、鍛刀の事に従ひ、所謂新刀名鑑に上作の名高く、大關と立てられたる京師堀川住藤原國廣の出生地は、綾村の古屋にあり、本朝鍛冶考にも日州古屋住とあり。

去川關址 高岡の飛地、去川の川涯に在り、藩治の時、島津氏關所を設け、往來の行旅を視察せし所也、薩摩の俚語に左の如きものあり。
「薩摩去川に御番所無くば、連れて行かうもの身どしが國に」

御番所は即ち此去川關也、寛政年中、高山彦九郎正之亦比關にて阻止せられしといふ。

粟野神社

高岡村高濱にあり、郷社、大己貴尊、事代主尊外七神を合祭す、創立詳ならず、應永年中島津久豊同忠國本社を再興し、天正五年、島津義弘また本社を建築し、世

世島津氏の尊崇厚く、古來祭典の時鑄流馬の式あり、境内廣潤三の末社あり。
官祭招魂社 高岡村内山にあり、明治三年十月、高岡郷、長野祐之外六百四十四人之を創建し、戊辰の役に戦死せし中原八郎外六人を祭る、同七年十月より官祭となりぬ。

穆佐城墟 穆佐村の東北にあり、岡阜の高十餘丈、創築の年代詳ならず、元弘の頃、足利尊氏九州の大半を平げ、穆佐を以て其妻の湯沐の邑となしぬ、其後伊東島津兩氏の争闘場となり、互に攻略せり、伊東氏豊後に走れる後は、島津氏の有に歸し、其將川田大膳を地頭とし、元和の頃迄城壘を保維持たり。

官祭招魂社 穆佐村小山田にあり、明治二年八月荒川眞澄外六人創建し、戊辰の役に戦死せし松下新藏を祭る、同七年より官祭となり、四十年四月、日露戦争戦死の陸軍騎兵少尉野村盛茂外七人の私祭合祀許可せらる。

本莊 小市街也、附近に古墳四十八塚あり、古代の土器或は曲玉等を發掘せる少なからず、或は云ふ、神武天皇御母、玉依姬命の御陵の跡なりとぞ。

字須志田の南に久峰の貝殻山あり、満山巨大の貝殻化石を以て築かる、眺望甚佳。

劍柄神社

けんのかか神社といふ、本莊村にあり、一に本莊稻荷といふ、日向五所稻荷の一なり、夏冬二季の祭典には近郷より來り、賽する者極めて多く、寶物には古刀鏡等あり。

義門寺

本莊村南本莊にあり、淨土宗の寺院、貞和二年の創立、開基は直心上人、爾來十代、覺秀上人まで續きしが、十一代顯譽蓮入和尚より淨土宗に改宗せり、寺號は往昔藥王寺と唱へしも、日向守護伊東祐國の末孫、伊東義門の歸依に依て堂塔を建立し、改めて藥王山義門寺と稱せり。

天正中豊臣秀吉、九州征討の際豊臣秀長本寺に陣せる時の制札、今尙本莊六日町の舊家に保存す。

法華嶽

八代村にあり、三面開瀾、東は遙に日向洋に對し、西南遠く櫻島の嶽を望む南は近く鰐塚、雙石の山を望み、宮崎兒湯二郡の地皆脚下にあり、山上薬師を祭る、參詣するもの多し、相傳ふ、一條天皇の宮女、和泉式部悪疾に罹りしが、觀音の示顯に依りて越後米山、三河鳳來寺及び日向法華嶽の三薬師に參籠せば平癒せんと感じ、先づ越後、三河を経て、法華嶽に來り參籠一百日に至るも験を見ず、意を決して辭世の歌を詠じ、身を千仞の谿に投せしが、草上に落ちて身は全く、且其病も拭ふが如く癒わたりとぞ、今尙式

部腰掛の松、沐浴齋所の古跡あり、素より荒唐の説にて信するに足らずと雖ども、唯口碑の傳ふる所により記するのみ、同地に參詣者の紀念として、楮にて二三刀にて疎製する鶉は、丹彩を施し、至て古雅なるものにて、古來法華嶽鶉とて著名なり。

八代城墟

三面田を帯び、壁立十三丈、西北は平原に連る、創築の年代詳ならず、元弘建武の頃、伊東の支族茲に據つて宮方に應じ、足利勢と戦ひし以來、世々伊東氏の支城たりしならむ。

二七、兒湯郡

總説

殆んど縣の中央にあり、東は日向灘に面し、南は宮崎、東諸縣、西諸縣の三郡に接し、西は熊本縣に界し、北は東臼杵、西臼杵の二郡に接す、東西十一里、南北九里、戸數一萬二千二百二十、人口六萬五千三百三十二。

郡を分ちて美々津、都於郡、三財、三納、東米良、西米良、上穂北、下穂北、新田、富田高鍋、上江、木城、川南、都農の一町十四村とす。

西南北の三方は石堂山、市振山等の山脈連亘、東は大洋に面し、郡内原野極めて多く一ツ瀬川、高鍋川、名貫川等あり、灌漑、舟運共に便利にして、農産物多く、山には安質母尼

鑛あり、海には魚介多し。

物産は米穀、生絲、砂糖、木炭、椎茸、紙、瓦及び海産物に富む。

高鍋町 寛文以前財部と稱せしが、延寶元年正月、財部藩主秋月佐渡守種信、財部城を改築せし時、改めて高鍋と稱せり。

宮崎より北に距ること七里、秋月氏の舊城地にして、戸數二百四十、郡役所、警察署、稅務署、郵便電信局、裁判所出張所、郡立農學校、高鍋製絲會社、銀行、活版所等あり、商業盛にして、兒湯郡東部に於ける最も繁榮の市街。

高鍋城墟 高鍋町の西にあり、岡阜に據て築く、文德天皇齊衡の頃より土持氏累世の居城たり、傳へいふ、柏木左衛門尉の創築せし所なりと、土持氏此に居ること六百餘年、長祿元年七月、伊東祐堯大軍を以て押寄せしに、土持氏遂に大敗し、九月土持左衛門尉景綱城を開きて降る、是より天正五年まで百二十一年間、伊東氏の將、落合民部少輔世襲して此に居り、天正六年より十五年までは島津氏之を管轄す、同十五年、秋月種實、新納及び櫛間に封せられしより、種實は櫛間に居り、此城には守將を置けり、慶長九年種實の子種長、櫛間より財部に移りし以來、秋月氏累世此城に居り、明治四年縣治となり、秋月氏東上するに及び、廢毀し、今は公園となりぬ。

舞鶴公園 舊高鍋城址にあり、高鍋市街を距る西三町半、人家接續の地にして旅客一夕の散歩に適す、區域廣大、松樟の老樹殊に多く、西北は舊城山を巡らし、東南は太平洋を望む。

高鍋町は眼下にあり、山紫水明の勝地たり、明治三十八年十二月、高鍋城址保存會起り、境内に官祭招魂社、丁丑の役戰歿諸士の紀念碑の移轉を計り、新に二十七八年及三十七八年戰役紀念碑等を建設せり、舞鶴神社は、秋月家祖先の神靈と同家の尊崇ありし城内の數社を合祭す、境内に千歲亭あり、此邊櫻楓多く、春秋の遊覽に適す、
彈琴松 蚊口浦にあり、高鍋市街を距ること二十七八町、往還の南側なる奇代の名木なりしが惜い哉、二十年前既に枯死し、更に二代の松を植る繼げり、昔源重之、日向守たりし時、和歌を詠せしは前の老松なり、周圍石柵を繞らし、其中に一片の石碑を建つ、前面に重之の和歌を鐫す。

白波のよりくる絲を緒にすけて風にしらぶる琴ひきの松

蚊口浦 高鍋町東海口にあり、港口は東南に向ひ、濶さ縦八九町横二町許にして、高鍋川其中に流入す。

高城々墟 木城村にあり、西南高城川を帶び、三面壁立、高二十餘丈、唯西北一面原

野に接すれば、七小陸を鑿ちて要害を固くす、創築の年月詳ならず、建武二年、薩將新納時久、足利尊氏の命を以て高城の地頭たりしが、上京の留守中、畠山直顯攻めて之を取りぬ。

其後財部の土持氏之を管轄せしが、長祿元年、伊東祐堯財部城を陥れ、併せて之を取る、天正五年伊東氏豊後に走りし後は、島津氏其將山田有信を以て城主とす、六年八月、大友宗麟五萬の兵を發し之を攻む、城兵僅に五百人、島津家久等千餘人を以て來り控く、豊後勢は兵糧攻にせむとて遷延日を送るうち、急報鹿兒島に達しければ、島津義久三州の兵を率ゐ、十一月上旬佐土原に着し、同義弘は都於郡に着し、同行久は財部に着せしにより、豊後勢は美々川に退き、川を隔て、激戦あり、同十五年、豊臣秀吉島津氏を征せし時、羽柴秀長日向に入り、高城を圍む、有信僅に千三百餘人を以て籠城せしが、島津氏降るに及び、城を開きて秀長に降りぬ。又高城墟の東三町許高原上に松山壘墟あり、濠隍縦横に通ず、豊後勢高城を攻めし時は、佐伯宗天此に屯し、羽柴秀長高城を攻めし時は、羽柴下總守此に屯せり、又松山壘の東北に湯迫營墟あり、羽柴秀長の本營なりといふ、木城村目白坂に藤堂高虎の古壘墟あり。

比木神社

木城村字比木にある郷社、大己貴命を祭る、維新前は、領主秋月氏より神

領七十五石を寄附せられ、祭典の如きも、嚴肅に執行せられぬ、境内綠樹鬱蒼、明治十一年新に社殿を建築し、蒼くに銅瓦を以てし、一層の壯麗を加へたり。

石城墟 木城村石川内にあり、三面は川を繞らし、西隅僅に山麓に接す、日向記に據れば、天正六年縣の土持氏亡びし後は、新納以北悉く豊後の大友宗麟に屬す、是時伊東義祐は大友に寄寓して、本國恢復の志を懷き、石城を創築して、其將をして守らしめしに、島津氏の大軍雲霞の如く攻め來り、衆寡敵せず、遂に城を棄る、門川に退く。

都於郡城墟 建久元年、工藤祐經日向國地頭に補せられしも、己は伊豆に居り、一族代官を置きて、之を支配せしめぬ、祐時の代に至り、下向し、此城を築く、後火災により、佐土原城に移り、天正五年、薩軍の襲來せし時、二城を棄て、北走す、同十五年、島津以久、佐土原に封せらるゝに及び、此城を支城とせしが、元和假武の後廢毀せり。

黒貫寺

都於郡村にあり、日向最古の寺にて花山院天皇の御宇、寛和元年二月隆元僧都の創立する所、極めて由緒深き寺なり、明治七年火災に罹り、舊記概ね焼失。

岩爪神社

都於郡村にあり、伊弉諾、伊弉冊の二尊外二神を祭る、本社は景行天皇の御宇、熊襲征討の爲、皇子日本武尊茲に渡らせ給ひ、遙に紀州熊野權現に向つて、兇賊退治の御祈念ありし靈地なりとの故を以て、天長三年空海大師渡來の時、國家鎮護の爲、建

立せる所なりと傳へらる、境内の大楠は神木と稱へ、曾て其枝折れて地に墜ちしが、自然に根を生じ、今猶繁茂せり。

潮神社 都於郡村鹿野田にあり、彦火々出見尊を祭る、社内に潮涸、潮満の瓊を納む。社前に潮の井あり、干満海潮と時を同うすといふ。

此地海邊を距る三里餘、水面を抜くこと數十丈、而して此の如し、また奇ならずや、土人は之を神徳に憑ると稱しぬ。

御彦宮 都於郡村荒武にあり、彦火々出見尊を祭る、此處に神樂谷と稱する所あり、文化三年大晦日より神樂の音絶ゆること三日三夜、又慶應三年にも音樂の聲あり、土人其音を便りて近つかむとすれば、随つて遠く聞ゆしと傳ふ。

大安寺 都於郡村にあり、天正以前は總昌院といへり、總昌は伊東祐堯の法諡なれば祐堯の爲に創建せしものならむ、慶長八年、島津以久の領となり、今の名に改めたり。

都於郡町の東南三町許、舊圓光院址畦圃の中に伊東義益の墓あり、義益は都於郡城主伊東義祐の嫡男、永祿十二年七月、義益祈願ありて、岩崎稻荷社に一七日參籠、其月十一日頓に社内に卒す、年二十四、伊東氏都於郡に居ること二百十一年、其間創建せし所の佛寺も多ければ、累世の墳墓所々に存在すべき筈なるに、今僅に義益の墓のみ存しぬ、中世以降

漸次に墓表を破毀せしなるべし。

高屋山上陵 古代の地名高屋の里、日隱嶺等は皆黒貫寺附近にあり、彦火々出見尊の御殿跡は黒貫寺の上にあリ、高屋山上陵といへば、此より十町餘の處にあり、景行天皇熊襲親征の時、此地に至り彦火々出見尊の山陵を拜し、親ら松樹を植る給ふ、其跡を四本松と云ふ、黒貫寺は天皇行在所の跡なりといひ傳ふ。

三納城墟 三納村の中央にあり、西は三納川に臨み、斷崖二十丈、東は谿谷を帯び、南は邸宅を擁し、北は丘岡に據る、創築の年代詳ならず、伊東氏の勇將飯田肥前守此城に居り、天正年間薩軍の侵入に際し苦戦せし處。

初瀬觀音 元正天皇養老年中、徳道上人と云へる高僧あり、諸國を廻歴して此地に來り、四望絶佳なるを見、峰高くして峻ならず、溪深くして幽に、河水潺湲、奇岩重疊、自然の妙境なりとて、遂に一寺を建立し、名つけて初瀬山長谷寺といふ、後八百六年を経て大永二年火災の爲、本堂佛身共に焼失す、伊東尹祐再興し、中佛を十一面觀音とす、佛身二丈三尺、脇佛聖觀音は飯田肥前の作、勢至は後藤出羽の作なり、此時佛師と匠人と、各其技を闘はし共に成るに及びて、堂宇の高佛身の長に及ばず、故に床を毀ち、地上に安置せりといふ。

米良

日向五郡の古歌に「兒湯はた、新納、穗北に御苗代、米良の椎八重都於郡まで」とあり、慶長年中、米良の領主菊池氏玖摩藩主相良氏に屬せしより、肥後國に屬せしが、明治七年復た日向に屬せり、今分れて東西兩村となる、宮崎より十五里許、山岳重疊、四面を圍み、溪谷彎環峯巒嵯峨、人跡の容易に到らざる所あり、山地最も茶に適し、天然に繁茂す、又多く楮皮、菑蕪芋等を産す、小川は米良中の都會ともいふべく、舊領主菊池氏十餘世居をトせし處、村所、横尾、板谷、銀鏡、尾八重、越野尾等は皆米良山中著名の地近年村所邊の新道開け、車馬の往來、物産の搬出極めて便に、復た昔日の狀態にあらず。

銀鏡神社 銀鏡にあり、土人の傳ふる所によれば、征西將軍懷良親王鎮西下向の後、八代郡小野に薨す、其年王子を擧げ、爵松丸といふ、後良宗と申す、米良石見守重爲良宗王を奉じて米良に僭居す、懷良親王の御鏡等を納め、一社を創建す、是即ち銀鏡神社なり。

小川の西に米良神社あり、磐長姫を祭る、社傍老樹鬱蒼、神威肅然。

兒原稻荷神社 粟良村越野尾にあり、火明神、大山祇神、木花開耶姬命、外三神を祭る、創建の年月詳ならず、舊領主崇敬五社の一、領主自ら祭禮に臨み、幣帛を獻せり、維新の際、社號消滅の姿なりしが、明治十五年十二月社號許可を得。

布水瀧 小川布水谷の水流斷崖より岩底に瀉下す、飛流奔注、散じて雪となり花となる。

妻町

下穗北村にあり、兒湯郡西部の小市街、米良の物産は過半此地に出づ、市内繁榮、宮崎より六里三十町餘、穗北地方の古跡を探らむとせば、先づ妻町に到るを便とす。

都萬神社

縣社、妻町の西北隅にあり、木花開耶姬命を祭る、日向國式内神社四座の一なり、本社の棟札に承和四年九月十八日建立し、奉るとあるを見ても、一千年以上の古社たるを知るべし。

續日本記、三代實錄等にも記され、古來由緒正しき靈社、境内自ら森嚴、老樹鬱然、四面を圍み、東西は櫻川の清流を帶び、南西に櫻馬場の佳景あり、路傍多くの櫻樹あり、花時の風色甚だ佳なり、馬場の西側に小池あり、紅白の蓮多し、中洲に祇園社あり、素盞鳴尊を祭る、所謂日向櫻川の古蹟是なり、中院空山卿の歌に

水上もまた行く未も櫻川花に流れぬ瀬も瀬もなし

又島津忠寛の歌に

笹土も竿さし捨て、櫻川今を盛りの花や見らむ

とあり、往昔伊東氏所領の時は、供田千石を奉納し、島津氏の所領となり、神領三百十五石を寄附せり、寶物は劍一口、無銘五寸五分、大刀六尺一寸波平宗安作（應永九年六月島津久義寄附）大刀一口八尺一寸二分備前則次作、古冠一個、曲玉大小二個あり又本社の西

に妻苑あり、瓊々杵尊始めて木花開耶姬命を見給ひし遺跡なりといふ、その西北に無戸室址あり、木花開耶姬が火闌降命、火明命、彦火々出見尊の三皇子を生み給ひし産室の遺跡なりといふ、往昔は其境域廣大なりしも、今は概ね耕地となりて、一畝にも足らず、雜草生ひ茂れる中に一小祠の建てるあるのみ。

西都原 石貫神社より南西に行くこと數町、林中の山坂を登れば、忽ち廣き高原に出づ、此を西都原といふ、四方の山川双眸の中に集りて眺望甚だ佳なり。

子湯の池 無戸室址の南、田地の間にあり、周圍は雜木繁茂、水色最も清淨、皇子御降誕の節、沐浴し給ひし遺跡にして、兒湯郡の名の起因せる所。

二大山陵 兒湯郡は古陵墓極めて多く、其數幾百なるを知らず、就中下穗北村三宅に二大山陵あり、西都原の平原中に双峙す、高壯巍々、其嶺青松數百株を生ず之を望めば鬱然たる山峰なり、俗に大山陵、又男狹穗塚と稱す、其東北なる一陵は、其形隆然として圓

なり、高五丈四尺、陵巔平坦、廣方十二間、陵址の周圍三町四十五間餘、四方環すに壕隍を以てす、隍幅八間、周圍五町四十間、又外に壘壁を繞らす、壘高六七尺、幅九間三尺周圍六町四十八間、土人は是を瓊々杵尊の陵なりと傳ふ、其南址に一小祠あり瓊々杵尊を祭る。

其西南の一陵は、相距る四十五間、高四丈八尺、其形東は大にして圓く、中央は稍低くして盛り、西は又少しく大にして長し、頗る伏瓢に似たり、縦一町十二間横之に稱ふ、陵址周圍四町四十五間餘、四方亦壕隍を繞らす、隍幅廣き處十三間、狹き處八間に下らず、土人は之を女狹穗塚と稱し、木花開耶姬の陵なりと傳ふ、日向國中の諸陵未だ此の如く大なるものなし、右二山陵は、明治三十年御陵墓參考地となり、御料地に編入せられ、宮内省の管理に屬せり、其他二山陵の附近に事勝塚、雜掌塚、飯盛塚、鬼窟塚、宿塚等あり、三財村中村に常心塚及び神狩塚、新田村に石船塚、瀬戸塚、川南村に西別府の古墳、上江村に天秤塚、石船塚、龜塚等あり、枚舉に遑あらず。

三宅神社 下穗北村三宅にあり、瓊々杵尊を正祀とし、左右に天兒屋根命、太玉命を相殿に、供奉六十四神を祭る、創立は天正五年の兵燹文化七年の火災等に逢ひ、縁起舊記等大半烏有に歸し今詳ならず、上古天孫宮居の跡に神社を立て、祭れるものなりといふ、往昔は神領の田多くありて、祭禮最も壯嚴を極めしが、天正の兵燹により、神領をも失ひ祭式も廢絶せり、其後島津義久再び社殿を建てしも、文化の火災に罹り、今の社殿は三宅郷中にて、再建せしものなりといふ。

境内老樹四方を圍み景色最幽邃なり、又丹裳小野は、國分寺址の南にあり、景行天皇の十

二年三月、子湯の縣に行幸し、丹裳小野に遊び、東方を望み、左右に謂て曰く、此國は直に日出る方に向へり、故に日向といふべしと、是日大石に上りて京都を憶うて歌を詠み給ひぬ、而して其大石は今尙存せり。

國分寺址

下穂北村三宅にあり、聖武天皇天平九年、諸國に國分寺を置かるゝに際し行基菩薩、勅を受けて開基せるもの、往昔寺領多く、寺域廣大、莊嚴美麗なりし由なるも屢火難に逢ひ、且明治の初廢寺となりぬ、今は僅に形ばかりの小堂を建て、木食上人の彫刻と傳ふる藥師、普賢、文珠、勞至、釋迦等の佛像を安置するに過ぎず。

國府の遺址

國分寺址より南四町許の地に小字向國府といふ所あり、往古國府のありし遺蹟と傳ふ、同所より發掘したりといへる兒湯郡印は都萬神社附近の一民家に保存す千餘年前の遺物、頗る古雅なる銅印なり。

清水寺、鞍馬寺、祇園社

に擬して創建せし所。

下穂北村にあり、天文の頃都於郡城主伊東義祐京都

千畑の古墳

上穂北村にあり、日向地誌に據れば、高概三丈一尺、周圍一町九間、其形隆然として圓なり、南腹に一窟あり、此は文政の頃、兒玉實滿といふ者の發掘せし所窟口は方にして深四間四尺、外二間、高五尺幅五尺五寸、内二間四尺、高九尺幅七尺四寸

巨石を以て之を疊ひ、就中上を覆ひしは一片の巨石、方八尺許、其制三宅の鬼窟に同じ。

兒玉實滿の事蹟

兒玉實滿は文政の頃の人、下穂北三宅のに生まる、村吏となり、

篤學の士也、敬神愛國の志深かりしかば、穂北は天孫皇居の遺蹟、御陵墓等も多かるに、由緒ある靈蹤遺蹟の湮滅するを痛嘆し、笠狹略記、日本元記、笠狹古言集等數十卷并に同地方社寺陵墓舊蹟等の所在地を示したる地圖等を著述したるが、今は大方散逸し、其著書の斷片乃至木板の地圖稀に存す。

座論梅

新田村新田神社より東北、儲倉の字湯の宮にあり、著名の花樹、花時遠近より雅人の節を曳く多し、傳説によれば、神武天皇東征の途、この地に一泊し給ひ、御入浴ありし湯槽の跡に、土人紀念の爲に梅の木を植ゑしもの、漸次繁茂し、枝地に垂れて又根を生じ、以て今日の數株とされるものなりと、されば今も尙湯の宮の名存せり。

鬼筑女山

新田村鬼筑女の海濱にあり、最も眺望に富む、航海する者目標となす也。

多賀神社

川南村白鬚にあり、伊弉諾尊、素盞鳥尊、猿田彦神を祭る、天長二年の建立、著名の神社、參詣頗る多し。

唐瀨原

川南村にあり、茫漠たる原野、北方都農村に連る、東西一里、南北一里半、地勢平坦、滿野短草を生ず、土人處々を開墾して、蕃藷、蕎麥等を植う、猶此西南にも廣